

建設委員会会議録

1 開会年月日

令和8年6月19日（金）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（8名）

委員長	松平	雄一郎
副委員長	品田	ひでこ
理事	依田	翼
理事	浅川	のぼる
理事	豪	一
理事	宮本	伸一
理事	高山	泰三
理事	板倉	美千代

4 欠席委員

なし

5 委員外議員

なし

6 出席説明員

成澤 廣修	区長
佐藤 正子	副区長
加藤 裕一	副区長
丹羽 恵玲奈	教育長
新名 幸男	企画政策部長
竹田 弘一	総務部長
鵜沼 秀之	都市計画部長
小野 光幸	土木部長
細矢 剛史	資源環境部長
川崎 慎一郎	企画課長

宮 間 恵梨果	政策研究担当課長
菊 池 日 彦	用地・施設マネジメント担当課長
猪 岡 君 彦	財政課長
横 山 尚 人	広報戦略課長
畑 中 貴 史	総務課長
木 口 正 和	契約管財課長
鈴 木 大 助	こども若者政策課長
前 田 直 哉	都市計画課長
川 西 宏 幸	地域整備課長
村 田 博 章	住環境課長
大 畑 幸 代	建築指導課長
橋 本 淳 一	管理課長
有 坂 和 彦	道路課長
高 橋 彬	みどり公園課長
武 藤 充 輝	環境政策課長
石 川 浩 司	リサイクル清掃課長
清 家 忍	文京清掃事務所長
真 下 聡	教育総務課長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	宮 川 美 帆
議事調査担当	眞 鍋 由起子

8 本日の付議事件

(1) 付託議案審査

- 1) 議案第4号 文京区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 2) 議案第18号 バリアフリー整備工事（区道第889号）請負契約
- 3) 議案第24号 文京区立関口三丁目公園再整備工事請負契約の一部変更について

(2) 付託請願審査

- 1) 請願受理第5号 区民参画の充実・強化を通じて安心・安全を目指す「文の京」ま

ちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた研究を求める請願

2) 請願受理第6号 桜蔭学園隣接地に高層マンションが建設される問題への対応を含め、「文の京」の教育環境の維持・保全を求める請願

3) 請願受理第7号 桜蔭学園隣接地に高層マンションが建設される問題を教訓に、「文の京」の教育環境を保全しつつ、レジリエンスある防災まちづくりを同時に推進する「開発指導要綱」の研究を求める請願

4) 請願受理第8号 電動アシスト自転車購入補助制度の創設を求める請願

(3) 理事者報告

1) 文京区景観計画等見直し骨子について

2) 第12次文京区交通安全計画の策定について

3) 文京区自転車活用推進計画の中間評価の実施について

(4) 一般質問

(5) その他

午前 9時59分 開会

○松平委員長 おはようございます。時間前ではございますが、おそろいでございますので、建設委員会を開会いたします。

委員は全員出席です。

理事者は関係理事者に御出席をお願いしております。

請願審査の際に、鈴木こども若者政策課長及び真下教育総務課長に御出席いただきます。

理事会についてですが、必要に応じて協議して開催したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○松平委員長 本日の委員会運営についてです。付託議案審査3件、付託請願審査4件、理事者報告3件、部ごとに報告を受け、質疑は項目ごととします。一般質問、その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について、閉会、以上の運びにより本日の委員会を運営していきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○松平委員長 ありがとうございます。各委員及び理事者の皆様には、質問、答弁など、簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されるよう、御協力をお願いいたします。

なお、議員、理事者ともに資料はデータのページ番号を指定することとなっておりますので、右下にPの通し番号がある場合は、そちらを御指定くださるようお願いいたします。

○松平委員長 それでは、付託議案審査3件に入ります。

議案第4号、文京区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題とされました、議案第4号、文京区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。議案集のデータは15ページですが、委員会資料第1号を御覧ください。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定による東京都都市計画地区計画が令和8年3月5日に変更されたため、文京区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年6月文京区条例第27号）の一部を改正する条例の規定を整備するものでございます。

改正の概要といたしましては、後楽二丁目地区地区計画の都市計画決定により、別表第一の改正及び別表第二に「後楽二丁目南地区」の追加をいたします。あわせて、建築基準法、建築基準法施行令、都市計画法及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、第五条、第七条、第八条、第十三条、第十七条及び各別表の文言を改めるものとなります。

付則は施行期日等を定めるもので、公布の日から施行するものでございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○松平委員長 ありがとうございます。それでは、御質疑をお願いいたします。

では、板倉委員。

○板倉委員 おはようございます。

この議案第4号についてですけれども、地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例ということで、この条例の別表のところでは、茗荷谷地区、春日・後樂園駅前地区と同時に、一緒に、後楽二丁目地区地区計画ということで、後楽二丁目、

一くくりというか、全体がこの別表の中にあっただすけれども、今度、後楽二丁目南地区の地区計画が都市計画決定されたということで、後楽二丁目東、後楽二丁目西、そして後楽二丁目南地区と3つの地区に表示がされたということなんですけれども。

第五条のところに、いわゆる容積率の緩和というふうに思いますけれども、これは、この地域が地区計画を定めたということで、この容積率に算入しなくていいということになったんですか。そこのところをちょっとお聞きをしたいということと、この五条の二入ったその容積率に算入しない施設というか、それは、具体的にはどういうものをいうんでしょうか。それをまずお聞きしたいと思います。

○松平委員長 大畑建築指導課長

○大畑建築指導課長 まず、1点目に関してですけれども、本地区計画を定めたことにより容積率に算入しなくてよくなったということではなくて、建築基準法のほうで、容積率算定の際に除外できる項目というのが定められておりますので、それをこの条例の中でも定めているということになります。

具体的に第五条の中身なんですけれども、本条例が前回改正されたのが、春日・後楽園駅前地区を追加した平成21年9月になるんですけれども、そこから、建築基準法のほうが数回改正をされております。現この条例においては、五条の、2ページになりますけれども、第三項から第五項にございますように、自動車車庫の一部面積、それから地階の住宅、共同住宅の共用部の廊下等について、この時点で既に除外されておりましたが、その後の法の改正によりまして、備蓄倉庫、蓄電池、自家発電設備、防水槽といったものの一部面積、それからエレベーターの昇降路部分、宅配ボックスの一部面積、それから老人ホーム等の共用部の廊下等についても除外されることとなっております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 今、エレベーターとか、備蓄倉庫とか、自家発電機、いろいろあったんですけれども、ここには歩行者デッキっていうことも、これに含まれるということなんですか。

それと、ここの地域は、定められた容積率は600%だったと思うんですけれども、ごめんなさい、500%だと思うんですけど、この建物、この計画でいうと1,150%ということで今回、定められたわけなんですけれども、これが適用されることによって、エレベーターとか、さっき言っていた様々な施設とか、そういうものがどれだけの面積が除外をされて、床面積を増やすことができるのかっていうことは計算上は出ますか。

○松平委員長 川西地域整備課長。

○川西地域整備課長 容積率のところでございますが、まず、デッキのところに関しましては、デッキの形状によって床面積が発生するしないというようなありますんで、そのところは、床面積が発生するならばというところなんですけども、その建物の位置によってカウントが変わってくるのかなというところになっております。

また、1,150%というところですが、先ほどの委員がおっしゃいましたように、500%と、地域貢献等を含めて、合わせて1,150%となるというところでございます。その中で特に、この宅配ボックスであるとか、備蓄倉庫、自家発電、貯水槽等の除外できるものがあれば、ほかの建築物と同様に、容積率に算入される床面積には算入されないというところになるのかというところの考えでいるというところでございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 具体的に何平方米っていうふうには出ないんですかということなんです。

○松平委員長 川西地域整備課長。

○川西地域整備課長 今後、基本設計、実施設計の中で、それぞれの施設を何平方米つくるかというところは決めるというところにあるんですけども、幾らでも限度があるというところでもなくて、それぞれ5分の1とか、100分の1とか、50分の1とかという限度の中で緩和ができるということになってますんで、そのところは建築確認の中で適切に評価して容積率の判断をしていくということになるのかというふうに思っております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 地域貢献というふうに、容積率を増やせた中身としては地域貢献ということが大きい理由というか、なると思うんですけど、この間、言っていたのは、オープンスペースだとか、歩行者デッキをつくるからというふうに、たしかあったかなと思ったんですけども。先ほど言ってた宅配ボックスっていうのが地域貢献になるのかというのもあるんですけども。

この容積率の緩和によって、これだけの高いものが建てられていくということですから、そこは、この間、私たちも、今度のこの議案の中にあるように、最高限度額についても170メートルというふうに定められたわけですけども、先ほど言いましたように、地域貢献ということでは、本当に根拠としては強くないというか、弱いのではないかというふうに思います。

それで、あとは、ここの170メートルという高さについてなんですけれども、私はこの間の都市計画審議会で賛成できないというふうに申し上げましたけれども、ここについては、

飯田橋駅周辺基盤整備方針というのが策定されて、東京都や鉄道事業者と共に千代田区、新宿区と一体になった計画ということで、千代田区側で再開発による高層ビルがもう完成してるんですけども、千代田区で完成したビルは何棟あって、それぞれ何メートルなのかということと、これから計画している建物が何棟あって何メートルなのか、同じく新宿側の計画はどうなのかっていうことをお聞きしたいと思います。

○松平委員長 川西地域整備課長。

○川西地域整備課長 まず、建築基準法の容積率における延べ面積の緩和のところですけども、この建物だけではなくて、全国的なところの中で基準法、定められておりますので、ここの地域貢献じゃなくて、域外貢献というところで表現しているところでありますが、そこに参与するということではなくて、この建物以外でも、ほかの建物も全部統一のルールでやるというところであってというところを御理解、御認識いただければと思います。

それと、デッキのほうも、この容積率の緩和の中で200%というところの緩和というところがありますので、そちらのほうのデッキの整備を進めることによって、容積率の緩和一定と、域外貢献として認められるというところでございます。

次に、高さの件でございますが、以前も委員会の中でお伝え、お知らせしたところでございますが、こちらのほう地域貢献の内容等も踏まえて、高さの設定を170メートルとしているというところでございますが、飯田橋周辺の拠点としての整備というところの中でのスカイラインも含めて検討しているというところでございます。

また、高さが高くなることにより想定される、風とか日影他の影響については、検討しながら計画を行っていくということで、今後、基本設計、実施設計に入っていくというところで考えているというところでございます。

あと、飯田橋周辺の再開発のところでございますが、まだ進行中のところとか、いうところがあって、全体で多くもっては7戸ぐらいというところがあるかと思うんですけども、まだそのところは、どういうふうに計画されるか、都市計画決定されるかというのは今後というところがありますので、そちらのところは、詳細の中身についてまだ言える状況ではないというところであろうかというふうに考えているというところでございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 竣工中だったら高さ分かりますよね。今のお話ですと、スカイラインは合わせていくというような、そういう内容が含まれているのかなというふうに思いますので、この南地区については170メートルに決めたっていうことは、3地区のこれから、飯田橋駅周辺

基盤整備というその方針の中では、千代田区や新宿区とスカイラインを合わせていくという、そういう今受け止めに聞こえたんですけれども、竣工中ですから、当然高さとか分かるわけですね。何メートルになっているんですか。

○松平委員長 川西地域整備課長。

○川西地域整備課長 今、都市計画決定されたのは千代田区のところでございます。千代田区の富士見二丁目と東地区というところでございますが、こちら130メートルぐらいの、なるというふうな報道、計画になっているというところでございます。

そのほか新宿区のほうも、それより高くなるという計画もありますので、それも含めて、スカイラインを考えた上で、170メートルというふうに設定したというところの根拠というところでございます。

○松平委員長 ほかに御質疑のある方。

では、品田副委員長。

○品田副委員長 イのほうの後楽二丁目南地区が追加されたことはよかったというふうに思っています。今、議論になっている建築基準法の改正のところですけども、今、お話の中で、ここだけじゃなくて全ての建物のということですよ。今、御紹介のあった備蓄倉庫とか自動車庫、エレベーターの昇降機部分、あと老人ホームの廊下という、まだたくさんあるようですけども、その前に平成21年の9月から数回もう改正があったとおっしゃったんですけど、そこにはこの部分が入っているのかどうかと。

今回改めて幾つかの建物の、要望が多い建物だったんだろうか。この部分を容積率から外してくれという要望の中で今回の改正になったのか、それとも国が、防災や環境の観点から、ここを容積率から外すことによって推進しようというふうになったのか、経緯を教えてください。

○松平委員長 大畑建築指導課長。

○大畑建築指導課長 先ほど申し上げたのは、平成21年9月に、この地区計画に伴う建築条例のほうの改正がありまして、それから今に至るまでこの条例自体は改正をされておられません。その間、国が様々な施策を実現するために、建築基準法等の改正を数回行っておりまして、建築の容積率から除外する部分の法改正は、具体的には4回ほど行われてきておりまして、それを今回全て盛り込んだという形になっております。

○松平委員長 品田副委員長。

○品田副委員長 つまり、今の時点では全部網羅して改正するんだけど、この21年度から今日

まで、これであれば、結構、容積率緩和がされた物件があったのかどうかも含めて、ちょっと遅いんじゃないの、21年からだと遅いんじゃない。その都度その都度改正してもよかったんじゃないのかなと思って伺っているんですけど。

あと、老人ホームの廊下なんていうのは非常にいいことっていうか、皆狭い面積でやっているし、また、いろいろ障害者の施設なんかも、今、建設っていうか、準備されているところがあるので、たとえ少ない面積でも、これによって一部屋ぐらいできるとか、いうこともあったので、何で今なのかなということだけ教えてください。

○松平委員長 大畑建築指導課長。

○大畑建築指導課長 本条例の改正については、5ページにあります後楽二丁目地区、茗荷谷地区、春日・後樂園駅前地区を対象とした、あくまでも条例になっておりますので、基本的には再開発事業で全部建物ができているという中で、特段、条例の改正をする必要がなかったというところではあるんですけども、先ほどありましたとおり、建築基準法の改正によってこういったものが複数回緩和されてきておりますので、それは条例によるものではなくて、もう全国一律的かというと、どこでも既にその法改正のたびに適用を受けているということになっております。

○松平委員長 品田副委員長。

○品田副委員長 今回は条例ですけども、建築基準法のほうでクリアされているので、不備な、不利益な思いはしていないということでよろしいですね。

これ結構大事なことだと思うので、上手に広報していただいて、たとえ小さな建物であろうと、こういうところは、また防災の観点とか環境の観点で推進できるというふうに思うので。

それで、もう一つさっき言った国のほうは、そういう、防災の観点とか、環境の観点とか、建物によっていろんな推進できる取組が、ごめんなさい、取組を推進させたいという思いでなっているのか、その辺の経緯だけもう一回教えてください。

○松平委員長 大畑建築指導課長。

○大畑建築指導課長 国のほう、当然防災上、それから省エネ的な観点も含めて様々な政策を進めているという中で、建築基準法だけではなくて、省エネ法ですとか関係法令も含めて、目的に応じて改正がされているという状況だと認識しております。

○松平委員長 ほかによろしいですね。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○浅川委員 この議案は、後楽二丁目地区の地区計画において、後楽二丁目南地区の追加変更に伴う規定の整備で、建築基準法等の法律の改正に伴う条文及び文言の整理をするものですので、自民党は、議案第4号に賛成します。

○松平委員長 自民党さん。

○豪一委員 誉、議案4号賛成です。細かい文言たくさんあって、後楽のために御苦労さまでした。先ほどスカイラインの話があったんで、勘違いしちゃいけないのは、ある程度の商業地域で容積率決まったようなところだと、どうしてもスカイラインは決まっちゃうんですね。そういう意味で、整うって言ったんだけど。私は、文京区が考えているスカイラインそろえるっていうのはもう大反対で。

例えば大手町だとか中央のああいうオフィス群だったら、日当たりも考慮しなくていいから、ある程度、スカイラインそろったビル群があっても、それなりにかっこよくなるんだけど、昭和から平成につくられた分譲マンションというのは、スカイラインがそろうような、普通の商業地域の開発だと、そのうちに飽和状態になって、高齢化社会になって、相続でもめたりして、資産価値がどんどん落ちていくと。

逆に言えば、今回の法定再開発だとか、私よく言う総合設計制度みたいのをつくって、ある程度個性があるような、文京区らしい、建築家の英知が集合したような建物をしっかりと増やしていかないと、高齢化社会の上で、びっちり幹線道路にベンチもない。公開空地があればそういうところにベンチも増やしたり、そういった魅力ある、緑も、緑化率も増やせるようなまちづくりができるわけよ。

だから、そういう言葉を使うときも、ちょっと余計な話だけど、気をつけて、文京区の将来はどういうものがベストかというのを考えた上で言っていたきたいなと思いました。

以上です。

○松平委員長 公明党さん。

○宮本委員 今回の条例改正については、後楽二丁目南地区が地区計画として都市計画決定したことにより、計画地区に追加されることによる建築物の制限などを定めること、また、これまでの法改正などによる文言の整理についての改正と理解しております。

地域住民の皆様から早くしてほしいという期待のお声を多く公明党のほうにはお寄せいただいておりますので、この後楽二丁目の再開発、円滑に進むように引き続きの推進をお願いします。公明党は議案4号に賛成します。

○松平委員長 永久の会さん。

○高山（泰）委員 永久の会も議案第4号、賛成をいたします。地元の方、大いに期待する声も多いので、いろいろ困難もあろうかと思いますが、引き続き進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○松平委員長 区民が主役さん。

○依田委員 後楽二丁目の南地区の再開発、順調に進んでいるのは何よりだと思います。基本的なことは、再開発を前提とした都市計画の変更というところで定められてきていることかだと思います。今回の条例改正に関しては、それに準ずるものと、法改正のところもありますけれども、というふうに認識しておりますので、区民が主役の会は議案第4号賛成いたします。

○松平委員長 日本共産党さん。

○板倉委員 さっきの質問の中でも明らかになりましたけれども、この条例改正の中に建築物の高さの最高限度額、170メートルというふうに定めたということなんですけれども、さっきの御答弁の中で、千代田区では竣工中か、出来上がったのか、130メートルというふうに言っていて、スカイラインをそろえていくというふうな目的であるならば、千代田区側でできたこの130メートル、逆に合わせていくということは、必要というか、そういう方向でやっぱり高さは決めていくべきだというふうに思いますし。

区が言っていた、この最高限度額170メートルについても、オープンスペースだとか、歩行者デッキをつくるからということで、先ほども申し上げましたけれども、根拠はとても私は弱いというふうに思います。

それと、この3地区だけでもこれから、この後楽二丁目南地区の170メートル級に加えて、新宿のほうでも、もっと高いものが計画されているやに聞こえておりますが、本当にオフィス需要がそんなに必要なのかということも疑問なのと、この間、都心部の再開発で計画を見直す動きが出ているという報道が、新聞だけではなくて、せんだってはNHKのクローズアップ現代とか、夕方のニュースでも取り上げていて、一旦様子見してリスクを回避しようという動きが広がっている。そのように報道されている中で、本当に計画どおり進めていっていいのかというふうに改めて考えなければいけないというふうに思います。

一番打撃っていうか、受けるのはいわゆる零細の地権者の方々ですから、その方々のリスクを少なくしていくということに、区は力を注いでほしいと思います。ですので、私たち日本共産党は、この議案第4号については、高さの面も含めて反対をいたします。

○松平委員長 反対。

では、AGORAさん。

○品田副委員長 先ほど質疑させていただいて、後楽二丁目南地区については推進していただけるようにお願いします。千代田区さんや新宿区さんのほうに流れないように、しっかりと文京区としても活性化していただくようお願いいたします。

そして、建築基準法の改正については納得いたしましたので、推進していただけるようお願いして賛成をいたします。

○松平委員長 それでは、審査結果を申し上げます。

賛成6、反対1、よって原案を可決すべきものと決定をいたします。

それでは、議案第18号、バリアフリー整備工事（区道第889号）請負契約です。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました議案第18号、バリアフリー整備工事、（区道第889号）請負契約について、提案理由を御説明いたします。議案集データの47ページ及び工事概要を御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

まず、契約の目的は、バリアフリー整備工事（区道第889）でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付一般競争入札によりまして、去る4月7日に入札を行い、最低金額入札者と同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金金額は金4億700万円でございます。

契約の相手方は、ダイマス・古市建設共同企業体、構成員の代表者は、東京都文京区関口一丁目23番6号、プラザ江戸川橋307、株式会社ダイマス、代表取締役増田京子、ほかの構成員は、東京都文京区根津一丁目23番、株式会社古市工務店、代表取締役古市芳宣でございます。

なお、工期、支出科目等は、データの48ページに記載のとおりでございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願いいたします。

○松平委員長 ありがとうございます。それでは御質疑をお願いいたします。

では、宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。まず、金額についてなんですけども、この契約金額の妥

当性について、区としてどのような見解なのかお伺いしたいと思います。

また、昨今、中東情勢の影響も受けまして、建築資材の調達が困難になっているという報道を見ますし、また、地域の事業者さんからも直接お話を聞いています。また、調達がしづらいと。また、調達できても、昨年度取引実績の7割から8割程度しか供給してもらえないといった、そういったお話もよく聞いております。また、価格も高くなっているというふうに言われておりました。

こうした状況なんですけども、この工事が円滑に実施できるのか、不安もありますので、どのように見ていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○松平委員長 有坂道路課長。

○有坂道路課長 まず、契約金金額についてですが、この工事を設計するに当たりましては、都や本区が定める設計積算基準を用いるとともに、積算基準に定めのない工種等については、3者見積りの平均を取って設計に反映するなど、適正に設計を行っておりますので、こちらの契約金額につきましても妥当であると考えております。

また、先ほどの委員御指摘のような中東情勢の影響についてですが、こちらも建設資材、特に塩ビ管や塗料などの調達が困難な状況であることや、それ以外の資材も製造コストが増加しているため、価格も高くなっていると聞いております。資材については、メーカーが供給できない状態ではないようですので、本工事を進めるに当たっては、速やかに材料の調達に動くよう事業者を指導してまいります。

本工事は大規模なものですので、そこにかかる資材の高騰による影響は避けられませんが、資材の調達に時間を要する工事は後回しにするなど、できることから施工していくことで、円滑に進められるものと考えております。

○松平委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 中東情勢に関して私のほうから今の答弁にちょっと補足をさせていただきます。契約部門におきましても、今回この件について入札手続を行うに当たりましては、関係する事業者の方から中東情勢に係る相談や御意見などはいたっていない状況でございます。

しかしながら、委員御指摘のとおり、中東情勢、今後流動的でございますので、区の対応といたしましては、区発注の工事におきまして、資材高騰等により工事費に影響が生じた場合には、区の工事請負契約の標準契約約款の規定に基づきまして、インフレスライド条項などの条項の適用がルール上ございますので、今後の状況次第では、受注者と協議の上、必要

に応じた対応をしてまいりたいと考えております。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。ありがとうございます。

次に、工事内容についてお伺いしますが、近年は台風の激甚化など、豪雨による被害も大きくなっております。道路の排水性能などについては、しっかりやっていただきたいと思います。この工事については、どのような対応がされるのでしょうか、お伺いします。

○松平委員長 有坂道路課長。

○有坂道路課長 治水対策ということで言いますと、歩道は透水性ブロックを用いた透水性舗装を実施いたします。本区においては、以前より治水対策として行ってきた構造を採用しており、下水施設に負担をかけることなく治水することができる舗装となっております。

また、車道舗装や側溝は治水対策を目的としたものではありませんが、車道は排水性舗装という、路面の雨水を舗装内の空隙を通して排水施設へ速やかに流す構造にしており、雨天時における車両が走行する際の水しぶきを抑制することで視認性を向上させたり、舗装の空隙にタイヤと路面の摩擦音が吸収拡散されることによる騒音を低減させたりする効果があります。

側溝は、都市型側溝という従来の側溝と違い、側溝上に雨水を流すのではなく、スリット上の開口部から雨水を排水する機能的なものとなっております。本工事では、自転車通行空間整備も併せて行いますので、この側溝を採用することで安全な自転車通行空間を確保することができます。

これらを施工することにより、総合的に雨天時にも安全に利用していただける道路になると考えております。

○松平委員長 よろしいですか。

では、板倉委員。

○板倉委員 この区道889号というのは、巻石通りのことなんですけれども、ここの巻石通りについては、バリアフリー工事を行うのであれば、無電柱化も併せてやってほしいということで、7～8年前になりますかね。品田副委員長、当時の宮崎議員で、私も発案をして、区の道路課の皆さんと実踏しながら、無電柱化と併せて進めてほしいという、そういう要求をいたしました。あの当時、巻石通り全て完了するには32年かかるっていうふうに言われたんですよ。ですので、本当に32年後に生きているかしらとか思いながら工事を見守ってきたわけなんですけれども、今回1期目の工事がようやく来年7月30日までということで整備完了の

めどがついてよかったなというふうに思っています。

この工事の流れってということで、この間、区から説明をさせていただいたのは、電線共同溝設置ということで、これは2021年から2024年5月で終了をしているというふうに報告も受けています。2番としては、電線共同溝から沿道住居等への電力線、通信線を引き込む工事が行われて、その後、電柱を抜く、その後、バリアフリー整備工事っていうふうに説明を受けていました。

先ほども言いましたけれども、1番の共同溝設置工事については終了というふうにしてはいるわけですが、2番のところでの電力線とか通信線を引き込む工事っていうことなんですが、この間見てますと、各住居等へ引き込む工事が、何日か置いてから行われたりとか、結構一気にじゃなくて、そういう形でやってきたかと思うんですが、その引込み工事っていうのは、全て終わっているのか。逆に終わっていないか、それは今度のバリアフリー整備工事には影響しないのか。その辺をお聞かせをいただきたいと思います。

○松平委員長 有坂道路課長。

○有坂道路課長 引込み工事につきましては順調に進捗しておりまして、ほぼ終了しているという状況でございます。抜柱については、引込み工事が終わっていない部分についてはできませんけど、順調にそちらのほうも抜柱に向けて動いているところではあるんですが。今、順調にと言ってしまったんですが、抜柱に当たっては、東京ケーブルネットワークの地中に収める、電線共同溝の中に収めるためのケーブルが、この中東情勢の関係でなかなか入ってこないという状況がありまして、当初、今年の夏、7月8月をめどに抜柱を予定しておったんですが、そちらのほう为难しくなりまして、今年の年末から来年年始にかけてということになってございます。

○板倉委員 その東京ケーブルネットワークの工事が終わらなくてもというか、このバリアフリー整備工事には影響しないっていうか、ということでやれるということでよろしいんですね。声で返事していただきたい。

○松平委員長 有坂道路課長。

○有坂道路課長 はい。抜柱が終わらなくても、バリアフリー道路工事のほうは進めていくことができます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 分かりました。先ほども宮本委員の質問にもありましたけれども、今の状況がすぐに改善っていうふうにはならないと思う、ですね。資材の調達とか。それに関しては、

先ほどありましたように、夏頃、7月8月の頃には、そういうことも大丈夫になっていくというか、予定どおりいけるっていうことの受け止めでよろしいということですかね。

○松平委員長 有坂道路課長。

○有坂道路課長 中東情勢の影響を受けた資材の調達とかそういったことにつきましては、まだ夏頃に、これまでどおりの、それ以前の、中東情勢の影響を受ける以前の状態に戻るかどうかというのはまだ確かなことは分かりませんが、今後、落ち着いていくのではないかといいうふうには事業者からも聞いているところではございます。

ただ、こういった影響が長く続くと道路工事に影響も出てきてしまうということは考えられますが、できるだけ、先ほども申しましたように、順調に工事が推移していくよう、しっかりと監督等をしていきたいと考えているところでございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 その影響が心配なところもありますけれども、バリアフリー整備工事ですから、その工事はそのまま進めていかれると思います。

私は毎日のようにこの通りを通っているのですが、いろいろ見るんですけれども、仕方がないんですけれども、緑が少ないっていうことをすごく感じて。この際、音羽通りに近いところ、近いところが若干歩道が広がったり、あるいは、かなりあれですよ、広げるというか、部分もあったりして、ここのところが、何か緑を植えられるような工夫ができないのかっていうふうに思ったんです。

というのも、音羽通りに出るところにレンタカーの会社があるんですが、その前あたりに、ツツジが、低いあれなんですけれども、ツツジが植わってるところがあって、あのぐらいの高さだったら、交通っていうか、車の運転に支障がないのではないかなって、素人考えはそういうふうに思うんですけども。大きく広げるこの部分について、緑をどうにか配置できるような、そういう工夫をぜひしていただきたいというふうに思うんですが、その辺がどうなのかということと。

あと、ポケットパークだったところには、以前、椅子が置かれてて、福祉センターに行く方々がちょっと一休みできるような、そういう椅子が置いてあったんですね。ところが今回、そこが地上機器を設置するということで、3台あそこに地上機器が付きまして、なかなか面積取られてしまっているんで、椅子がどうかと思っているんですが、よくよく見るといいうか、2つぐらい椅子は置くことができるのかなと私は見たんです。

それと、若干緑もそこに、前はハクモクレンですかね、そういうのがあったんですけど、

それは移設されてしまったんで、あそこも全く緑がなくなってしまったということでは、緑の工夫もしていただきたいと思うんですけども、その辺の計画はどうでしょうか。

○松平委員長 有坂道路課長。

○有坂道路課長 今回つけております資料、ページが振ってなくて申し訳ないんですが、2枚目の図面、平面図1という図面を見ていただきますと、音羽通りから入ってすぐのところ、まず1つ目の交差点、十字路に差しかかるまでの間ですが、今、委員御指摘のように、この部分につきましては、非常に道路幅員が広いということで、今回、車道を9メートルに統一しまして、その分残ったところを歩道に振り替えるという工事になります。

この歩道部分、北側に交差点寄りに2か所、ちょっと細長い、四角いところが、歩道上なんですけど、車道にくっついて2つあると思うんですけど、それと南側に3つ点在しているような状態で細長い長方形の部分があると思うんですけど、ここが植栽帯になります。さらにその十字路を越えた南側の横断歩道のすぐ右脇のところにも一つ植栽帯を設ける予定となっています。

また、ポケットパークのところにお休み石をというお話なんですが、今回この十字路のところ南側の道路につきましては、出入口の形状を変更いたします。その影響で、当初この東側にあった、ちょっとしたポケットパークのようなものがなくなってしまいますので、その分、この十字路の南側の道路の西側、ちょっと分かりにくいんですけど、図面で言いますと、三角形の小さいところに3つ点が入っているもので示しているんですが、ここに3個スツールを置く予定となっています。特に植樹を何かするということではないんですが、ここにスツールを3基置くということになっています。

また、その十字路を越えて、先ほど委員おっしゃいましたように、地上機器が3台置いてある、元ポケットパークがあったところ、あそこについては、地上機器をどうしても、扉を開けて点検するのに1.2メートルほど幅を要してしまうので、なかなかスツールとか植樹ができないような状況ではあるんですけど、今後、その道路工事を行っていく中で、置く、設置することが可能であれば、そういったものも設置することを検討していきたいというふうに考えているところです。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 あとは、音羽通りから巻石通りに入ってくるところなんですけども、かなりきれいに、こういう、歩道のところになっていて、ここで切れているんですが、具体的に言っているのか、牛乳屋さんの前あたりで切れているんですが、ここから先も同様なというか、この

ような形にして。これは音羽通りの整備の一環というかこうなっているんですけど、同じような形にしていくんですか。

○松平委員長 有坂道路課長。

○有坂道路課長 全く同じにインターロッキングブロックで施工するかどうかはまだ未定ですが、インターロッキングブロックで舗装していくようになりますので、同様の形態にはなると思います。

○松平委員長 よろしいですか。ほか御質疑のある方、いらっしゃいますか。

高山委員。

○高山（泰）委員 工事、品田先輩、板倉先輩がいるときに、地元面していろいろ言うこともできないんですが、私も近所なものですから、割とありがたいなと思っております。本当にありがとうございます。

それで、今回の板倉さんとの質疑を聞いてて純粹に感動しまして。何というか、この狭い、狭いって言ったら地元の人に失礼ですけど、スペースがない中で、ありとあらゆるもの、植栽を詰め込みましょう、自転車詰め込みましょう、排水詰め込みましょう、いろいろ詰め込んで、何ていうか、幕の内弁当のような、日本的なセンスで、決まったところに美しくいろんなものをはめ込んでいく、そういう美しさを感じましたね。ぜひ、引き続き、こういういろんな、いい計画やっていただいたんで、巻石通り、まだ積み残しもありますが、引き続き、いい道にしていだければということだけでございます。

以上です。

○松平委員長 御質問はよろしいですね。じゃ最後、品田副委員長。

○品田副委員長 思い出しましたね。板倉さんとメジャーを持って測りながら、歩道はこんな、90センチしかないじゃないかってやりましたね。全部、写真撮って、地図にして。特に大日坂下りてきたところから巻石通り入るところはすごく狭い。真ん中に電柱が建っていて、本当に通りにくくて。改善していただいてありがとうございます、ちょっと遅いですね。もっと早くどんどんやってほしいです。

それで、板倉さんはなるべく植栽をとということだったんですけど、私はせっかく歩道を広くしたんなら、最低限の植栽でいいのかなっていうふうに思っています。ここ福祉センターもあって、車椅子の人や、あと親子連れでも毎日のようにここを使ったりなんかしているので、むしろ神田川のほうに植栽というか、緑を増やしてもらったほうがいいのかなと思って。もちろん全部駄目って言っているわけじゃないんですけど、置けるところは置いていただい

て構わないんですが。

私が気になっているのは、北側っていうんですか、山側は結構歩道が整備されているんですけど、こっちの川側、南側っていうんですか、が結構まだ、私は結構歩くので、あそこなんかちょっと斜めになりながら、つまづきそうになって、ここがきれいになるということでよかったんですが、玄関先へのつながりとかそういうのは、地元の方の御意見や、どういう形で玄関、取り付けられるのかというのがちょっと心配なんですけど、いかがでしょうか。

○松平委員長 有坂道路課長。

○有坂道路課長 神田川側、南側につきましては、音羽通りの辺りは平たんでいいんですが、どうしても、先ほどありました大日坂とか、そこら辺まで行くと、神田川に向かって傾斜がついているということで、なかなかその傾斜を改善するのは難しい状況でございます。ですので、地先への取付けというのは、ほぼ現状と変わらない、地先側を上げるということができませんので、現状と変わらないような整備を行っていくということになってます。

○松平委員長 品田副委員長。

○品田副委員長 じゃ、斜めになったまんまっていうことで理解するんですか。

○松平委員長 有坂道路課長。

○有坂道路課長 すいません。これ、斜めの状態というのは変わらないんですけど、ただ、これまでよりも車道の形状を下げることによって、形状というか勾配を少し下げることによって、歩道の勾配を、今までも民地側に傾いている状況ではあったんですけど、その状態を改善することはできないんですが、改善というか、車道側に向けて勾配をつけるように改善することは難しいんですけど、勾配自体を緩くして、できるだけ歩きやすい、平たんに近いような形の構造にはしております。

○松平委員長 品田副委員長。

○品田副委員長 どの程度改善するのか、よく分からない。B一ぐるのバス停がありますよね。降りた瞬間、みんなこんなになっちゃうんですよね。斜め。お年寄りなんか。福祉センターのほうに渡る歩道が、歩道じゃなくて横断歩道がないから、一回みんな車道を通って向こう側に行くような形になっていたりして、安全面で心配な部分があるので、特にそういうバス停とかは気をつけていただきたいなというふうに思いますし、できれば傾斜を緩やかにしていただいて、歩きやすいようにしていただくようお願いします。

以上です。

○松平委員長 それでは、議案第18号の各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○板倉委員 巻石通りの斜め歩道の改善をということで要求してきました。地形上なかなか難しいっていうことも承知しているんですけども、可能な限り斜め部分が改善されるように取り組んでいただきたいっていうことと、資材の調達が遅れて影響が出ないことを望みながら、この議案第18号については賛成をいたします。

○松平委員長 区民が主役さん。

○依田委員 今回の質疑で非常にお詳しい方々のお話を聞きまして、本当に参考になりつつ、すばらしいなと、それに対応して様々な工夫を考えてくださったのはすばらしいなというふうに思っております。

巻石通り、かなり長年の、多分地下のインフラ整備の関係だと思うんですけども、多分その道路を開けて、また埋め戻してというような工事でも多分非常に大量にされてて、それがかなり、だから道路自体はおおむね平たんなはずなんですけども、かなり車道を走ると、すごいぼこぼこなところが多いと。これ傷んでいるという意味じゃなくて、補修の結果そういうふうになっているということで、自転車なんかで走っていると非常に走りにくいなというふうに思ったりすることもありました。

そういったことが、全て一新されるということで非常に期待はしております。区民が主役の会は議案第10号賛成いたします。

○松平委員長 永久の会さん。

○高山（泰）委員 永久の会も議案第10号、賛成いたします。本当にこの質疑を通じて、物すごい膨大な工夫とか知恵が集まっているんだなということも再発見できましたし、全ての金富小学校の子どもたちも、歩いているだけじゃなくてこれ知ってほしいなと感じました。ということで賛成です。

以上です。

○松平委員長 公明党さん。

○宮本委員 先ほど金額の妥当性について御説明いただきまして、理解いたしました。また、中東情勢の影響を受けて、資材の高騰もある可能性もありますが、その際はスライド条項も適用するという御説明もありました。また、資材調達、困難も予想されますが、様々な工夫をしていくということでありました。よろしく願いいたします。

また、豪雨対策についてもしっかりしていただいているということの説明もいただきました。ぜひ安全第一で工事を進めてください。公明党は議案18号に賛成です。

○松平委員長 自民党さん。

○豪一委員 誉、議案第18号賛成です。赤沢大臣も力強い発言でナフサは足りていると。原油の生成からナフサが出る量はしっかり確保できていると。貯蓄タンクがある程度決まっているので、そのマックスちゃんと確保できていると。今、基本的に便乗値上げ等で、市場が少し高くなっているのが予測されていますが、建築費も工事費も大分高いので、皆さん苦労しているところだと思いますが、そういった大臣の力強い発言で、今後、迅速に、市場の今、一時的に便乗値上げになっているようなものも落ち着いていくんじゃないかと思っています。ぜひ引き続き頑張ってくださいと思います。

○松平委員長 自由民主党さん。

○豪一委員 言うの忘れた。ちなみに赤沢大臣は文京六中出身です。

○松平委員長 自由民主党さん。

○浅川委員 この議案ですけれども、制限付一般競争入札の手続を通して落札し、決定された請負契約で、工事内容や金額等についても御説明の際に確認をしております。工期が長いので安全に作業をしていただきたいという意見を添えまして、自民党は議案第18号に賛成します。

○松平委員長 A G O R Aさん。

○品田副委員長 基本的に賛成をいたしますが、先ほどからの中東情勢の中で、資材の調達などもストップがかかってこないように。業者さんにお任せするだけじゃなくて、連絡を取ったり、状況を確認したり、工事の進捗状況もしっかり把握をして、この工期にきちっと間に合うように、ぜひ、遅れることのないように工事が進むことを祈っています。よろしくお願いいたします。

○松平委員長 それでは、議案第18号の審査結果を御報告いたします。

賛成7、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定をいたします。

それでは、次に、議案第24号、文京区立関口三丁目公園再整備工事請負契約の一部変更についてです。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました議案第24号、文京区立関口三丁目公園再整備工事請負契約の一部変更について、提案理由を御説明いたします。議案集データの59ページ及び工事概要を御覧ください。

本案は、工事の内容の変更に伴い、契約の一部を変更するため、地方自治法第96条第1項

第5号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものでございます。

契約金額につきましては、変更前の金1億9,863万300円から金2億1,033万5,400円に変更するものでございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願いいたします。

○松平委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。

では、板倉委員。

○板倉委員 この関口三丁目公園能瀬の整備ですけれども、2024年の6月に株式会社ランデックと契約されて工事が始まったわけですが、今年の2月の議会の冒頭で、令和8年1月15日に関口三丁目公園再整備工事、専決処分を行いましたということで、冒頭に書記朗読がありました。内容は、1億8,616万700円を1億9,863万300円にしましたということで、1,246万9,600円、工事費が追加をされたという内容です。

これはどういう理由だったのかということと、あのときに1,246万円で専決をしたわけですが、今回は1,170万円増額になったわけで、当時の、あのときの1,246万円よりも今回のほうが低い金額になっているわけですが、なぜ専決ではなくて議決が必要になったのか、その辺をまずお聞きをしたいと思います。

○松平委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 まず、議会の議決を得た契約の変更に関する区長の専決処分の指定という規定がございまして、これ平成2年に議決をいただいたルールなんですけれども。こちらによりますと、議会の議決を得た工事の請負契約に係る契約金額の100分の10以内の増減、増額分については9,000万円を限度ということで、基本的には100分の10以内の増減であれば専決処分ができるというルールがございます。

今、委員おっしゃった、今年の1月の専決処分につきましては、当初の請負額が1億8,616万700円だったのに対して、増加額が1,246万9,600円ということで、この100分の10以内の増減に該当しましたので、専決処分をいたしたところでございます。

一方、今回につきましては、前回のこの1,200万余りの増加に加えまして、今回純粋に増えた1,100万余りの増加額も合わせて計算をいたしておりまして、それが合計で2,417万4,700円の増加となりまして、当初契約と比べまして約13%増えておりますので、専決処分ができない範囲の金額の増になりましたので、議案として御提出しているものでございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 それは、年度をまたいでも、同一の工事だからということで、合算というか、そういう形でできるということなんですか。

○松平委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 御指摘のと通りの運用をしています。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 分かりました。それと、今回の報告の中の変更概要についてですけれども、1、2、3ってありまして、(1)、(2)それぞれの金額を教えてくださいと思います。

○松平委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 今回変更概要の(1)(2)の変更金額でございますけれども、まず、1番の地盤改良工の追加のほうにつきましては、約960万円の増というふうになってございます。2つ目の土工数量の変更というところが約210万円の増の変更となっております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 さっき、契約の課長さんではなくて、1月に専決された中身、追加工事になった、という理由だったのかもお聞きをしたいと思います。

○松平委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 今年の2月の議会で変更した内容でございますけれども、まず、1つ目が、今回この公園の掘削をしたところ、地盤の下から石材やコンクリートの躯体ですとか、そうしたことが確認されたというところで、そういったところの壊しであったり処分費というところで約700万円増というふうになっているのと、あとは、今回L型の擁壁を設置するに当たりまして、シートパイルの土留めのほうを設置する必要が追加で出てきましたので、そちらのほうで約435万円の増、また工期の延伸がありましたので、そちらのほうで誘導員のほうが増となりましたので、そちらで約110万円の増ということで、合計約1,250万円弱の変更となっております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 それで、今回の報告のところで、(1)のL型擁壁工事というのが、トイレをつくる建物の西側、西側に擁壁をつくるということで、工事の前に地盤調査をしたら必要な強度が確保されなかったということなんですか。今回、全体の工事を始める前に、地盤調査って、そこの部分もやってなかったということなんですか。改めて、あそこ、私も工事現場、毎週のように見ているんですけれども、結構水がたまったりして、地盤的には弱いのかな、なんていうふうにちょっと素人考えで思ったりしたんですけれども、そういう判断とい

うか、そういうのがあったのか。

擁壁をつくるべき位置のところについては、そこだけ地盤調査してなかったのか、地盤が弱そうというふうに見えたのか、その辺の判断というか、その辺をお聞かせをいただきたいと思います。

○松平委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 擁壁工事に当たっての地盤調査というところでございますけれども、公園工事におきましては、一定規模の大きな擁壁の設計に当たりましては、設計時に公園内のほうでボーリング調査のほうを実施しておりますけれども、今回、関口三丁目公園で設置するような、高さ2メートルにも満たない小規模なプレキャスト擁壁というものを設置する場合は、近接する場所で過去に実施している地盤調査結果を参考に設計しまして、施工時に実際の設置面で地盤強度のほうを確認し、その設計条件を満たさない場合は、地盤改良を行う形で進めております。

本工事においては、隣接する青柳保育園のほうで過去に実施していた地盤調査結果がございましたので、そちらのほうを参考にしております。今回、実際に擁壁の設置面で現地試験を実施したところ、地盤強度が足りていないということが確認されましたので、地盤改良を実施するものとなってございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 そうすると直接あそこの場所、設計とかしたりするときに、直接あの場所を調査っていうことをしないで、近隣の青柳保育園を工事するときの、その数値というか、そういうもので工事を始めたっていうことなんですか。

○松平委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 今回の擁壁を設置する場所であったり、トイレの設置場所というところについては、もともとその公園を供用している間については、その構造物がございまして、実際そのタイミングでは、そのピンポイントの場所で地盤の強度のほうの確認ができないというところでしたので、近隣の場所の地盤強度のほうを参考に設計のほうは行いまして、実際施工に入るときに、そういったものの撤去が終わった際に、実際の地盤面のほうで地盤強度のほうの確認をしているというものでございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 あそこの擁壁の手前がトイレですから、トイレがあるときには調査でき切れなかったのかなと思うんですけれども、トイレ撤去してから、やっぱり地盤調査が必要ってい

うふうに判断されたのかなっていうふうに思いますけれども。こうした工事についても1億、2億円近い工事ですから、きちっとそこは工事に始める前に、よその記録というか数値を持ってくるっていうことではなくて、その場所、その場所をきちっとそれは調査をして、やっていかないと、また、ほかでもこういう事態って起きてくると思うんで、その辺はきちっと現地、現地での調査っていうことを改めてやるようにっていうふうに私は思いますので、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

それと、今回、先ほどの巻石通りのところもそうですけれども、ナフサ不足については、いろんな影響が出てるんですが、ここでは、この工事については、影響はどういう形で出てくるか、出てこないか、その辺はどうなんでしょうか。

○松平委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 まず、先ほどありました現地での地盤調査のほうにつきましては、現在、できるところについては調査するようにしておりますので、今後も設計変更はできるだけ生じない形で調査のほうは進めてまいりたいと考えてございます。

それから、ナフサ不足によるところの影響でございますけれども、本工事のほうにつきましては、昨年の6月議会のほうで議決いただいて始めてございまして、まだその頃にはナフサ不足というものはございませんでしたので、よく言われております塩ビ管ですとか、配水管で使う部分については、業者のほうに確保したところ、必要数量については確保しているというところで確認しております。

一方で、塗料については、やはりちょっと不足している部分もあるということで、照明灯の部分でもともと茶色の塗装を予定しているところではございますけれども、現在その茶色のほうが確保の見通しが立っていないというところでは聞いておりますけれども、今後その辺り、中東情勢等含めて塗料が確保できるかできないかについては、注視してまいりたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 樹木についてお聞きをしたいんですけれども。今現状はもう数本しか残っていないんでしょうね。図面を見ますと、かなり植栽、樹木を植えるという計画になっているというのは分かります。移植をして戻すっていうふうに、今現在、移植をされていて、それを戻すっていうふうに聞いているんですけれども、どういう木が何本、今移植されて、また戻ってくるのか、その辺をお聞きしたいのと。

あと、最近の公園の工事については、ミストをつけている、つけたり、あるいは、後付け

でミストをつけたりとか、そういうのもやっているんですけども、その辺の計画はどうなっているのかということと、最近、東京新聞のこの記事なんですけど、タープっていう、そういう日陰に、大型遊具の上を覆う、そういう布製のタープっていうんだそうなんですけれども、そういうのの計画とか、そういうことはどのように考えていますか。

○松平委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 まず、移植の樹木につきましてですが、今回、工事に伴いまして、移植した樹木としましては、マテバシイが3本、イロハモミジが1本、エゴノキが2本、サルスベリが1本、またヤマボウシが1本という8本を移植しております。

それから、暑さ対策というところでございますけれども、今、公園のほうでミストのほう設置を行ったりもしてございますけれども、隣接する音羽児童遊園のほうには、今、簡易ミストのほうを設置してございます。こちらの関口三丁目公園のほうで取り入れる暑さ対策としましては、まず、将来的に樹幹が大きくなりますクスノキのほうを新植するとともに、あとはパーゴラのほうも設置するんですけども、そちらのほうにフジを絡ませることで、日差しを和らげるような暑さ対策のほうは実施しております。

また、先ほどお話ありましたタープの設置というところでございますけれども、最近私のほうも新聞で見たところでございますけれども、杉並区のほうの都立の公園でそうしたことを、たしか7月20日から夏休みの期間行うというような報道だったと思いますけれども、その辺りについては、安全性なども含めて確認して、今後、区の中でも取り入れるかどうかについては調査していきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 では、宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。私も先ほど御質問、答弁あったんですが、現地調査、地盤調査が事前にやる必要もあったのかなと思いましたが、先ほどの説明で理解できました。ある程度規模の小さいものについては、近しいところの調査結果を基に設計をして、その上で工事に入り、その直前に再度現地の調査をして、それで必要な対応をすると。今回はその対応の、安全確保のための対応ということで理解をいたしました。ある意味、これは合理的なのかなというふうに私は理解したところであります。

また、同様なんですけど、発生土の一部についても保管が困難になったというふうにあるんですが、これも、ある程度分かっているものなのか、その辺はどうなんだろうかな。お伺いしたいと思います。

○松平委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 発生土の保管のところでございますけれども、関口三丁目公園自体がそれほど大きな公園ではないというところもございまして、当初の設計から、掘削した土砂で園内に一時保管し切れないものについては、園外に搬出する計画となっております。

今回の施工に当たりましては、受注者と、安全を確保しながら限られたスペースの中でどのように施工を進めていくかというところを協議していく中で、使用する機械でしたり、資材の配置、作業範囲について、その辺りを確認していく中で、当初より土の置場を縮小する必要があったため、現場外への搬出量が増えたというところになってございます。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。ありがとうございます。あと暑さ対策についても先ほどの答弁で理解できました。対応していただけるということでぜひお願いしたいと思っております。

もう一個、L字型の擁壁の施工についてなんですけども、この図面を見させていただいて、この施工の、これで何か、もちろん倒れるということはないんでしょうけども、素人目に見ると、これでしっかり安全に倒れないのかなというのは心配なんですけど、その辺りお伺いしたいと思います。

○松平委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 今回採用していますL字の擁壁については、一般的に採用されている構造ではございますけれども、今回も工事に当たって設計する中で構造計算のほうを行っておりまして、擁壁が転倒しないか、また滑らないか、また沈下しないかといった、そういった要素について、安全性について確認して、構造のほうを決定しております。

○松平委員長 よろしいですね。

おれでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○浅川委員 この議案はですけれども、L型の擁壁施工の際に必要な地盤強度が確保されていないことが判明し、地盤改良工が追加され、また、擁壁の施工に伴う土工数量の増加や搬出作業の追加など、予期せぬ状況が発生し工事の追加及び変更が強いられたため、工期の延長と契約金額の増額に至ったというものですので、自民党は議案第24号に賛成します。

○松平委員長 誉さん。

○豪一委員 誉、24号賛成です。板倉委員もおっしゃっていましたが、普通、国土交通省のボーリングデータというのは、ほかの近隣を見て見積り出すというのは当然なので、そこについてはあまりとやかく言おうとは思わないんですけど、公園広いので、どっか公園の中で

ボーリングできる場所があったら事前にやるようなことがあったら、より正確な見積り出のかなとはちょっと思いました。

予算変更当たり前のこういう土木工事とか公園工事なので、正確な、できるだけ見積り出すって大事なことになるので、そういったところをシビアにやっていけばいいのかなと思いました。と言いつつ、主だったのは、地中埋設物に関しては所有者負担というのは基本がありますので、そういったところで増額したのは見えない瑕疵なので、しょうがないかなと思います。

以上です。

○松平委員長 公明党さん。

○宮本委員 先ほどの質疑でいろいろと御説明いただきまして、理解いたしました。安全確保のために行っていただくということでございました。また、暑さ対策もしっかり取っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。引き続き安全第一で進めていただきたいと思います。公明党は議案24号に賛成です。

○松平委員長 永久の会さん。

○高山（泰）委員 東和の会も議案24号賛成です。ぜひ安全な公園、お願いいたします。

以上です。

○松平委員長 区民が主役さん。

○依田委員 区民が主役の会も議案第24号賛成です。公園の部分自体はそこまででもないんですけども、この辺り非常に傾斜地なので、その擁壁の整備なんかは、お金がかかるところは致し方ないことかなというふうに理解しております。

○松平委員長 日本共産党さん。

○板倉委員 先ほどの答弁で分かったんですけども、実際の現場での調査というのが必要で、正確な数値に基づいて、こういう工事はやるべきだというふうに思いますので、これからの工事については、そういう形でぜひやっていただきたいということと。

先ほどミストのことでお聞きをしたんですけども、遊具がある場所での、そこにはミストをつけるっていう、ついているからっていうことだというふうに思うんですけども、あそこは高速道路の下ですから、実際に光というか太陽光線は直接当たるっていうことはほとんど少ないわけで。そういう点では、こっちの公園の場合は、直射日光が当たるわけで、パーゴラがあるからということではなくて、この公園についてもミストを設置する、そうした方策もぜひ考えていただきたいということ、併せてお願いをいたしまして、この議案には賛

成をいたします。

○松平委員長 賛成。

AGORAさん。

○品田副委員長 24号賛成をいたします。この間、地元の人たちは秋口に完成というつもりでいたのが、3か月ずれてしまう、遅れてしまったということで残念ですけど、いい公園にしていいただければいいので、地元の理解も得ていただけるようお願いします。

それと、この間、公園の再整備工事たくさんやっていただいて、資料がないところから始まったり、調査もあつたりとか、いろいろノウハウを蓄積されているというふうに思いますので、きちっと整理をして、今後の工事に、早く安くいいものがつくれるような、そんなノウハウと知識、経験をどんどんつないでいていただいて、いい公園の再整備に努めていただけるようお願いいたします。

○松平委員長 それでは、議案第24号の審査結果を御報告いたします。

賛成7、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定をいたします。

○松平委員長 それでは、付託請願審査4件に移りたいと思います。

請願受理第5号、区民参画の充実・強化を通じて、安心・安全を目指す「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた研究を求める請願です。

請願文書表のデータ12ページを御覧ください。

-
- | | | |
|------------|--|-----|
| ・受理年月日及び番号 | 令和8年5月29日 | 第5号 |
| ・件名 | 区民参画の充実・強化を通じて安心・安全を目指す「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた研究を求める請願 | |
| ・請願者 | 文京区千石4-35-16
政治団体 みんなでみんなのまちづくり
代表 屋和田 珠 里 | |
| ・紹介議員 | 金 子 てるよし | |
| ・請願の要旨 | 次頁のとおり | |
| ・付託委員会 | 建設委員会 | |
| ・請 願 理 由 | | |

文京区には「自治基本条例」はありますが、「まちづくり基本条例」はなく、「区民参加」

の仕組みはあっても、まちづくりにおける本当の意味での「区民参画」の仕組みは十分とは言えません。「パブリック・インボルブメント（PI）」とまではいかずとも、さまざまな開発・建設案件について構想の初期段階から区民が本当に「参画」できているとは言い難い実情があります。（※現状、説明会やワークショップ開催、パブリックコメントの募集等に限定されています）

本件を巡る「請願」審議においては、建築紛争解決のための取り組みなどに対し、「機能している」との評価もあるようですが、そうであるなら、なぜ建築紛争が繰り返し起こるのか合理的な説明がつきません。

問題の背景には、構想段階も含め「住民の声が制度的に届かない」「まちづくりにおける対話や合意形成の仕組みが整っていない」といった構造的な課題があり、ひとことで言えば本当の意味での内実が伴った「区民参画」の仕組みが十分に整っていないことに起因していると考えます。

この基本条例は、住民と行政がともに前向きにまちづくりに取り組むためのもので、どちらかに偏るものではなく、司法の判断を仰ぐような事態を招く前に、「対話」と「熟議」「合意形成」によって解決を図る仕組みを整えるものでもあります。

本請願における「条例」の趣旨は規制を強めるのではなく、区民と事業者と行政が、ちょっと考え方が違うとか異なることを以て「対話」を避けるのではなく、不要な「対立」を避けながら「対話」を通じて合意を築くための“共通の土台”としての仕組みを整えていくことであり、特に「区民参画」については、これまで参画しづらかった高齢者や障害のある方、子育て世代、子ども・若者を含む多様な区民にも開かれたまちづくりを可能にすることです。「文の京」にふさわしいまちづくりのあり方を立場の異なる関係者が共に考える仕組みを研究すべく、以下のとおり請願いたします。

・請 願 事 項

1 子どもや若者を含め幅広い地域住民が構想の初期段階から真の意味で「参画」し、「対話」を通じた熟議による合意形成ができるような仕組みを整えた、（仮称）「文の京」まちづくり基本条例の検討に向け、新たなまちづくりの手法等を調査・研究してください。

.....
○松平委員長 この請願は、子どもや若者を含む住民が構想段階から参画し、対話を通じた合意形成ができるような仕組みを整えた（仮称）「文の京」まちづくり基本条例の検討に向け、新たなまちづくりの手法等の調査研究を区に求めるものです。

御質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

板倉委員。

○板倉委員 この請願についてですけれども、この間、2020年の3月に建築紛争の予防に対する業務改善っていうのを区が行っております。そこでは、これまで行ってきた建築紛争の予防に関する業務において課題と考えられる事項に対し、改善策を講じることで、より効果的、効率的に建築紛争の予防と解決を図っていくということで、中身としては計画の周知と、大きくは、紛争の対応ということで、計画の周知については、看板を出すものとか、そういうものとか説明会についてということで改善策が取られているんですけど、紛争対応というところの改善策の中に、あっせんや調停に至る以前の建築に係る問題等を調整するために新たに要綱を制定しという、この1つ目ですが、住民及び建築主等の当事者同士が直接話し合える関係者会議を行うことができるよう規定をするっていうふうになっています。改善策がそうになっているんですが、これについては、この間、そういった対応を、この間というか、このできてから丸6年になりますかね、この間そういう対応がされてきたのかをお聞きしたいと思います。

それと、もう一つは、あっせんという中でも、あっせんや紛争物件に対する指導、助言を受けるため、新たに要綱を制定し、建築相談員を置くことができるよう規定をするというふうになりましたけれども、これについても、相談員の方はどういう方であって、これがどのように機能してきたかというか、その辺をお聞きしたいと思います。

○松平委員長 村田住環境課長。

○村田住環境課長 まず、関係者会議についてでございますが、令和2年に制度を作成しまして、以来、条例に基づくあっせんや調停に至らない中高層以外の建物ですとか、建築が終われば建築紛争とはならないんですけれども、建築直後ですとか、建築に伴って発生したような話合いをする場として関係者会議を設けたところでございます。令和2年以降、年によって利用されている、いないはあるんですけれども、この6年で4件ほど件数がございます。

それから相談員のほうですけれども、建築を専門とする方に相談員として参加していただいております、どちらかに意見を偏った立場ではなくて、中立な立場として、区の立場として参加していただいておりますので、例えば住民の方が言っていることを翻訳して事業者の方に伝えたりですとか、事業者の言っていることを、また逆に地元の方に分かりやすく解説したりとか、そういった役割をこなしていただいているところでございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 関係者会議が6年のときに4件ということでよろしいんですか。建築相談員の方々が受けたのが何件っていう、そういう件数ですか。もう一回お願いします。

○松平委員長 村田住環境課長。

○村田住環境課長 6年度、単年度ではなくて令和2年から関係者会議を行って、制度できたので、それ以降で延べ4件の件数を対応しているところでございます。

○板倉委員 相談員。

○村田住環境課長 相談員のほうは、関係者会議は相談員の参加するものではなくて、あくまで区役所が間に入って双方のお話をする場を設けているというところでございます。あっせんのその制度の中で、相談員のほう参加していただくようになっておりまして、そういった違いはございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 こういう形でまだあっせんをしなければならない案件もあるということで、これの改善が、6年前に改善っていうことだったんですけども、これをこの間やってきて、新たにまた改善っていうような形で考えていることはあるんでしょうか。

○松平委員長 村田住環境課長。

○村田住環境課長 この令和2年に関係者会議ができたということで、あっせんの対象にならない方々の紛争と言いますか、話合いの場を設けることができ、そこは有効に活用していただけるのかなというところでございます。この先、あっせんですとか関係者会議にも当たらないという状況はございませんので、これ以上の改善は今のところ考えてはございませんけれども、また、そういった話合いする場が設けられないというような状況があれば、その状況を踏まえて、また何か考えていくところはあるかなと思います。

○松平委員長 それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○浅川委員 この請願ですけれども、前回と同様で、既に本区では区民参画を意識しながら、一定のルールを考慮しつつ、話合いの場を提供しているものと認識しております。また、まちづくりにおいて、特に近隣にお住まいの住民の意見を伺ったり、児童館や中高生等の子どもや若者の意見も伺いながら、様々な区有施設の建設準備などが進められていると認識しております。

このように、本区もしっかりと区民参画を意識し、丁寧に取り組んでいると思われまので、請願第5号、自民党は不採択とさせていただきます。

○松平委員長 誉さん。

○豪一委員 誉、請願第5号の1ですね。反対いたします。

基本条例、要るのかなど。皆さん考えてほしいんだけど、文京区の中でも商業地域があったり、住居の専用地域があったり、例えば小石川地区だって、水道とか後楽みたいなのところがあれば、小日向みたいなのところもあるでしょう。本郷で言うと西片みたいなのところもあれば根津みたいなのところもあるんですよ。エリアエリアだとか用途によって全然違う顔が持っているところですから、それを本当にまちづくりの、いいまちをつくりたいと思ったら、その地区でちゃんと地区計画を立てる。

請願者の言っていることは理解したいんだけど、請願者の方が、自分の地域でそういう不満があったり、自分でこういうふうに変えたいというのがあったら、地域の代表、町会長とか商店会長だとか、地域の方々のたくさんの声を聴いて、しっかりと地区計画を立てていくことに関しては、文京区もしっかりとまちづくりとして協力してくれると思うんですよ。

ですから、手法は何もかも行政に求めてまちづくりをしていくとか、規制をしていくんじゃないなくて、いろいろな顔が文京区にもあるから、自らしっかりと、地域でこういうまちづくりを提案してやっていくものに関して行政は、あっせん制度や、それこそ調停の制度もありますし、そういう、コンサルティングを派遣するという制度もあるので、そういうのをしっかりと活用したほうが、細部に行き渡る、いいまちづくりになるんじゃないかと思っていますので、同じような請願を上げられても、ずっと反対いたします。

○松平委員長 不採択でよろしいですね。

○豪一委員 反対じゃない、不採択。

○松平委員長 公明党さん。

○宮本委員 建築物につきまして、区有施設などについては、その再整備の際に、意見交換会を実施する、またアンケート調査をして地域住民の皆様の御意見を聞いていただいております。また、民間の施設などについては、所有者の方の意図を基に設計、工事などを進められますけども、区の一定の制限や大きい建物などについては、説明会を義務化しているということもあります。また、まちづくりという意味では、地域住民の皆様の意向をまとめて、再開発に向けた協議会を設置して検討することもできます。

よって、公明党は請願5号を不採択といたします。

○松平委員長 永久の会さん。

○高山（泰）委員 請願出されておられる政治団体、みんなでみんなのまちづくりさんですか。

本当に大変な情熱、熱意だなというふうに感じております。文京区議会、請願、大変丁寧に扱う伝統があるものですから、自民党さんは9人でかんかんがくがく議論されたことだろうと思うし、公明党さんも4人で相当時間を割いてやったことだろうと思うし、永久の会もかなり時間をかけて議論をさせていただきました。

多分今日お見えなんですか。私顔知りませんけども、お見えなんだろうと思います。これだけ大変みんなが手間かけてやっていることですから。ということで、私も読みましたけども、ちょっと考え方が違うものですから、この請願については不採択にしたいと思います。

○松平委員長 区民が主役さん。

○依田委員 この請願に関しては、引き続き前から出されているものというふうにおおむね変わらないものというふうに理解しております。請願事項に関しては、区民がまちづくりに関して当初から参画できるような、そういう仕組みをつくってほしいということに、それを全体としてまとめたような基本的な条例の手法を検討してほしいということだというふうに理解しております。

先ほどからも皆さんの御議論ありましたけれども、様々な段階で区民の意見を聴く手段というものは備えられている部分もあるかと思うんですけれども、もっと前の段階からまちづくりというものをみんなで考えるための基本的な枠組みが欲しいということは一定理解いたしますので、区民が主役の会としては、引き続きこちらの請願5号については、採択とさせていただきます。

○松平委員長 採択。

日本共産党さん。

○板倉委員 先ほどお聞きをしましたら、建築紛争については、まだあるということですから、これから引き続き、解決のためのそうした取組を進めていかなければならないというふうに思います。請願事項にもありますけれども、幅広い地域住民の方々が構想の初期段階から参画してということですから、計画、立案段階から区民の声を広く聴く、そうしたシステムが必要だというふうに考えますので、この請願第5号については採択をいたします。

○松平委員長 採択。

AGORAさん。

○品田副委員長 5号については不採択といたします。この間、同趣旨の請願が出されています。私どももきちっと会派で協議をしています。それで、区のほうは、都市マスタープランも含めて、初期段階からきちっと地域の住民の皆さんの意見も聴いてますし、熟議をして合

意形成というのはなかなか非常に現状では難しいというふうに思いますし、まちづくり基本条例をつくってほしいというような形で御意見をいただくのは、私の周りではないというふうに思いますので、不採択ということをお願いをいたします。

○松平委員長 請願受理第5号の審査結果について申し上げます。

採択2、不採択5、よって不採択すべきものと決定をいたします。

次に、請願受理第6号、桜蔭学園隣接地に高層マンションが建設される問題への対応を含め、「文の京」の教育環境の維持・保全を求める請願です。

請願文書表のデータ14ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和8年5月29日 第6号
 - ・件 名 桜蔭学園隣接地に高層マンションが建設される問題への対応を含め、「文の京」の教育環境の維持・保全を求める請願
 - ・請 願 者 文京区千石4-35-16
 政治団体 みんなでみんなのまちづくり
 代 表 屋和田 珠 里
 - ・紹 介 議 員 金 子 てるよし
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 建設委員会
 - ・請 願 理 由

桜蔭学園の隣接地に、「総合設計制度」を活用して20階建てのタワーマンションが建設される計画を巡り、桜蔭学園中学・高等学校の教育環境が悪化するとともに、防犯上も大きな懸念が出るとして司法判断を仰ぐ事態に発展しています。

マンション建設事業の所管は東京都ではあるものの、地元基礎自治体としてできることはたくさんあり、例えば中央区は「中央区の教育に関する基本条例」をつくり、教育環境の維持・保護に努めています。

「文の京」の教育環境を守るためには、公立・私立を分け隔てすることなく保護する必要があり、同時にレジリエンスある防災まちづくりも進めなくてはなりません。

そこで、貴議会において、桜蔭学園隣接地にタワーマンションが建設される問題への対応も含め、「文の京」の教育環境を維持・保全するとともに、防災まちづくりも同時に進められるような政策・施策を進めるべく、区長に働きかけていただきたく、請願いたします。

・請 願 事 項

1 環境評価アセスメントの“教育環境版”となる（仮称）「文の京」教育環境アセスメントの仕組みを整えるべく、海外の事例を調査・研究してください。

○松平委員長 この請願は、環境評価アセスメントの教育環境版となる（仮称）「文の京」教育環境アセスメントの仕組みを整えるため、海外事例の調査研究を区に求めるものです。

御質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

では、板倉委員。

○板倉委員 この請願の中にあります桜蔭学園の隣接地に総合設計制度を活用してということが、冒頭にあるんですけれども、この桜蔭学園隣接地の総合設計制度を活用しての建物計画については、文京区まちづくり推進連絡調整会議要綱の施行に係る大型建築物等に関する取扱要領、これに該当するということではないのでしょうか。

これの3条のところに、大型建築物に関する協議対象ということで、高さとか、いろいろ敷地面積とか書いてあるんですけれども、この対象物で区と協議をしなければならない建築物だということによろしいのでしょうか。

○松平委員長 前田都市計画課長。

○前田都市計画課長 今御指摘いただいたように、桜蔭学園の隣のいわゆる宝生ハイツさんの建て替え計画ということで、大型建築物の協議はしているものでございます。

○松平委員長 よろしい、御質疑まだ。板倉委員。

○板倉委員 文京区が2021年の10月29日付で、大型建築物等に関する要請というのをを出してまして、その要請事項がいろいろ各課に出されて、各課が回答をしているということなんですけれども、この要請事項については、区単独の項目ということなのか、あるいはほかに国や東京都で、こういうことを聞きなさいよ、みたいな、そういうものがあるのか。その辺はどうなんですか。

○松平委員長 前田都市計画課長。

○前田都市計画課長 今、御紹介いただいたような形で、今手元にその内容がないんであれなんですけど、2021年に要請があったというふうには承知しておりまして。区のほうから要請をお願いしたという形なんですけど。国や都の法律的な話とか、そういったことではなくて、区の担当の部署にこの計画を御説明した中で、それぞれの部署から、その計画に対しての要望をしたというようなところでございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 それで、この要請事項には、東京都の東京都総合設計許可要綱、これも当てはまるということではないんですか。要請の中身の項目として、このことも考慮するということなんでしょうか。

○松平委員長 前田都市計画課長。

○前田都市計画課長 今回の案件につきましては、少なくとも1万平米を越える建築計画となっておりますので、総合設計の許可要綱についてこの大型建築物の協議の中で、例えばお願いをしたいということはありません。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 総合設計制度を使うということですから、これが、要するにこれも考慮して質問をしているっていうふうに受け止めていいんですよね。というのは、大型建築物に関する回答書というのが宝生ハイツ管理組合理事長さんから来ているんですが、各課が要請事項出して、それに対して回答が来ているんですけども。この中で見ると、防災課から出されている要請事項の中に、災害時に従業員の方々が帰宅困難者とならないよう、備蓄倉庫、備蓄物質、防災訓練の実施、非常用発電機や蓄電設備など防災に関する機能の充実にについて検討をお願いいたしますっていうふうに要請しているわけですよね。

それに対して回答としては、建物の中に防災備蓄倉庫を設置など防災対策は検討しますっていうふうに回答が来ているんですけども、この東京都のこれによりますと、自家発電機の整備だとか、防災備蓄倉庫は当然なんですけれども、自家発電機についての詳しい、そうした整備のことも書かれていて、そういうものもきちっと整備しなくてはいけないということになっていると思うんですけども、その辺については、回答としては、備蓄倉庫については設置するけれども、防災対策は検討しますっていう回答になっているんですね。検討する、もうこれ2022年ですから、もう大分たっていて、検討した内容というのは、区としては受け取っているんですか。

○松平委員長 前田都市計画課長。

○前田都市計画課長 今回の計画は、御承知のように、今、桜蔭学園さんとのお話しとか、近隣の方との紛争等もありまして、計画自体はお話合いの途中ということでございまして。総合設計に関しても、東京都のほうで審査はしていると聞いておりますが、まだ許可は出ていないというふうなことでございますので、具体的な整備内容等について、その後、事業者のほうから区のほうに提出は、相談とか報告等はいただいております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 検討してない、検討しますって言っているんですから、きちっと回答を求めなきゃいけないっていうことと、これは総合設計制度でやりたいんですっていうことから始まっているわけですから、総合設計制度、東京都のこれに基づいた、そういう計画をきちっと事業者側も出さなければいけないっていうふうに思うんです。

それで、あと、区から様々な要求、各課から出てるんですけども、保育園をつくってほしいという、そういう要求、ごめんなさい。園庭のない私立の保育園がいっぱいあるので、子どもたちが駆けっこやボール遊びが可能な場所として、可能なスペースを確保してくださいという回答には、幼児の日常の遊び場の確保はございません。こういう回答がされていたり、区側が望んでいる、そうした対応がされてないっていうふうに思うんですね。

御心配されていることについては、防災の面についてのことが今度の請願の中にあるんですけれども、自分のところのきちっとした防災計画が立てられないわけですから、そういう点では、まちづくり全体に対し、防災のまちづくり進めていきたいっていう、そういう事業者側のそういう思いというか、区の要求に応じてないっていう点では、この建物そのものについての周りからの御意見が出ているのは当然だというふうに思いますので、その辺については、引き続き、この回答をまだもらってない部分については、きちっと回答を求めるべきだというふうに思いますけれども、その辺はどうなんですか。

○松平委員長 してるんじゃないですかね。前田都市計画課長。

○前田都市計画課長 今言われた、大型建築物の協議の中では、区からいろいろな各課から出た要望をまとめて事業者のほうにお伝えしているということでございます。それに対して、今委員が御紹介していただいたような、できないことというのも多々あるのは確かでございます。そういった形で御協力はしたけれども、検討はしていただいているということだと思いますけれども、その中でできることはやっていただくと、多少この計画上、難しいところは事業者のほうからはできないという回答をいただいているところでございます。

この大型建築物の要綱に基づく協議というのは、法令等と違いまして、必ず守らなきゃいけないということではないと思います。よりよいまちにしていこうという中で、区からお願いしたということで、全てのものができるとは限らないものなのかなというふうには思っております。

○松平委員長 板倉委員、よろしいですか。ほかよろしいですね。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

板倉委員、マイクをお願いいたします。

○板倉委員 教育環境を守ってほしいという要求が強く出されているわけで、この総合設計制度を活用して、宝生ハイツさん側が建物をつくると、高さ70メートル、地上20階、地下1階で、境界である擁壁から僅か4メートルしか離れていないという点では、30教室の学校の西側は終日、日照が遮られるという点では、非常に教育環境悪化につながっていくわけで。

もう一つは、公開空地って言われているんですけれども、これは能楽堂の屋上で、居住者だけではなくて誰もが自由に出入りできることで、教室へののぞき見のおそれがあるということが十分危惧をされるということで。この教育環境を守っていくことには区としての責任があると思うので、こうした教育に関する特別のというか、環境アセスメントのようなというか、そういう仕組みについても、区として考えていくべきだというふうに思いますので、その辺を主張しまして、この請願第6号については、採択をいたします。

○松平委員長 区民が主役さん。

○依田委員 この件、請願6号と7号で、どちらも桜蔭学園と隣の宝生ハイツの建築紛争について触れられておりますので、その件について、まず、まとめて述べたいと思うんですけれども。非常に、この桜蔭学園と宝生ハイツの紛争自体は非常に悲しいことでして、桜蔭学園はもちろん昔から存在する学校であると同時に、当然宝生ハイツの皆様も、こちらの区分所有者の方もほとんどが多くはこちらにお住まいなんでしょうし、長く文京区にお住まいの区民の方々なんだというふうに認識しております。

そういう意味では、長く地域に根づいた2つの主体が紛争になってしまっているということは非常に残念だなというふうに思っております。何とかしてこういった紛争が解決されるようにというふうに願っております。

さらに言うと、こちら、先ほどからもありましたように、日陰が大きいとか、壁面が近いといったところが桜蔭さんの反発しているところかとは思いますが、今回、総合設計制度も使っておりますけれども、そもそも絶対高さ制限というものがあまして、高さの制限がきついがゆえに、壁面の位置とか、その建物の太さといふかな、ワンフロア当たりの床面積みたいなのところに制約が出てきてしまっているんじゃないかなというふうにも推察いたします。

詳細については、もちろん分からない部分があるんですけれども。この絶対高さ制限と、その例外としての総合設計制度ということで、高さ制限がない中での総合設計制度だった

ら、もうちょっと自由度のある建物が建てられて、隣地にも配慮ができたのではないかなというふうに推察しているところなので、引き続き、絶対高さ制限の問題点については検証が必要であるというふうに私個人としては考えております。

今回の、まだ若干論点がずれるんですけど、今回のこの請願なんですけど、これに関しては請願事項が環境評価アセスメントの教育環境版となる「文の京」教育環境アセスメントの仕組みを整えるべく調査研究してくださいというふうになっております。これって環境アセスメントであれば当然ここの委員会だと思うんですけども、要はこれ教育環境のアセスメントなんですよ。

これに関して、事例として挙げられているものも、中央区の教育に関する基本条例、これ教育に関する基本条例なんですよ。ですから、そもそもここの委員会に落ちてくることが若干おかしいんじゃないかという気がするわけなんですよ。私としても、これ議運に委員を出している会派なので、これを蒸し返すのも申し訳ないんですけども、若干そういう意味で、この委員会でも、もうちょっと議論というか、いろいろ調べていく、考えていくことが必要なかなというふうに思っております。若干この委員会にとどまらない調査が必要なのかなというふうに思っていました。

ということで、区民が主役の会としては、こちらの請願については継続審査といたしたいと思います。

○松平委員長 継続。

永久の会さん。

○高山（泰）委員 永久の会も会派の中でかなり議論しまして、請願6号ですか。また、政治団体、みんなでみんなのまちづくりさんということで、また、さっきもそうだったんですけども、請願2本も出してくれて、すごい団体だなんて素朴に思ってます。金子さん、これ何人ぐらいいるんですか、この団体。分かりませんけど。相当エネルギーがあって。何人もいるんでしょうけど。

○松平委員長 高山委員、態度表明で、質疑は求めないでいただきたいと思います。

○高山（泰）委員 今日お見えですか。ちょっと分かりませんが、僕顔知らないんで分からないんですけども。いらっしゃるんでしょうかね、金子さん。本人来てんのかな。金子さん本人もちょっと、うつむいちゃってんだけど。

いずれにせよ、私たちの会派でこれ話し合ったんですけど、本当に、依田さんも言ったとおり、隣との紛争自体はとても悲しい出来事で、何とか折り合いをつけてやっていただきたい

と切に願っていますが、ここの請願事項については、ちょっと意に沿い難いということで不採択にしたいと思います。

○松平委員長 不採択。

公明党さん。

○宮本委員 今回の請願は、教育についての特に配慮をしていただきたいというような御意見、御請願だと思いますが、文京区においては都市マスタープランがありまして、住居地域だったり商業地域など、エリアごとにある程度用途が設けられておりまして、それぞれ規制もあり、また、まち全体の機能がバランスよく働くようにしているというふうに理解しております。

そういった、それぞれのエリアで、それぞれの主体者の方々がお互いに配慮しながら生活、活動していくことが重要かと思いますので、公明党としては請願6号、不採択といたします。

○松平委員長 誉さん。

○豪一委員 誉、請願6号、不採択です。基本的には、個別の事情のために建築基準法とか、都市計画による用途が制限されるべきじゃないって考えます。区内で生活だとか活動する個人、団体というのは、用途地域というのをしっかりと把握して備える義務があるとも考えています。開発する要件が整っていれば、場所的にも水道の商業地域の都心寄りの一等地ということで、最大限に生産性を高める建築物建てるというのは当然だと思うんですよ。

その上で、アセスメントという意味では、あそこは第一種文教地域というちゃんとした用途の抑制何とかいろいろとされているというエリアでもありますから、そういうことをしっかりと考えて、こういう、幾ら古くからやっても、もちろん教育というのは、現場っていうのは大事にしたいと思いますが、今回に関しては、なかなか環境評価のアセスメントというのをそのためにつくるというのはちょっと違うんじゃないかなというふうに考えました。

以上です。

○松平委員長 自由民主党さん。

○浅川委員 この請願においては、総合設計制度による計画をめぐり、学校側では、教育環境の悪化や、防犯上の大きな懸念に関して心配されております。また、一方では、マンション側の住民は、建物の老朽化が進み、大きな災害が起こる前に建て替えをして住み続けたいとお考えのようです。なお、建て替え側のほうからは、設計の中で相手側の要望に配慮するための設計変更もなされているということは伺っております。

また、この地域は文教地区に指定され、建てられる建築物の用途に規制がかかり、絶対高

さ制限もあり、近隣商業地域として容積率や建蔽率にも制限がかけられています。もともと規制がかけられている中で、さらに教育環境に配慮した規制をかけることがよいのかどうか、学校の近隣にお住まいの方の建築する権利にも大きな影響を与えてしまう懸念もあり、慎重な判断が必要であると認識しております。

そうなりますと、個別に様々な問題が発生する中で、統一化したルールを定めて、問題解決を図るということはかなり難しい作業になるかと思います。当事者同士の話し合いの中でバランスを取りながら、お互いが納得できるような方向性を見いだし、解決していくべきものと考えます。

また、法令で制限をされていない個別具体的な要望についても、利害関係者同士で解決すべきものと考えますので、請願第6号、自民党は不採択とさせていただきます。

○松平委員長 AGORAさん。

○品田副委員長 請願事項の環境評価アセスメントの教育環境版ということですが、これは拡大解釈過ぎるというふうに思います。それと、教育委員会として近隣の状況をしっかりと把握するというのが主眼なんでしょうけれども、文京区としては、令和7年9月1日施行の宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱というのを改正して、教育環境や児童数の把握のために事前に情報を得られるような改正がなされておりますので、その施行ということで大丈夫だというふうに思いますので、不採択とさせていただきます。

○松平委員長 それでは、請願受理第6号の審査結果について申し上げます。

採択 1、不採択 5、継続 1、よって不採択すべきものと決定をいたします。

次に、請願受理第7号、桜蔭学園隣接地に高層マンションが建設される問題を教訓に、「文の京」の教育環境を保全しつつ、レジリエンスある防災まちづくりを同時に推進する「開発指導要綱」の研究を求める請願です。

請願文書表のデータ16ページを御覧ください。

・受理年月日及び番号 令和8年5月29日 第7号

・件名 桜蔭学園隣接地に高層マンションが建設される問題を教訓に、「文の京」の教育環境を保全しつつ、レジリエンスある防災まちづくりを同時に推進する「開発指導要綱」の研究を求める請願

• 請 願 者 • • • • •

• • • •

・紹介議員 金子 てるよし 海津 敦子

・請願の要旨 次頁のとおり

・付託委員会 建設委員会

・請 願 理 由

桜蔭学園の隣接地に、「総合設計制度」を活用して20階建てのタワーマンションが建設される計画を巡り、桜蔭学園中学・高等学校の教育環境が悪化するとともに、防犯上も大きな懸念が出るとして司法判断を仰ぐ事態に発展しています。

マンション建設事業の所管は東京都ではあるものの、地元基礎自治体としてできることはたくさんあり、例えば中央区は「中央区の教育に関する基本条例」をつくり、教育環境の維持・保護に努めています。

「文の京」の教育環境を守るためには、公立・私立を分け隔てすることなく保護する必要があり、同時にレジリエンスある防災まちづくりも進めなくてはなりません。

そこで、貴議会において、桜蔭学園隣接地にタワーマンションが建設される問題を教訓に、「文の京」の教育環境を維持・保全するとともに、防災まちづくりも同時に進められるような政策・施策を進めるべく、独自の「開発指導要綱」をつくれぬか調査・研究するよう区長に働きかけていただきたく、下記を請願いたします。

・請 願 事 項

1 教育施設に隣接する土地での一定範囲、一定規模以上の開発に関しては教育環境を守るための特別な「開発指導要綱」を設けるべく、調査・研究してください。

○松平委員長 この請願は、教育施設に隣接する土地の開発において、教育環境を守る開発指導要綱を設けるため、調査研究を区に求めるものです。

御質疑のある方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいですかね。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○浅川委員 こちらも、請願第6号と同様の理由になりますけれども、教育環境を守るための規制をかけることがよいのかどうか、また、開発指導要綱を設けることで、教育施設に隣接する土地にお住まいの方に対し、開発に一定の制限がかかる可能性があります。どちらか一方に不利益をもたらさないよう、慎重な判断が必要であると認識しております。

請願第7号、自民党は不採択といたします。

○松平委員長 誉さん。

○豪一委員 誉、請願第7号1項、不採択です。これ開発指導要綱って言うってんですけど、この間、本会議で、ある議員が抜け道みたいな発言したんですよ。総合設計制度が。これ大問題だと思うんですよ。これ遵法性のある開発に対して抜け道という表現使うっていうのは、施主さんとか事業者に対しても大変失礼だから、議会人として、そういう間違った言葉は使わないほうがいいんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○松平委員長 不採択でよろしいですね。

公明党さん。

○宮本委員 先ほどの請願と同様の趣旨の請願かと理解しております。先ほど申し上げました同様の理由によりまして、公明党といたしまして、請願7号は不採択といたします。

○松平委員長 永久の会さん。

○高山（泰）委員 永久の会ですが、請願7号ですね。これもよく検討させていただきまして、本当に桜蔭学園というのは超名門の学校ですし、女子校ということもあって、のぞかれたら嫌だとか、いろんな運営上の問題があるということ、本当お気持ちは分かるんですが、自民党さんたちも言ってたとおり、じゃ学校の近隣だけ不動産持っている人は、そういう足かせをはめていいのかという問題にも発展するので、ぜひ穏便な形で、当事者同士で話して、折り合いをつけて、いい建物にしていればなということと思いますし。

依田さんがさっき言っていたことも一理あって。高さ制限があるから、例えば何ならこれ20階建てじゃなくて30階建てにして、もうちょっと空地を取って、4メートルじゃなくてもっと広げるとか、別に学校の隣に70メートルのビルがあるのが問題なんだけど、100メートルだともっと問題になるかって言ったら、別に建っちゃったら分かんないですよ。人間の背なんてせいぜい2メートルですから。だから、その高さという問題について、そんなにアレルギーを持たないで、絶対高さについても柔軟に議論するというのが、これをいい機会にやってもいいんじゃないかなというふうに思いました。

結論から言って、この請願については意思に沿いがたいということで、不採択にします。

○松平委員長 間もなく12時になりますが、態度表明の結果までは終えたいと思いますので、御協力、御理解お願いいたします。

それでは、区民が主役さん。

○依田委員 繰返しになりますが、今回、総合設計制度を活用してマンションを大型化

することによって建て替えを円滑に実施しようということで、宝生ハイツの皆さん考えられているんだと思います。文京区においては、総合設計制度を活用したとしても、絶対高さ制限は残るんですよね。それ高さは緩和されるのであるけれども、絶対高さ、絶対高さが緩和されるだけであって絶対高さ自体は残るということでもあります。

先ほどからも話しましたように、今回、高さそのものというよりも壁面が近いということがお隣の桜蔭学園さんの懸念事項の一つなのかなというふうに思っております。学校で女子校だということですね。ですから、文京区のそういった絶対高さ制限が建物のつくりに関して相当な制約を加えているのではないかなというふうな懸念については、引き続き訴えさせていただければと思います。

それはそれとして今回の請願なんですけれども、請願に関しては、今回、開発指導要綱のほうで教育環境を守るための項目を入れられないかということでもあります。開発指導要綱に関しては、先ほども品田先生からも御紹介あったように、教育環境の話が入れたりとか、かなり広範囲にいろんなものを取り込んで、いろいろ配慮してくださいねというような項目つくられております。

そういった中に、例えば教育施設に隣接する場合には何らか配慮してください、みたいな文言を入れることは不可能ではないのかなと思いますし、それを調査研究する価値はあるのかなというふうに思います。

あと、この請願に関しては、今回の桜蔭と宝生ハイツのこと、また触れられてはおりますけれども、その問題を教訓に、今後の未来に向けて、この紛争のことはそれはそれとして、今後に向けて、なるべくそういった紛争が起きないようにという趣旨だとは思いますので、区民が主役の会としては、この請願第7号は採択させていただきます。

○松平委員長 採択。

日本共産党さん。

○板倉委員 この請願ですけれども、6号のところでも話をしましたけれども、2024年11月20日に桜蔭学園さんが総合設計制度差止め請求を行いましたけれども、この意見陳述書の中で、この高層マンションが隣地に立つことによって、日照の問題、建物の圧迫感、通風の被害、落下物の危険、通学路の交通量の増加、こうしたものが書かれておりまして、これは、この桜蔭学園さんのことだけではなくて、公私立関係なく、学校の近隣にこうした中高層の建築物が建てられることによって、どこでも起きる、起こり得る被害だというふうに思います。

区内には国立、都立、私立の学校や大学がたくさん存在をしていますので、そういったと

ころについても配慮というか、必要だと思います。ここの請願の理由の中ほどにありますように、公立立分け隔てすることなく保護する必要があるというふうに書いてありますけれども、2022年の決算特別委員会だったと思いますが、当時の教育推進部長が、私立の教育環境は管轄外であるかのような答弁をされております。私立であろうと文京区内にある学校の教育環境を守るっていうことは、区の責任でもありますから、そこは特別な手だてが必要だというふうに私は考えます。

当事者同士の話し合いでやればいいというような御発言もありましたけれども、それができないということで、司法の判断を仰ぐという状況にまで発展しなければならないという点では、本当に憂える状況が出てきているという点では、特別な手だてが必要だというふうに考えます。

文京区では、宅地開発並びに中高層建築物等の建設に係る指導要綱というのがありますけれども、ここには教育施設に限ってのそうした、環境に限ってのそうしたものではないわけですから、新たなそういう手だても必要だというふうに考えますので、請願第7号、採択をいたします。

○松平委員長 採択。

AGORAさん。

○品田副委員長 先ほどの請願6号のときに申し上げましたとおり、不採択とさせていただきます。

○松平委員長 それでは、請願受理第7号の審査結果について申し上げます。

採択2、不採択5、よって不採択すべきものと決定をいたします。

それでは、12時を過ぎましたので、休憩に入りたいと思います。御協力いただきまして、ありがとうございました。

午後 0時05分 休憩

午後 1時00分 再開

○松平委員長 それでは、間もなく1時となりますので、委員会を再開したいと思います。

それでは、次に、請願受理第8号、電動アシスト自転車購入補助制度の創設を求める請願です。

請願文書表データ18ページを御覧ください。

.....
・受理年月日及び番号 令和8年5月29日 第8号

- ・件 名 電動アシスト自転車購入補助制度の創設を求める請願
- ・請 願 者 文京区千駄木2-23-7
東京土建一般労働組合文京支部女性の会
会 長 青 沼 菊 江 外1127名
- ・紹 介 議 員 千 田 恵美子
- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 建設委員会
- ・請 願 理 由

物価上昇に対して賃金の実質的な伸びが追いつかず、多くの世帯で生活負担が増大しています。家計の厳しさは子育て世帯にとって特に深刻であり、負担を軽減する施策が求められます。実質賃金の低迷は厚生労働省の研究機関（労働政策研究・研修機構）の分析でも確認されています。

幼少期の子どもの送り迎えにおいて、電動アシスト自転車はすでに広く利用され、子育て世帯の移動手段として定着しています。坂道や重い荷物、子どもを乗せた際の負担を大きく軽減し、安心・安全な移動手段として評価されています。

文京区は台地と低地が複雑に入り組んだ地形で、区内には多くの坂道や斜面が存在します。このため非電動自転車では日常の移動が大きな負担となる場所が多く、電動アシスト機能は文京区的生活環境において重要な支援といえます。こうした地形的特性は区の資料（文京区景観計画）でも指摘されています。

文京区では、自転車用ヘルメット購入補助や点検整備・TSマーク取得への助成など、区民の安全確保を目的とした個人向け支援制度が実施されています。また、自転車シェアリング事業においては、電動アシスト自転車本体やバッテリー等の購入費について事業者向け補助も行われてきました。一方で、子育て世帯が日常生活で使用する電動アシスト自転車については、購入費や継続的な点検・修理などの維持管理費用に対する支援制度は設けられていません。近隣自治体の葛飾区では、幼児同乗用電動自転車等の購入費助成が実施されており、子育て世帯の負担軽減に資する先行事例となっています。

以上を踏まえ、学問・文化と子育てが共存する文京区においては、通学や習い事、保育園・学校への日々の送迎などに電動アシスト自転車が有効に活用されることから、購入費および定期的な点検・修理等のメンテナンス費用の一部を助成する制度を早急に設けることを強く要望します。安全対策に加え、移動と安全を継続的に支える施策を講じることは、子育

て支援の一層の充実につながります。制度設計に当たっては、対象を子育て世帯に限定し、安全基準を満たす車種とすること、区内指定店舗での購入や整備を条件とするなど、他自治体の事例を参考にすることを提案します。

以上の理由により、請願事項の実現を強く求めます。

・請 願 事 項

- 1 子育て世帯の生活支援と安全な移動環境の確保のため、文京区において電動アシスト自転車の購入費および定期的な点検・修理等のメンテナンス費用に対する補助金制度を創設してください。

○松平委員長 この請願は、子育て世帯の生活支援と安全な移動環境の確保のため、電動アシスト自転車購入費及びメンテナンス費に対する補助金制度の創設を区に求めるものです。

御質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

では、豪一委員。

○豪一委員 非常に気持ちが分かる請願ではあるんですけど、文京区では、まずドコモとシェアサイクル、かなり行政も一生懸命、まだ10年たたないぐらいだと思うんですけど、駐車場の整備、駐輪場の整備をされたり、要は拠点を増やししながらやっている。そういうことも活用して、多分代用もできるんじゃないかなということが考えるのが1点と。

その見解を行政に聞きたいのよね、あと、千代田区か中央区か忘れたけど、シェアサイクルで子どもの、あれ何というのかな、シートを、チャイルドシートを装備して、実際実用して、シェアサイクルでやっているという例があるんだけど、そういうのを文京区で取り入れるという計画がないのかっていうことと。

あとそもそも、これ子育て支援で、例えば総務区民委員会とかで請願が出て、話し合っていれば、経済課と組んで、これさっきも委員長と話したんだけど、Pay Payのキャッシュバックとかで、前やってみたいに上限を緩和すれば、まとめてこの自転車買ったときに、Pay Payのキャッシュバックでその分還元できるとかって応用ができるんじゃないかと思うけど、今回なぜ建設委員会でこれを取り扱うことになったのか、それは幹事長会、こちらの話か。そうだね、そうするとそういう話になっちゃうから。

そういったところで、なかなか建設委員会では話しにくいのかなというふうに考えているんだけど、まず、そのシェアサイクルの絡みの件を答弁していただいてよろしいでしょうか。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 シェアサイクルにより、子乗せ自転車の利用ができるような事業を実施しているところといたしまして、千代田区において1事業者が令和5年から実証実験として行っております。千代田区と情報交換した中で聞き取った内容ではございますけども、令和5年度から始めて7年度まで、ポート数は増やして、利用者数も伸びているということを聞いております。

文京区内で協定3社と締結しておりますけども、その中で現時点で事業者から同様の事業を行うような話というのは聞いてはおりませんが、千代田区の実証実験の状況など、引き続き情報収集に努めながら、今後についても、実現の可能性についても検討していくことになるかと考えております。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 令和5年度からということは、まだ2年ちょっとぐらいですかね。ということで、もうちょっと研究が必要なのかもしれないけど、でも伸びている事実というのは見逃せないもので、面白いかなというふうに思いました。

それと、文京区は以前からBーぐるの逆回りルート of の要望だとか、そういう議会でも度々ありますし、このバリアフリー基本構想の中でも、坂が多い道を高齢者の方とか、高齢者だけじゃないですけど、いろいろな方が克服するのが大変だということで、その辺がアシスト自転車というのは非常に大事なのかなと思います。

しかし、今、ドコモのシェアサイクルの中で、アシスタント機能のある自転車っていうのは、今、文京区も伸びて安定していますし、その辺で難しいところだっていうのは確かに感想として思いました。ありがとうございます。

○松平委員長 ほか御質疑のある方。

宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。今回の請願は、電動アシスト自転車の購入について補助制度を求める請願でございまして、今、豪一委員のお話にもあったとおり、子育て支援につながるような、いい取組かなというふうに考えておりますけども。まず、文京区で、かつて子ども2人乗り自転車の購入補助事業をしたことがあると思いますけども、そのときの事業の目的とか、また実績とか、どうだったのか、お伺いしたいと思います。

また、あわせて、この後、報告事項もありますけども、自転車活用推進を区としてもやっていかなきゃいけないということでございますけども、こういった現在課題があって、それ

について、どういうふうに取り組んでいこうかというふうを考えていらっしゃるのか、大きくお伺いしたいと思います。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 1点目の目的と実績につきましては、平成21年に道路交通法及び東京都道路交通規則の改正によりまして、未就学の幼児2人を乗せる3人乗り自転車の安全基準ができたことから、3人乗り自転車の購入を促進し、自転車走行中の事故を防止することを目的として購入費補助事業を実施したものであります。事業の期間は平成22年度から3年間で、実績は合計1,065台分となっております。期間を通じて3人乗り自転車は一定程度普及した後の評価の下、当初の期間どおり終了をしております。

2点目の現在の自転車活用推進における課題につきましては、子乗せ自転車を利用しやすい環境をつくることと捉えておりまして、この点に力を入れております。定期利用制自転車駐車場の運営においては、シビックセンターに3人乗り自転車専用の30台分の駐輪場を設置しております。また、一時利用制の自転車駐車場においても、子乗せ自転車、サイズが大きいものですから、設備更新の際に1台当たりのスペースを見直すことにしております。直近では、令和7年度に後樂園自転車駐車場で50台分の子乗せ自転車優先ゾーンを新設するなど、より自転車を利用しやすい環境の整備に努めております。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。平成22年から25年に購入補助事業をしていただいて、1,065台分の実績があったということでございまして、当時、私も子育て世帯だったと思いますが、この事業があるのは知らなかったので活用できなかったんですけども、いずれにしても、もう子育て世帯の皆様は、ほぼほぼ全世帯、購入されてきているなど、私がまだ若いときなんですけども、今に至って、当然のように購入されてきていて、ある意味その普及という意味では普及してきて、また安全確保とかいった意味でも、普及をしてきたのかなというふうに理解をしております。

先ほど課長答弁いただいたように、子乗せ自転車についての今の課題については、使いやすい環境整備をしていきたいということで、一時利用の駐輪場においてスペースを大きくするという点については、私だけじゃなくて多くの議員さんからも指摘があつて、区のほうもそのように対応してきていただいたということで、ありがとうございます。令和7年度、50台分用意をしていただいたということでございました。

それで、この事業が一定役割を果たしたというふうにも理解しているんですけども、私た

ち公明党の議員のほうには、地域の保護者の皆様からも、この事業の継続をしてほしいであるとか、再開を求めるお声もいただいてまいりました。公明党としても、区に対して、子育て支援の一環として求めてきたということもございました。議会でも取り上げさせていただいたりしましたけども。

ほかにも、例えば子乗せ3人乗り自転車は、電池が交換をしなきゃいけないという場面もあったりして、その電池がまた高いんですね。その購入補助もしてほしいというお声もいただいたりしてきました。

その後、その一方で、子育て支援という意味では、様々な御要望を我々公明党の議員のほうにもたくさんいただいてまいりまして、当然この自転車購入補助事業、電池の購入補助事業もそうなんですけども、ほかの形でも、子育てについてはいろんな御意見、御要望、要請をいただいてきたものでして、そういった意味では、いろんな子育て支援の充実を求める質問、提案も重ねさせていただいてきました。

近くでは、今年度、小学校、中学校に入学する際に入学の準備金事業というものもそういう創設をしていただいたということで、公明党も推進させていただきましたが、予算として3.5億円ということで、大変に大きな予算も計上していただいたと。

また、近年では、医療費の無償化を中3から高3まで世代に引き上げると、対象をとということや、また給食費の無償化も、区立のみならず、私立、国立についても同等額の給付をするといった、そういった子育て支援の充実も図ってきていただいたと。これは我々公明党からも様々な質問、提案をしてきたものを反映していただいています。

そういった状況でございますけれども、区として現在、子育て支援の充実にもさらに力を入れていただいていると思いますけども、どのような取組を今後力を入れていきたいというふうに考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○松平委員長 鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 今、委員から幾つか本区の子育て支援サービス、例は挙げていただきましたけれども、当然この電動アシスト自転車、坂の多い本区においては、移動負担の軽減には一定の効果があると認識しているところでございます。ただ、区といたしましては、先ほど委員から例を挙げていただいたサービスも含めて、この子育て支援計画に基づきまして、例えばベビーシッター利用助成の上限時間の拡大ですとか、家事・育児サポート事業のデジタルクーポン化など、今年度から行う予定でございますけれども、より広く効果が及ぶ子育て支援サービスの充実を進めていきたいというふうに考えております。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。今ベビーシッターの事業の充実であるとか、家事・育児サポートの事業の充実についてもお話がありました。確かにそうなんですよね。この辺り、共働きの御家庭が多い中で必要な事業ですし、私たちの公明党のほうにもお声をいただいております。また、そのほかにも産後のお母様の支援にも力を入れてほしいといったお声も多くございます。また、多胎児の支援も、支援を強化してほしいといったお声もたくさんいただいております。

なので、子育て支援をどのように充実させていくか、様々な角度から検討していく必要があるかなというふうに考えております。また、態度表明は後ほど申し上げたいと思います。

○松平委員長 ほかに御質疑のある方。

板倉委員。

○板倉委員 先ほど、区が3人乗りの自転車購入費補助のことでは数字も出していただきましたけれども、あのときに、その後、1台3万円だったんですけど、その後1万5,000円に下げましたよね。その理由のところでは、3人乗り自転車のPRのための予算というふうにお答えがあったり、普及も進んだので価格も下がったということで、この事業をやめますということが理由だったかなというふうに思うんですけども、価格が下がったためということも言われていますが、本当に価格って下がってきているんでしょうか。そういう認識はありますか。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 価格のことにつきましては、なかなか、十数年前の話でありますので、現時点で遡って、当時の資料も含めて確認していたところではありますけれども、なかなかそれをはっきりと示せるようなものにはたどり着きません。価格については、当時はそういう考え方であったかもしれませんが、現在の市場価格においても15万円程度するところを考えますと、感覚としては、当時と大きい開きはないものなのかなというふうにも思っております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 あのと、価格が下がったからってということもおっしゃっていたようにですけども、この間、総務省統計局、小売物価統計調査という調査が出ていて、電動アシスト自転車の価格の推移っていうのがずっとこの間、出ていますよね。この間、過去11年から遡って数字が出ているんですけども、これで見ると、区がやめた後ぐらいですかね、ぐらいに1回

は下がりましたね。10万3,890円ということで下がって、その後ずっと、調査の月ごとかな、数字が出ているんですが、若干、幾らか100円単位とかそういう単位で下がった月もありますけれども、ずっと上がり続けていますよね。今年の4月には13万8,417円というふうになっているわけです。

自転車、単体ではこの値段っていうふうになるかと思うんですけども、ただ、子育ての方々が利用するには、前と後ろに子ども乗せのキャリアをつけなければいけないわけで、それを合わせると、本当にもう今20万円近くになるのかなというふうに思いますけれども、その辺の金額はどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 今、御指摘のありました、国の統計については私どもも確認しておりますけれども、こちらが今回の対象としている3人乗り自転車を目指すのか、それとも、電動アシスト自転車全般を目指すのかというところは明らかではありませんでしたので、私ども、考える際には、あくまでも参考とさせていただいたところであります。

当時の状況といたしまして、新しく安全基準ができて、これからその自転車を買おうとする子育て世帯に対して、区が一定程度、一定の購入費補助をすることによって、ちゅうちょなく購入し、安全に自転車を利用できるようにという普及の観点からしておりますので、その目的は達成できたということが当時の判断でございます。

自転車の価格につきましては、こちら市場によるものでありますので、区の私どものほうで特別な見解を持っているところではありませんけれども、今、多くの子育て世帯が利用されていることを考えますと、普及というものはその後もされてきているものだと考えております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 価格は、総務省が出しているこの電動アシスト自転車の価格については、先ほどもおっしゃっていた、全体、いろんな種類がある中での平均価格ということになっていくと思うんですけども、この値段が上がっていることは当然、ほかの24型だったり、あるいは、お子さんの乗せるのは、今、割とタイヤが小さいのが多かったりとかってあるんですけども、連動してというか、上がっているのは確かだというふうに思います。

それで、2022年のときに、自転車活用推進計画、今回、次の報告の中に入ってくるんですけども、自転車活用推進計画策定に当たってアンケートをやっていますよね。それ、アンケートの項目の中に、自転車の利用状況についてというアンケートをされていると思うんですけども、その中で自転車利用の目的で一番多かったというのは何でしょうか。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 当時のアンケートでございますけども、利用頻度につきましては、買物、食事に利用するという回答が一番多くなっておりました。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 利用目的の目的で調べている中で、子どもの送迎というのも買物以外にも10%あって、通勤通学というのも20%あるわけですね。この中には、子どもの送迎も当然含まれていくのではないかなというふうに思うので、自転車利用で多くを希望しているのは、子どもたちを乗せてのそういう使い方が多いというふうにここでは読み取れるんですけども。

この請願の中ほどに書かれている、先ほど自転車シェアリング事業で自転車本体やバッテリーの購入費補助を行っていたというふうに書いてあるんですけども、実証実験を行いましたよね。その中で、実証実験の報告の中でやり取りをした中で、自転車本体は5年で更新をします。1台10万円、そういうふうに報告されていたかと思うんですけども、2020年4月から本格実施になったわけですけども、現在まで区がこの実証実験も含めて、この自転車シェアリングに負担してきた累計が出ますかということと、その中に自転車本体の購入の支援も含まれているというふうに受け止めてよろしいのでしょうか。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 自転車シェアリング事業実証実験というのは、東京都と共にシェアサイクルを公共交通の一部として社会に実装していくための取組ということで行われていたものでございます。事業が行われていく中で、利用も広がって行って、現在では様々な事業者も参画しているのを見ますように、社会にシェアサイクルが公共交通の一部として実装されているというふうになってきたと思います。

そういった取組に当たりまして、東京都やほかの区とともに、文京区も協定を締結する事業者との間で、費用補助も含めて、これまで相応の負担をしてきたものでございます。合計での金額というのは、今手元にすぐはないんですけども、補助に当たっては自転車本体に対しても補助を行ったという期間もございました。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 本体だけではなくて、すいません、バッテリーなどにも補助をしていたということですね。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 年度により異なりますけど、本体、あと交換用電池等を含めて補助をしてい

たことがございます。

○松平委員長 よろしいですか。

ほか御質疑よろしいでしょうか。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。日本共産党さん。

○板倉委員 先ほど、シェアサイクルを利用して、文京区内使えばいいではないかという御意見ありましたけれども、あのシェアサイクル御覧になって分かるように、1人しか乗れないんですよ。お子さんは乗せるスペースありませんし、当然2人乗りということはできませんから、シェアサイクルがこれに代わるということはありません。

それで、子ども前後ろに乗せたときに、子どもたちの体重というのを私も、平均体重とかあれしながら計算してみたんですけども、例えば3歳と5歳の2人乗せたとなると、最大35キロにもなるわけで、それに加えて週の初めとか週末にはほかの荷物も加わって、本当に、保育園や預かり保育、幼稚園だったりの帰り、行き帰りというのは大変なんですよ。

帰りに例えば買い出しもしたいっていうふうになると、負担が多くなるのに加えて、山坂が加わればもっと大変なるわけで、この電動自転車の必要性というのは非常に私は高いというふうに思います。

なので、ここに書いてありますように、葛飾区が、請願の理由に書いてありますように葛飾区がやっているという点で、葛飾区は購入費用の半額の上限5万円を助成をしているというふうに書かれています。本当に、文京区でも様々子育て支援策をやっているんですけども、改めて、この3人乗り電動アシスト自転車購入補助については、創設するように検討いただいて、ぜひ実現できるようにということで、この請願第8号採択をいたします。

○松平委員長 区民が主役さん。

○依田委員 区民が主役の会はこの請願第8号採択いたします。

単純に子育て支援に有効だというふうに考えます。葛飾区に関しては5万円、上限5万円ということなんですけども、確かにどの程度補助するかは難しくて、あまり大きい補助だと、転売とかそういう可能性も出てきたりするので、水準は考えないといけないと思うのですが、それでもうまく制度設計可能なのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○松平委員長 永久の会さん。

○高山（泰）委員 永久の会は、大変これ悩ましいんですけども、結論としては不採択にしたいと思います。ただ、いろんな議論でもあったとおり、子育て支援、必要ですし、自転車は

もう、正に文京区で子育てしている限り、子乗せ自転車というのは必需品に近いようなものだろうと思いますし。ただ、宮本さんもおっしゃられたとおり、いろんなメニューがあつて、トータルで考えなきゃいけないことですので、自転車単体だけで見たら、もちろん高い補助出せと言うのは簡単なことですが、トータル的に考えていただきたいというのが我々の主張で、不採択にしたいと思いますが。

懐かしいですね。平成22年の自転車の補助ね。私も子ども、買まして、ちっちゃい子どもを乗せて、あちこち行って、涙が出ますね。本当にありがたいことです。ということなんで、以上です。

○松平委員長 公明党さん。

○宮本委員 先ほどの質疑で様々理解ができて、自転車購入補助事業については、以前実施をしていただいて、一定役割を果たしたということで、普及もできてきたということでございまして。その上で、子乗せ3人乗り自転車の今後、安全に利用していただけるように考えなきゃいけないこと、また、先ほど駐輪場のスペースの確保とかいうこともございましたが、そうした課題も捉えながら、引き続き、充実をしていっていただきたいと思います。

また、子育て支援という意味では、先ほども私、意見させていただきましたけども、様々な御意見、御要望を頂戴してまして、それぞれ文京区の所管のほうで支援メニューも拡充をしていただいております。ネウボラ事業から始まって、子育て支援、保育園、小学校、中学校と様々取り組んでいただいていますので、引き続き充実を図っていただきたい。また公明党も、こういった取組が優先すべきなのか、しっかり具体的な提言、質問ができるように、しっかり調査研究してまいりたいと思います。

よって、公明党としては、請願8号は不採択とさせていただきます。

○松平委員長 誉さん。

○豪一委員 自民党誉、請願第8号、不採択、残念ながら。ただし、これも本当に私も面白いと思って。まずお願いしたいのは、ぜひ千代田区でやっているチャイルドシート、文京区も導入して、経過観察をしてもらいたいな、研究してもらいたいなというのと、あと、年末、秋口から始まるこのPay Payのキャンペーンを、区民が必要なこととかものに使用できるような柔軟な、要は柔軟性を持たせて、また、自転車を買ってもキャッシュバックあるような体制をしてほしいというふうに思いました。

というのは、今、行政の努力で待機児童がゼロにはなりましたが、希望の最寄りの保育園なんかに行けないという現状が考えると、朝の忙しい中で、シェアサイクルを借りて子ど

もを送るというよりは、やはり自分で自転車が、アシスト付き、転入も多いですから、以前の自転車購入に漏れちゃった方もいっぱいいると思うので、自分のアシスト付き自転車で送り届けたいというのは当然でしょうし。

ただし、文京区に転入する方の世帯収入というのは結構、ある程度あるというのは、ある程度調査で分かっていますから、その辺で経済課なんかと一緒に柔軟性を持たせる。Pay Payのキャッシュバックも必要なもの、こととかに自分で投資できるように柔軟持たせると、非常にいいんじゃないかなと思いましたので、御検討よろしくをお願いします。

○松平委員長 不採択ですね。

自由民主党さん。

○浅川委員 今回の請願理由によりますと、子育て世帯に限定した支援を対象とし、電動アシスト自転車の購入費や点検修理等のメンテナンス費用に対する補助金制度の創設を求めていますけれども、本区において、子育て世帯への様々な支援が施されている中で、この請願の内容が果たして現況に即した内容なのかどうか。さらに、不公平感、あるいは整合性に配慮した内容であるかどうかなど、慎重に検討する必要があるのではないかと考えます。

したがって、自民党は、請願第8号は不採択とさせていただきます。

○松平委員長 AGORAさん。

○品田副委員長 先ほどから議論がありますように、21年度に3人乗り自転車の安全基準が変わって、とにかく基準をクリアする自転車を普及させたいというのがこの補助事業の目的で理解をしています。そして3年間、1年目3万、2年目3万、3年目に1万5,000円の補助をしたということも理解をしています。その後、現在はその基準はほとんどクリアされた自転車が普及をしていて、かつては、その当時は、私も孫のために買ってあげたりなんかもしたんですけども、大体価格が15万以上のが多くて、この3万ありがたいなというふうに理解しました。

しかし、私もネットで調べたり、自転車さん行って聞いたりもしたんですけど、今は大体10万円前後ぐらいで買えたり、あともっと調べれば、7万とか8万とか、もっと安いのもあったりして、3万円の補助をしなくても十分に手頃な価格で購入できるというふうに調査をいたしました。

それで、ですので、子育て支援については、今何人かもおっしゃったように、別の方策で、担当のほうで子育て支援策を考えればいいので、この建設委員会にかかった自転車の補助については、現段階では必要ないというふうに思い、創設は必要ないと考えますので、不採択

とさせていただきます。

○松平委員長 請願受理第8号の審査結果について申し上げます。

採択2、不採択5、よって不採択すべきものと決定をいたします。

以上で請願の審査を終了いたします。

○松平委員長 それでは、次に、理事者報告に入ります。

理事者報告3件です。

まず、都市計画部1件です。

報告事項1、文京区景観計画等見直し骨子についての説明をお願いいたします。

村田住環境課長。

○村田住環境課長 それでは、資料第2号を御覧ください。

1、趣旨でございます。一昨年の都市マスタープラン見直しが行われたこと等を受け、令和7年より景観計画見直しの検討を進めているところです。この度、見直しの方向性を骨子として作成いたしましたので、報告するものでございます。

2、検討経緯でございますが、記載のとおり、3回の審議会と、また、記載にはございませんが、審議会の下に設置した小委員会を適宜開催し、検討を進めております。

3、景観計画等見直し骨子でございますが、別紙として、次ページ以降に添付のとおりでございます。概要を御説明いたしますので、4ページをお開きください。

4章立てで構成しておりまして、1章では、今回の見直しのポイントを挙げてございます。(1)から(3)まで3点挙げてございますが、そのうち、(1)新たな視点や考え方に伴う追加・見直しの令和6年の都市マス見直しを受けて整合を図る必要があること、夜間景観やデジタルサイネージなど、新たな視点について検討する必要があることなどのポイントがございました。

5ページを御覧ください。見直しの全体像を示した図となっております。文京区景観計画のほか、景観づくりの手引き、屋外広告物景観ガイドラインの3種類について、現行計画の構成を記載しており、それぞれどこを見直すのか、吹き出しで示し、一覧にしております。

次に、6ページを御覧ください。検討項目ごとの見直しの方向性です。先ほどの吹き出しの部分を7つの主な検討項目にまとめ、項目ごとに見直し方針を確認しています。(1)拠点の位置と景観形成基準については、四角い枠で囲われた見直し方針のように見直しを進める予定でございます。

以下同様に、8ページから16ページまで、順に、夜間景観、屋外広告物、太陽光パネルと既存資源の活用、色彩基準、公共施設の景観づくりの項目について、それぞれ見直しの方針を記載してございます。

最後に17ページを御覧ください。現行計画と改定方針の対応表になります。表の左側に現行計画の構成を示し、右側に改定方針として新規追加及び見直しを検討している点について示してございます。2章3章と総括した表となっております、今後具体的な内容について検討を進めてまいるところでございます。

1ページにお戻りください。4、今後のスケジュールでございます。今後、具体の検討を進め、素案の作成を行い、10月頃パブリックコメント、パネル展示型の説明会を実施する予定でございます。その後、いただいた意見を踏まえて最終案を作成し、3月に計画改定の予定としております。

御報告は以上です。

○松平委員長 ありがとうございます。それでは、御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

では、宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。文京区の景観計画等見直しの骨子案を作成し、お示しいただきまして、ありがとうございます。質問を幾つかさせていただきます。

まず初めに、8ページ、9ページのところに夜間の景観形成、また屋外広告物ということについての現状と課題、また調査結果なども記していただいています。非常にこの点については、私も地域の皆様からいただいたお声がありましたので、大変に重要なポイントだなと思ってしまして。住宅街に、たまにコインパーキングが見かけることがあると思うんですが、私の地域にもあるんですけども、コインパーキングのそばに住んでいる住民の方が、夜、その広告灯が明るくなって非常に困っているというお声がありました。

LEDが大きく広まってきて、住宅街も明るくなってきて、こういった広告灯も、ある意味、安全対策の意味では役割を果たしていただいているかなと思うんですけども、こうした局地的に課題が発生する場合もあるのかなというふうに思います。こうした点については、ある程度の規制なども考えていく必要もあるのかなと思いますけども、いかがでしょうかという、こういう質問が一つです。

もう一つ併せてお伺いしたいんですけども、11ページのところには、太陽光パネルについての指摘がございまして、いろいろ分析をしていただいております。この点も地域の方から

いただいたお声の中で、太陽光パネルの設置は非常に重要で、再エネの利用も広がっていくことも必要ですと、私も推進しなきゃいけないというふうに思っているんですが。

また一方で、屋上に設置されているパネルが太陽光を反射して、近くのマンション住民の部屋に入ってくる可能性があるのではないかという、そうしたお声もありまして。聞いたところによりますと、太陽光パネル面の塗料を工夫することでこうした反射も抑えられるというふうなお話もお伺いしました。また設置場所も工夫をしていくことも必要だというふうに思っておりますけども、いかがでしょうか。見解をお伺いしたいと思います。2つの質問です。

○松平委員長 村田住環境課長。

○村田住環境課長 まず、夜間についてですけれども、今回、正にこの見直しの中で、夜間の景観について文京区はどうあるべきかというところを考えていきたいというふうに考えてございます。東京都などでは、夜の景観についてどうあるべきかというところを景観計画の中でも示しているというところもありまして、そういったところ、文京区の住宅地としてふさわしい夜間景観というものを考えていきたいというふうに認識してございます。

また、もう一点、屋外広告物という観点から明るさがどうかというところ、これは夜間景観については、例えば安全性の問題とか、そういった必要な光については、街路灯ですとか、そういったもの、保安灯ですとか、そういったもので必要なものは確保できているかというふうに思っております。一方で、住宅地のようなところで必要以上にまぶしい広告物ですとか、そういったものが目につくような状況は避けたいというふうには思っております。

現行のガイドラインでも、派手な照明装置の設置は避けるといった表現はあるんですけれども、その表現でどういうふうに捉えるかというのは、受け手の側の感覚というところにもよってくるところはあるかと思しますので、特に住宅地にはそこにふさわしい明るさがどのくらいかというものを目安で、数値などで示せたらよいのではないかというふうには考えておりますので、そういった検討をこれから具体的に進めていきたいというふうに考えております。

太陽光パネルについてですが、まぶしいというお声は確かにちらほら聞こえるところもございます。脱炭素のためにも設置は推進していくべきものという認識はございます。ただ、設置するに当たっては、景観にも配慮していただけるように示していきたいというふうに認識してございます。委員おっしゃいますように、下から見えにくいような構造を設置してもらうですとか、目隠しで見えないようにしてもらうですとか、あとはまぶしいということに

対しては、庁内での意見交換の中でも担当の所管からも情報提供ありましたけれども、そういった防眩加工をしてある製品などもあるというふうには聞いておりますので、そういった環境に配慮していける、周辺に配慮していけるような機材や配置を進めていけるように示していきたいというふうに認識してございます。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございました。ぜひよろしく願いいたします。

次に、14ページ、色彩基準というところなんですけども、今回勉強させていただいて、こういったものがあつたんだなということで勉強になったんですけども、今回指摘の中で明度の上限下限が設定されていないというふうな記載がございました。つまり、色については、この計画の中に、いろんな基準とか出ているんですけども、色彩基準が出ていますが、その上限下限があまりはっきりしてない、設定してないということで、あまりまとまりがないような景観になっているんじゃないかという指摘だと思いますが。

確かに、私も地域の中で大型マンション2つできて、あるんですけども、片方はちょっと白っぽいんですね。片方はちょっと黒っぽいんですね。でも、この色彩は恐らくこの基準には当てはまってるんだらうなというふうに思うんですけども、でもやっぱり、この見た目としては、まちの全体感といいますか、まとまりとしては、もうちょっとまとまりがあつたほうがいいのかなというふうに思うんですけども、考えていただけるというふうに思いますが、お伺いしたいと思います。

それからもう一つ、13ページ、ちょっと戻ってしまつてすみません、緑の保存というところがありまして、まちを歩いている中で、緑を目にすることが多いなというふうに実感がありまして。文京区としては、緑の保護条例の効果もあつてか、戸建ての家やマンションでも植樹をしているという割合が多いというふうに思っています、非常によい景観としての結果がもたらされているのではないかというふうに思っていますけども、区としてはどのように評価をしているのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○松平委員長 村田住環境課長。

○村田住環境課長 まず、色彩基準の見直しについてでございますけれども、現在の基準では、委員も御指摘いただきましたが、有彩色の場合は明度2から9の範囲でということで基準を示しているところでございます。一方で無彩色、白か黒かといったところの無彩色の場合は、その数字を明確に示していないという状況がありまして、そこを一定示していく必要があるのではないかという議論があります。

ただ、現状、景観計画の中では、基準のあるなしにかかわらず、コントラストが離れない、明度があまり強いもの、低いものにならないようには、適切に協議を進めているという状況ではございます。ただ、現状の有彩色の基準であっても、2から9という範囲、2と9を並べると、この白と黒というのが際立ってくるところがありまして、そういった現状の基準を守っている中でも、あまり明度が離れないほうが望ましいのではないかという議論もありまして、その数字について、もうちょっと明度の幅をより全体的に調和するような基準を設定できないかというところは、小委員会でも議論を進めているところでございます。

それから、あと緑についてでございますが、景観づくりにおいて緑というのが、まちのゆとりですとか、潤いにとって大変そういったものを感じさせるものに重要な要素であるということは認識してございます。委員も御指摘いただきましたが、緑の保護条例において、緑の植栽の量を、基準を設けて指導しているというところがあるのも事実でございますし、また、景観の中でも、植える場所については、なるべく地域の方も実感できるような道路部分に植えてほしいということを指導しているというようなところでございます。

また、まちの景観としては、単体の家だけではなくて、近隣との連続性とか統一感といったものが景観的には大切なポイントとなっておりますので、今後もそういった視点を踏まえながら、適切に指導していきたいというふうに考えております。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。よく分かりましたし、ぜひ進めていただき、見直しのほうに反映をしていただきたいと思います。

最後になりますが、今回の見直しの視点には入ってなかったんですけども、この計画の中の73ページのほうに、地区限定基準ということで、神田川景観基本軸基準というのがあって、一つの限定的な基準というものが示されているんですけども、この内容については、非常に理想的だなというふうに思いました。

神田川は文京区の非常に重要な、大事な資源かと思えます。区民の皆様に愛されている資源かと思えますが、この方向性など示されてますが、なかなか実現されてないのかなというふうに感じていまして。神田川との親水空間の形成なども、もう少し何か区として働きかけなり取組をしていく可能性が残っているのではないかなと。神田川のよさをもっと生かせるようなものがあってもいいのではないかなというふうに思いましたが、この点についてお伺いして終わりたいと思います。

○松平委員長 村田住環境課長。

○村田住環境課長 神田川についてでございますけれども、景観計画においても、文京区に特徴的な景観をもたらしている、景観上重要な河川だというふうには捉えております。計画においても、川と地域が調和した景観が形成されるように基準を設けまして景観協議を行っておりまして。具体的には、河川の区域から30メートルの範囲内の地域での建築については、水辺側にオープンスペースを設けてほしいとか、川が裏にならないように、川から見たときが表になるように、そういった建物の表面を装飾してもらうですとか、そういった、お願いベースの話でございますが、協議をしているところでございます。

親水施設という意味では、他区ではそういった川、水面に近づくような、例えば掘り下げて親しめるような場所をつくるというようなこともできているところはあるかと思っておりますけれども、神田川については、文京区は特にその護岸の裏側に分水路という形で治水対策の構造物があったりして、なかなか簡単に掘り下げられないというような地域的な条件もありまして、なかなか簡単には実現できないのかなというふうには思っております。

しかし、都が作成しています神田川流域河川整備計画では、護岸改修などに合わせて、そういったまちのにぎわいですとか親水設備、そういったものも整備を行っていくというふうに記載してございますので、景観計画の立場から言いますと、そういった事業を捉えて、よりよい景観になるように指導、協議していくということにはなるかと思っておりますけれども、区としても、そういった川と調和したまちづくりができる機会と捉えて、そういった機会があれば積極的に協力していきたいというふうには考えてございます。

○松平委員長 浅川委員。

○浅川委員 今、宮本委員のほうからも樹木の件、出たんで、そこら辺を聞いてみたいと思ったんですけれども。13ページのところですね。見直し方針とか現状の課題とかある中で、具体的にはどのような状況なのかということを伺いたいと思っているんですけれども、この中の今、具体的に緑の保存って出てきましたけども、これは1本の木なのか、それとも集まっている木も入るのかというのを書いてあって、恐らく両方だと思うんですけれども。

次の移植というところは、文京区が所持、所持って言わないですね、の持っている樹木、例えば公園の中の樹木とか、そういうのがあると思うんですけれども、これについては登録はされているのかなって思うんですけれども。例えば皆さんに広げていただきたければ、礪川公園に結構有名な木が入ってるというのはあるかと思うんですね。そういうものを登録してやっているのかどうか。見ると、所有者との話合いでなんて書いてあるんですけれども、その辺りの判断はどうなっているのか、伺ってもよろしいでしょうか。

○松平委員長 村田住環境課長。

○村田住環境課長 まず、13ページの既存樹木の活用というところでございますけれども、こちらは、ふだん建築計画時に区と建築主で行う景観協議の中で、既存の樹木があれば、なるべく活用していただくようにということで、漏れなく要請をしているということでございます。今回の見直しでは、より理解が、言葉だけではなくて深まるように、手引書などにも示して理解を深めていきたいというふうに考えてございます。

それから、樹木を登録しているかどうかというところについては、特に今、景観的に重要な樹木とか、そういったものの登録というのはございません。似たような制度で、緑の保護条例に基づく保護樹木ですとか、あとは文化財保護法に基づく天然記念物といったような登録は区内にはあるかというふうには思いますが、景観については特にはない状況でございます。

○松平委員長 浅川委員。

○浅川委員 登録がないということで。これ景観づくりの計画として、文京区に住んでいる住民の方が、こういうところにこれがあるんだとか、そういうものとは中身が違うってということになるんでしょうかね。礪川公園あえて言ったのは、サトウハチローさんの木とか、あと幸田露伴さんのとか、何気なく置いてあって、みんな看板見るまで分かんないんだろうなって。だけど、そういうものがいっぱいある中で、その資源を生かせるのかどうかっていうのも含めて、この景観づくりの中の、周りとの景色ってなるとまた違うんでしょうけども。あるいは、礪川公園が改修工事になったときに、それをまたやるとか、そういうようなことも考えられるんでしょうか。

○松平委員長 村田住環境課長。

○村田住環境課長 委員のおっしゃるように、景観というのは見た目の問題以外にも、その土地で暮らしてきた人々の記憶ですとか、活動の記録ですとか、そういったことも含めて景観というふうに捉えるということで考えております。

そういったいわれのある木なども、特に何か明確に登録しているということではないんですけれども、例えば景観の啓発事業で「まち並みウォッチング」というようなことで、まちを歩くときには、そういったいわれのある木を紹介したりとか、正に今年、礪川公園スタートして湯島小まで行くようなコースだったので、そういった集合場所に使っていたようなこともございまして。

そういったところで、なかなか広くという意味ではちょっと違うかも分かりませんが、そういった啓発事業ですとか、また、こういった景観計画見直しの場でも、そういった何か広

報を行うときとか、いろいろ活用しながら周知していきたいというふうに思っております。

○松平委員長 浅川委員。

○浅川委員 そんな意味でも、ここに、手引等に追加することを検討するというのは、今後のためにも非常にいいことだなと思っておりますので、より住民の方に理解が深まるように、続けていつていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○松平委員長 ごめんなさい。板倉委員。

○板倉委員 今回、景観計画の見直しということで、私も景観づくり審議会のメンバーです。この間、そこでも議論をさせていただきました。この間の経過は私も読んだりしているんですけども、審議会の中で、私は学生さんに協力をしていただいて、やっていただきたいというふうに言いました。

私が言うまでもなく、区のほうで学生さんたちがやっていただけるような、そういうふうに、この間報告があって、読ませていただきましたけれども、文京学院大学さんと跡見学園女子大学さんの2つの大学の方々が本当によく、フィールドワークやっていた報告を見たんですけども、ここで言っているように、若者ならではの視点というのがすごくいいっていうことで。特に夜の景観計画の重要性ということで、これは私たちあまり夜の景観ってというのはそんなに意識はしてなかったんですけども、学生さんたちのそういうフィールドワークの結果が今回の見直し計画の中にも入れられるということでは、とてもいい役割をさせていただいてよかったかなというふうに思います。

それで、2つの大学だけではなくて、まだこれから見直しに向けてあるかと思えますけれども、若い人というか、学生さんたちに、これからどういう形でやっていくというふうになっていくのかということと、今回見直しのポイントということで4ページのところに書かれているんですけども、先ほどから夜間景観ということと、あとデジタルサイネージ、太陽光発電パネル、これは本当に新しい、こうした視点から見直しをするということですから、当然かなというふうに思うんですけども。

2番目でアドバイザーの意見が反映されにくいということが書いてあるんですけども、この間アドバイザーさんをお願いをしている件数が定例資料の中に入っているんですけども、その中で、なかなかアドバイザーさんの意見が反映しにくいというのは、具体的にというか、どういうことなんでしょうかというので思うんですけども。

その辺が、これも改善する方法でこれから、特に色彩基準のところがなかなか難しいよう

に書いてあるんですよね。これから色彩基準の見直しをしていくということですから、アドバイザーさんのそういう御意見がここにも反映されていくのかなというふうに思うんですが、反映されにくいのは色彩だけではなくて、ほかにもあるんでしょうか。アドバイザーさんについては。

○松平委員長 村田住環境課長。

○村田住環境課長 まず1点目、学生さんとの協働というところでございますけれども、誤解のないように御説明いたしますと、フィールドワークに協力していただいた大学さん5つございまして、そのうち多分今お名前出てきた跡見さんと文京学院さんは、学校としてプレスでやりましたという発表してくれてた2校さんかなというふうに思っております。

その学生さんの報告を受けて、小委員会のメンバーのいる中での報告という形を受けまして、確かにおっしゃるように夜の景観、昼の景観、同じ場所でも大分違うというところの報告ですとか、そういった様々な視点をいただいたところでございます。

委員の中からも、学生さんの感じるよい景観の感覚ですとか、法令など、様々な配慮、大人だと配慮してしまうようなところも、そういうところに配慮し過ぎない、率直な視点といったところに、感覚を委員の皆さんも新たに持たれたというようなところでございます。今後の小委員会の議論の中で、そういった議論の参考になっていくところかというふうに認識してございます。

今後、学校単位での協力ということは特にはないんですけれども、今後、パブリックコメントですとか、そういった意見をいただく際には、特に協力いただいたところには呼びかけをしながら、また御意見いただけたらというふうには認識してございます。

それから、アドバイザーさんの意見がなかなか通りにくいというようなところについてでございます。委員からお話ございましたが、色彩の点について、先ほども少し御答弁の中で申し上げましたが、明るさの暗い明るいといった基準について、基準の範囲内ではあるけれども、周囲と比べればちょっと明る過ぎる、暗過ぎるといったところのいわゆる指導といいますか、意見をお伝えしているところでございます。そこはなかなか設計者というよりは、建て主さん側の御希望なんかもありまして、なかなか強制的に変えさせるといったところもできないものでございますから、そういった意味で、アドバイザーさんのフラストレーションがたまってしまうところかというふうには認識してございます。

今回、色彩の基準については、一定そういう現状、広過ぎるという言い方あれですけども、広がっている基準を、もう少し周囲と調和するような基準の範囲内に変えられないかとい

うところもありまして、そういったところでアドバイザーの意見を捉えて、基準の改定などできないかというふうには考えてございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 アドバイザーさんの強制力というか、そういう形ではなくて、お願いするような形だと思うんですけれども、この間、アドバイザーさんをお願いしてもこういうことになったのかな、みたいなところを感じる場所があったりするんですね。例えば一軒の大きいお屋敷が更地になったところに、3棟家が建ったんですけれども、ほとんど周りが銀色というか、白というかでできているお宅で。一瞬、茶色が主体ということではないんですけれども、そういう周りと比較をすると、異質というか、そういう色が使われているということでは、ん、ん、みたいな感じがするのあって、多分アドバイザーさんのアドバイスはあったのかもしれないんですけれども、なかなか難しいところなのかなというふうに思いました。

あと、屋外広告物の景観ガイドラインの見直しということですから、なんですけど、今も不忍通りに面したところのビルの上はかなり光る広告というか、があるということで、御近所からも御意見が出たりしているようなんですけれども、今の中ではというか、なかなか規制っていうか、できないということもあるようなんですけど、そういったところについては、これから見直しがされることによって一定の規制というか、がかけられるものなのか、その辺はどうなのかをお聞きしたいということと。

あと、先ほど失礼しました。学生さんたち、この2つだけではなくて、ほかの大学さんもあるということですから、そこはすいません、私、謝りたいと思います。それで、学生さんたちには、もうこれでやっていただくというか、ないですけど、パブリックコメントとかで出していただければ、またいろんな御意見が出るかと思いますが、ぜひそうした意見もまた改めて出していただきたいということと。

この、これからの予定の中に、パブリックコメントとパネル展示型説明会というふうに書いてあるんですが、パブコメは分かりましたけれども、パネル展示というのは、どこでどういう形でやるんですかということをお聞きしたいと思います。

○松平委員長 村田住環境課長。

○村田住環境課長 まず、屋外広告物についてでございますが、現状でも屋外広告物についての協議ということは行っております。これ広告を出せる出せないという基準は、東京都の条例に基づいて判断しているところになりまして、その許可を受けるもの、受けて出すものについては、その中身についてどうしようというのをこの景観協議で行っているところで

ございます。

現行と大きく内容が変わるかどうかというところは、そこは今後の議論の中身になるので、まだ決まったところはないんですけれども、特に光る広告が増えてきたとか、デジタルサイネージといった部分では、現状を明確に基準的なものを示していないというところもありますので、そういったものを、周囲の状況、周辺の自治体などの状況も参考にしながら、定めていきたいというふうには考えてございます。

それから、パネル展示型説明会の開催でございまして、現在予定で考えていますのは、シビックセンターの1階で開催したいというふうに考えております。その際には、職員というか、説明する、できる人がつくような状況も考えたいというふうには認識してございます。場所については、現状シビックのみというふうに考えております。

ただ、今もう一点考えておりますのは、子ども向けのパネルもつくれたらなというふうに考えておまして、それはシビックの1階で行うと同時に、ちょうどそのパブリックコメントの時期に、根津地域で啓発事業を行う予定でございまして、その啓発事業に合わせて、根津の、まだ場所は確定ではないですが、ふれあい館など、そういった場所を使ってもらいながらできたらというふうには認識してございます。

○松平委員長 では、豪一委員。

○豪一委員 あまり質問する予定なかったんですけど、ちょっとだけ気になった、新たな屋外広告物に関する方針や基準のところの課題と現状で、確かに。

○松平委員長 ページ何ページですか。9ページ。

○豪一委員 8からね。現状と課題のところ、プロジェクションマッピングとかデジタルサイネージ書いていただいているのは当然だと思うんですけど、これ、まだそんなに、繁華街とかで普及しているけど、まだ町場に普及していないから、逆に、商店街とか年末のキャンペーンとかで、例えばプロジェクションマッピングがクリスマスツリーの代わりに代わるとか、そういう期間限定のイベントのところまで制限するようになると、大変活気がなくなってしまうような材料にもなりかねないので。ぜひ景観をつくるときに、制限し過ぎないというか、少し逃げ道をつくったほうがいいのかというふうに思いました。

あと、よく区長の許可があれば別という言葉を使うときあるけど、そうすると区長にやっぱり責任が結構いって、クレームとかを出す方に対して、そうすると対区長ということが対立構造になっちゃうので、できれば、そういったような、区長に負担がかかるような方向性じゃない何か逃げ道というのがうまく、要は柔軟に対応できるようにしておいていただき

たいなというふうに考えました。

それに関して行政の見解をお聞きしたいのと、まとめて聞いちゃいますと、あと色彩基準に関しての現状と課題について、これ13ページですよ。これもごもっともだと思うんですけど、例えば皆さん専門だからと思うんですけど、昭和50年代に結構マンションというのは、赤っぽいレンガふうの外装が結構はあったり、あとは御影っぽいような外装はあったり、結構その時代時代のはやりってあるじゃないですか。

今の方とか、例えば世代によってもこの価値観って違うから、あまり厳格な、色はこうじゃないといけないというのを決めてしまうと、逆にそれも足かせになったり、将来的なもので価値観変わる場合もあるので、それに対しても柔軟性を持たせたほうがいいんじゃないかと思うので、その辺について区の見解をお聞かせください。

○松平委員長 村田住環境課長。

○村田住環境課長 まず、屋外広告に関して、例えば商店街さんとかでの活動なんかについてのお話というところでございますけれども、屋外広告を出す出さないの基準については、東京都の条例になりますので、その条件が変わるというものではございません。現状、商店街のにぎわい、例えば商店街灯に旗を統一的に出してデコレーションするとか、あとは年末の大売出しのサイネージを出したりとか、そういったところまでの規制は恐らくかかってないというふうには認識してございます。

そういった広告として許可が必要となった場合には、適切に協議をさせていただきますけれども、現状そういった地域の活動について強く縛っているものではないというふうには認識してございます。

また、区長が特に認める場合は例外を認めるといった条項について、現状そういった基準を設ける予定というのはないんですけれども、今後まだ、そこは今後の検討の進み具合によってということでございますが、いずれにしても、当然責任は区長があるにしても、現場での判断がまず第一でございます。そういったところで現場の判断を上を上げていくような形、委ねるような形にはならないようにしっかりと指導していきたいというふうには考えております。

また、色彩についてでございますけれども、例えば新しい建材を使う際に基準を守っていただくというようなことは必要かなというふうに思っています。まちづくりの中で、景観の中で大切なのは、先ほどもちょっと申し上げました、周辺との調和といったところ、例えば根津の地域のように木造の黒っぽい建物が多いところで、基準に合わないから黒いの、この

黒は駄目ですといった、そういったところはちょっと違うのかなというふうに思っております。周辺と調和した素材、それから色合いでつくるようなところについては、協議の中で適切に対応していくものというふうに認識してございます。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 色って難しいのは、下町だから別に黒というわけじゃなくて、あれは色あせて黒になっていくんでね。もともとは木の、茶色のいい色だったのが、経年劣化でグレーっぽい黒になっていくと。細かい木目の間にカビが生えているから黒く見えるんです、あれはね。とはいえ、あと一点は逆に根津教会なんかは、外装はクリーム色だったりね、屋根がちょっとブルーっぽかったですよね。結構色彩にとんでるんだけど、何となく下町というのは落ち着いて見えるんですよね。

余談は抜きにして、デジタルサイネージで言うと、今はないかもしれないけど、将来的には例えば35本かな、たしか、文京区千駄木の二丁目の商店街振興組合の街路灯の数、35本ぐらいあるんだけど、そこにタペストリーをぶら下げられるようになっているんですよ。それが将来的にデジタルサイネージになる可能性だってあるじゃないですか。そういうのが開発されたら。そういうのだとかが景観として抑制、縛られたりすることがないようにしていただきたいのと。

あとプロジェクションマッピング、これお答えなかったけど、クリスマスツリー置いて、いろいろとネオンみたいに飾ってるけど、それが将来的に、例えば根津の赤札堂のところにプロジェクションマッピングでクリスマスツリーをつけましょう、みたいな商店街のイベントになる可能性だってあるでしょう。そういうのが地域のイベントとして、あまり景観に抑制されて、苦しくなるようなことがないようにしていただきたいというお話でした。

何かあればお答えいただきたいと思いますけど、なければこれで終わりです。

○松平委員長 村田住環境課長。

○村田住環境課長 プロジェクションマッピングの点、すみません、抜け落ちてしまってますすみません。こちら、ほかのデジタルサイネージ広告と同じように、許可を受けて出すものというふうになっておりますけれども、例えば地域のお祭りですとか、商店街の活動とか、そういった地域の活動をそこで制限するようなものではないというふうには聞いておりますので、そういった形でにぎわいは保ちつつ規制は統一感のあるまちづくりをしていきたいというふうに考えております。

○松平委員長 では、品田副委員長。

○品田副委員長 皆さんの議論を聞いていて、また前回、この計画、平成25年でしたっけ、これをつくるときに一番問題になったのは、色彩のマンセル値の基準を、そのとき初めて基準を出して、これがどういう影響でまた規制がかけられるかというのをすごく議論してこれをつくったというふうに思っています。

それで、それから十何年たって今回見直しなんですけど、今の御議論を聞いていると、基準がちょっと曖昧なところがあって、もう一回見直しますよということなんですけど、この基準が明確に示されなかったもので、周囲との調和をとということで、10年たってもまだこういう段階なのかなと思って、私は期待をしていたんですけども、ちょっと残念だなということで明確に示しをしていただきたいというふうに思っています。

それで、今回はデジタルサイネージという言葉が出てきて、この悪影響というんですかね、デメリットとしては、眩しさとか、睡眠の妨害とか、健康被害とか、あと光の害ね、光の害とか、あと音声による騒音ストレスとか、あと運転する側は安全面のリスクがあるというようなことが挙げられていて。法整備が追いつかないので、自治体が独自の規制が始まったというような経緯があるようで、ガイドラインなども中央区とかいろんな自治体で今進められているということで、ぜひ文京区としても、きっちりと、先ほどのマンセル値も含めて、示していただきたいなというふうに思っています。

そこで、マンセル値を設けることによって、ちょっとまだ曖昧な部分もあるとはいうことですけれども、建築等でこの規制は結構効力を発揮しているんですかね。大分この計画をつくる前に比べて、色の規制とかを、お願いをして大丈夫だよ、この十何年たって今どういう状況か。明確に示されない部分はあるけれども、進んでいるのかどうかをまずお示してください。

それから、実はこんなことがありまして。最初家を建てたときは白い壁だったんですけど、リフォームとかして壁が、うちの近くでえんじ色にしちゃったおうちがあって、その御家族がこういう色が好きでやってしまったんですけど、そのお宅、隣のお宅から苦情が私たちのところに来て、夜になると窓越しにまるでネオンのように家中がピンク色になっちゃって、何とかしてくれみたいな話になって間に入ったことがあるんですけども。御理解をいただいて、白い壁に塗り直してもらってことに結果的にはなってよかったんですけども。リフォームとかいろいろするとまたそういうところに規制がかけられないのかなとも思ったりしますので、ぜひ十分な配慮をしていただきたいというのが一つと。

あと、デジタルサイネージ、実は我が家はちょっとこの広告灯で悩んでおりまして、それ

ずっと言っているんですけど、なかなか改善されないんですが、首都高に向けての大きな、ドライバーに見せるためのなんですけど、それは首都高を通り越して我が家のリビングにこんな大きく、夜になるともうちらちら、最近は動画みたいなのもあって、いわゆる光の害っていうことだと思うんですけども。

先ほど、近隣の区ととも、そこがたまたま新宿区、所在地が新宿なんですね。だから、文京区から指導はできないようなんですけども、そういったこともありますので、近隣との調和を取りながら、そういう首都高とか、いろんな大きな広告等に関しては、規制というか、協議をしていただいて、区民の皆さんが迷惑がかからないような形にしていだきたいなというのが1点。

続けてやっちゃいますね。それから、6ページの神田川のところなんで、先ほど宮本さんもお話しなさって。私は今回、飯田橋と後楽の周辺の再開発もあるので、ここに基礎調査のところで、飯田橋駅周辺と御茶ノ水駅周辺と千代田区の景観まちづくりということで神田川を中心としたまちづくりが書いてあるんですけど、私も、ここは江戸時代から神田川というのが、船が通ったり、四季の折々の花見ができたりとか、大事な水辺空間として存在しているわけなので、もう少しこの神田川の景観をもう一度考えていだきたいなというふうに思っています。

今コンクリートむき出しの護岸なんであれなんですけども、親しむ親水効果っていうんですか、江戸川橋のほうは桜も咲いたりきれいになっていて、すごくいい感じだと思うんですけど、飯田橋周辺これから再開発もあるということなので、川を親しむという、そういう空間をぜひつくっていただきたいな。

橋の架け替え工事も大分進んで、ほとんど、あともうちょっとというところで。実は一番最初の私の37年前の代表質問で、橋の架け替えはやらなくちゃいけないということで、無理だと言われてたんですけど、そのときの土木部長さんが新宿区まで行って、一緒にやりましょうって言って、この神田川の橋の架け替え、先生、30年かかりますよって本当に30年かかっているんだけど、そうやってやっていただいた経緯がありますので。橋が随分きれいになって渡る楽しみもできたというふうに思うので、ぜひこの神田川については、昔、神田川探検隊とかいう授業もあって、子どもたちに夏休み親子で、船に乗ってずっと探検をしたりとか、そういうソフト面もあつたりもしたりしたので、そういうことも含めてここは見直ししていただきたいなというふうに思っています。

取りあえずそこまで。お願いします。

○松平委員長 村田住環境課長。

○村田住環境課長 まず、景観計画の効果というところでございますけれども、平成25年に策定して以来、この計画に基づいて景観協議などを行ってきたところでございます。年間で150件前後、現状そういう協議を行っておりまして、先ほどの答弁でも少しありましたが、アドバイザーからは、アドバイザーの期待する色合いには至らないというような意見もあるかと思っておりますけれども、一方で、基準の範囲内で当初の建築計画よりはよりよくなるように、ちょっとでもよくなるようにという協議で行っておりますので、そういった意味では、景観は長い目で、まちを、景観を守り、つくっていくというものでございますので、そういった意味では、10年たって効果的に活用されているというふうには認識してございます。

それから、色やリフォームについてでございますけれども、こちらも協議の対象とはなってございます。ただ、全ての建物が対象ということではなくて、敷地面積ですとか、床面積ですとか、そういったものが一定規模以上のものというのが対象となるので、もしかしたらその一軒家さん、個人のお宅のリフォームとかでは、そこまで対象になってなかったかも分からないんですけれども、一方で、こういう景観計画の基準というものが文京区にあるということを、我々ももう少し広く周知していくことに努めまして、そういった色を選ばないように皆さんに認識していただくようには努力していきたいというふうには考えております。

それから、デジタルサイネージでございますけれども、現状でも屋外広告としての許可を取る際には、景観計画の協議を行うという形にはなっております。ただ、一方で、そういったものが光の強さとして適切かとか、そういったところへの基準はございませんので、そこについて適切な目安を示して、今後、より適切な協議が行っていただけるようには議論を進めていきたいというふうには考えております。

それから、神田川についてでございますけれども、先ほども宮本委員への答弁でも少しお話ししましたが、なかなか護岸を掘り下げてということが文京区ならではの事情があって、簡単には掘り下げるというのは難しいところがあります。ただ一方で、川を上から眺めるですとか、川から眺めたまちが、川とまちが調和しているようなつくりになるようには景観協議でも指導していきたいというふうに思っておりますので、そういったところも踏まえて、適切に進めていきたいというふうに考えております。

○松平委員長 品田副委員長。

○品田副委員長 まず、色や色彩とかのところですけども、気を配っていただいて、区民のほうからそういう御相談があったときには、ぜひ間に入っていただいて、きちっと。色って、

さっきもあった、個人の趣味とか色彩ってなかなか感覚が違うので、難しいところだと思いますけど、だからこそ、そういう区のほうで基準があることによって識別できるというか、のかなというふうに思っていますので、区にはこういう基準があるということをぜひお伝えいただきたいというふうに思います。

神田川については、ソフト面でいろんな神田川を楽しむというんですかね、桜、あとまたできたら、江戸川橋のほうは桜の名所になっていますけども、橋の架け替えが終わったら、少しこっちの大曲から飯田橋にかけてまた再開発のほうにも、今度またいろいろ広場とか、色彩とか、色彩じゃない、ごめんなさい、いろんなこと計画されているというふうに思うので、多少神田川も、見て楽しむっていうんですか、水辺空間があるっていうことを生かしていただきたいなというふうに思っていますので、御努力をお願いいたします。

以上です。

○松平委員長 以上で報告事項1の質疑を終了いたします。

次に、土木部2件です。報告事項2、第12次文京区交通安全計画の策定について。報告事項3、文京区自転車活用推進計画の中間評価の実施についての説明をお願いいたします。

橋本管理課長。

○橋本管理課長 資料第3号に基づき、第12次文京区交通安全計画の策定について御報告いたします。

1、概要は、交通安全対策基本法の規定により、第12次東京都交通安全計画に基づいて本区の交通安全計画を策定するものです。

2、策定内容は、まず、総論において計画の考え方や現状と課題、計画の目標をまとめた上で、重点課題として、高齢者や子どもの交通安全の確保、自転車の安全利用の推進をはじめ、記載の8つの課題を位置づけることを予定しております。そして、これらを踏まえて今後の取組について記載していく予定でございます。

3、検討組織は次のページに記載がございます。こちらの交通安全協議会は、本区の関係者、道路管理者、交通管理者等により構成され、例年、交通安全運動の実施に当たって御審議いただいております、この協議会で御検討いただきます。

1ページ目にお戻りいただきまして、4、スケジュールは、8月と11月に協議会を開催して素案を作成し、11月議会に御報告いたします。12月にパブリックコメントを行い、いただいた御意見を踏まえて、2月議会で計画案について御報告し、3月の協議会を経た後に計画を策定することを予定しております。

御報告は以上でございます。

続いて、資料第4号に基づき、自転車活用推進計画の中間評価の実施について御報告いたします。

1、概要は、令和4年度に策定した本計画の計画期間10年間の中間年度に当たることから、計画に定めた各施策の進捗状況等について評価し、課題等を整理するものです。

2、実施内容は、まず、(1)施策の進捗状況及び指標の達成状況の評価として、アからオに記載のとおり、計画策定後の現在までの法改正や、区内の自転車関連事故状況、施策の実施状況等を整理いたします。そして、自転車交通状況調査及び自転車の利用実態に関する区民アンケートを実施し、これらの結果を踏まえて評価を行います。その上で、(2)課題の整理及び重点的に取り組む施策の抽出を行い、(3)改善策の検討を行うものであります。

3、評価体制は、庁内の検討体制として、土木部長を委員長とする検討委員会において行うこととし、5月に第1回検討委員会を実施したところでございます。

4、スケジュールは、今後、施策の進捗状況等を評価するとともに、7月から9月にかけて区民アンケートを、10月には自転車交通状況調査をそれぞれ実施し、検討委員会での検討を踏まえて中間評価をまとめ、その結果を2月議会で御報告する予定でございます。

御報告は以上でございます。

○松平委員長 ありがとうございます。

では、まず報告事項2、第12次文京区交通安全計画の策定について、御質疑のある方は挙手をお願いいたします。依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。2点伺いたいんですが、1点目は自転車のことなんですか。けれども、自転車に関しては、この間いろいろと規制が強化されまして、それに関してもかなり世論も大きく割れているというか、けんけんがくがくな状況がいまだに続いているかとは思います。当然、従来から自転車は車道走行が前提ですよということではあったのですが、それに関連する法規が厳しくなって、取締りなんか厳しくなりましたよというところで、車道を走りましょうねということに一応なりつつも、この交通状況で車道なんか走れるかという声も大きくて、どうやって折り合いをつけていったらいいのかなというところは、皆さん悩まれているところかと思えます。実際その法律の法規自体も曖昧なところが当然あるということだと思うんですね。

ただ、私個人的に思いますのは、自転車がどのようなふう to 安全に乗っていくことができるかということと言うと、これは対歩行者に対しても、対自動車に対してもなんですから

も、とにかく歩道を走るときはゆっくり走ると。とにかくそれさえ守っていれば大きなトラブルは起きにくいんじゃないかなというふうに個人的には思っております。

既存の第11次の交通安全計画で、自転車の安全利用五則の中に、歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行というふうに書いてあります。当然歩道は歩行者優先でということは全くそのとおりなんですけれども、今、私はとにかくゆっくり走るのが大事というふうに申し上げたんですけど、ここは徐行というふうに書いてありまして、そもそも徐行という言葉もちょっと分かりづらいというか。もちろん車の免許持っている人であれば、徐行というのは必ず習うのですけれども、それが具体的に何キロなのか、どのぐらいなのかというのは、Copilotさんによると、平安時代からある言葉らしいんですけど、軍隊が行進するみたいなゆっくり行進するとか、そういう頃からある言葉らしくて。ただ、もはやこの言葉だけ見てもいまちぴんと来ないみたいな感じになっていると思います。

ですから、とにかく歩道はゆっくり走るということをしっかり周知徹底していただきたいんですけども、表現も含めて何か、どのようにこの点、今、私が今申し上げたことについて、どう思うかということと、その表現ぶりも含めてどうやって周知していくかというところで、何かお考えあれば教えてください。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 自転車は車道通行を原則としておりますけども、今、御指摘ありましたように、状況によっては車道を走行することもできるというふうになっております。失礼しました。歩道を走行することも、歩道を走行することもできるというふうになっております。その際の大切なこととして、今お話にあったように、ゆっくり走ることということは確かにおっしゃるとおりだと思います。

そのときにゆっくり走るスピードですけども、これは、なかなか人によって感覚の違いもあるかと思いますが、まずはすぐに止まれるスピードであるということと、あと歩行者が驚かないようなスピードであること、その2つが大事なかなというふうに思っております。様々周知啓発を進めていく中では、歩道を例外的に走る場合の大事なこととして、今申し上げたようなところ、分かりやすく伝えていくことが大事だと考えております。

○松平委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。ただ、ただただ徐行というだけだと伝わらないので、今おっしゃったような、いろんな言い方をしていただけたら、そういう形で、子どもから高齢者の方まで周知をより一層徹底していただければ、恐らく多くのトラブルは防げるんだろ

うなというふうに思っております。

これは、先ほど申し上げたように、対歩行者ということだけでなく、交差点での飛び出し的なところも含めて、対自動車の安全の観点からも、ゆっくり移動するということは重要だというふうに思っています。スピード出したかったら車道を走ってくださいということで、それはそれでいいんだろうなというふうに思っております。

もう一点は、今回⑥のところにも書いてありますけども、特定小型原付なんですけれども、こちらに関しては、計画策定に当たってどのような対応をしていくというふうにお考えでしょうか。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 特定小型原動機付自転車の安全対策につきましては、東京都の計画におきましても、利用者が適正に利用できるようにということの観点が最も大事なかなというふうに思っております。文京区の区域の中でも、様々シェアリングのものを中心に利用されているところでありまして、区としては、シェアリング事業者とも様々情報交換を行いながら、安全対策の取組についてお話を聞きながら、事業者の行う取組と歩調を合わせて、必要な周知啓発を行っていくというところが大事かなというふうに考えております。

○松平委員長 依田委員。

○依田委員 特定小型原付については、確かに都内、都心部を走っているのはおおむね電動キックボード型のものが多いのかなというふうには思っております。その電動キックボードに関しては、電動キックボードであるということ、つまり座席とかがなくて、タイヤがちっちゃいとか、そういう不安定さに起因するところで、その運転者も、また周りの自動車とかも気をつけなきゃいけないということが一つあるのと。

もう一つは、特定小型原付の枠組みで、いわゆる免許がなくても乗れるということで、交通法規はあまり知らない人が乗っているということに起因する問題と、その2つがあるのかなというふうに思っております。ですので、いずれにしても、確かに先ほどおっしゃったように、シェアリング事業者が提供しているものに乗っているというパターンがかなりの割合だとは思っているので、その事業者との連携をしっかりといただくということに尽きるのかなというふうには思います。

当然その特定小型原付という枠組み自体は、原付が、昔の本来の原付の姿に戻ったのかなという点もありまして、最高速度20キロしか出ないとかということもあって、私個人的には別にこの枠組み自体を批判的に見ているわけではないんですけれども、ただ、ちまたでのみ

んなからの御批判というか、どれだけ冷たい目で見られているかということがあると、免許を持ってない、交通法規をちゃんと守らないっていう、そういうイメージがもう定着しちゃっているところもあるので、そこをしっかりと何とか改善していけるようにしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 今お話にありましたように、交通ルールをしっかりと理解をして、適正に走行する、また、その走行する車体も適正な基準の下の子体であるということが大事なことを思っております。

私たちのほうでやっていることとして、シェアリング事業者との情報交換というところが今は中心となっているところでありますけども、実際にユーザーが利用する前に交通ルールテストというものをしっかりと受けていて、その内容も強化しているということですとか、ユーザーに聞いたところ、その交通ルールテストが、ルールを知るために最も大事だったというようなアンケートでのフィードバックもあるというふうに聞いておりますので、こういったことも含めて、事業者の取組を引き続き、適切な取組を求めていきたいというふうに考えております。

○松平委員長 では、宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。第12次文京区交通安全計画の策定についての、これからどう取り組むかについて御報告いただきまして、ありがとうございました。重点課題につきましては、東京都の計画を拝見しますと、全く同じ内容の重点課題になっているかなと思いましたが、どれも大事な課題かと思えます。

まず、6番目の特定小型原動機付自転車をはじめとする小型モビリティの安全対策の推進、今、依田委員からも質問がありましたが、東京都の計画を見ますと、この中には原動機付キックボードだけでなく、いわゆるペダル付電動バイクも含まれているということでございます。運転をするに際しては、本当であれば運転免許を持って、ヘルメットの着用が義務、ナンバープレート、方向指示器等が必要になっているというものでございますが、いまだにヘルメットもしないで、ナンバープレートもなく、すごいスピードで走っている、そうした方もいます。

また、ひどいのになると歩道も走っているということで、地域住民の方からは、もっと取締りを強化してほしいというお声をよくいただきます。本当に怖い思いをしていらっしゃる、私もそう思います。

都の計画には、48ページ、96ページなんですけども、電動モビリティに対する指導、取締りという記載もあり、厳正に取り締まるというふうにあったり、また、販売事業者への指導、積極的な捜査、捜査というのは悪いことしてないかということなんですけども、捜査を推進するというふうにあります。区としても、警察と連携して、しっかり強化をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 区では、区民の方から、いわゆるモペット、ペダル付き電動バイクが違反走行しているというような連絡を受けることもございまして、その都度、所轄の警察署に連絡をして取締りの強化を依頼しております。また、区のホームページでも、警視庁が作成したチラシを、外国版含めて載せることをはじめ、自転車ではないということを強調した上で、ペダル付き電動バイクに関する交通ルールの周知を行っております。

御指摘があったように、ペダル付きバイクを適正に利用するためには、適切なルールの下、適正な車両を使うということでもありますので、販売事業者において、きちんとした対応がなされていれば、その先の適正な利用にもつながるという御指摘はそのとおりかと思っておりますので、この点に関しても、警察と様々情報交換しながら、適正な利用に対しての周知啓発というものを取り組んでいきたいと考えております。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

次に、東京都の計画ちょっと拝見したところ、交通事故の状況というところで幾つかあるんですが、自転車に関与する事故の割合が約5割だということでございました。これについて、文京区での交通事故の状況についてはどうでしょうかということをお伺いしたいと思います。まず、そこをお願いします。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 本区においても東京都と同様の状況でございまして、交通事故件数のうち自転車関連事故は約5割となっております。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。やはり多いという状況でございます。そういう意味では、自転車交通についての安全対策が重要だというふうに思いますが、現行計画のところ拝見したところ、この32ページのところなんですけども、これも、これまで文京区も頑張っていたと思いますが、自転車専用走行空間の整備、これについては区道も都道も国道も自転車ナ

ビを道路面上に表示していただいている、大きく進んでいるなというふうに思っています。
ありがとうございます。

これ実は僕だけじゃないと思うんですけども、自転車乗っている方、車道走るときに、あれがあるのとないのとで、気持ち的に安心感がありまして、やっぱあったほうがいいなというふうに当然思っているんですね。

これちょっと局地的な話なんですけども、春日通りの大塚三丁目の交差点から新大塚駅に向かうところの区間は、今後セットバックをする予定になっているため、自転車専用のナビがまだないという状況でして、地元住民の方から、もう今、交通規制が厳しくなっている、できればセットバックを待つ前に自転車ナビを車道のほうに描いてもらいたいというお声がありますけども、区として機会があれば、国のほうに要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 今御指摘いただいた箇所は、国道254号線で、本区の自転車ネットワーク路線にもなっております。道路を管理する東京国道事務所とは日頃から連携して様々情報交換を行っておりますので、自転車通行空間の整備の観点から、御要望につきましてはお伝えしてまいります。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

続いて、これも現行ページで、計画の55ページのところに、自転車利用者の交通ルールの遵守について、当然この自転車による事故が減っていくためにも、ルールを遵守していただくことが大事だというふうに思いますけども、この計画の中では、交通ルール、マナーを守らない走行に対してしっかり指導を強化すると。また、交通切符による取締りを実施するというふうにございます。

今年の4月から青切符の導入が始まりまして、どの程度取締りが実施されているのかなというふうに思っているんですね。というのも、区民の方からは、取締りしてないんじゃないのかというお声のほうが多いんですけども、区としてはどのように考えていらっしゃるのか。しっかり取り締まっていただきたいという趣旨なんですけども、お伺いしたいと思います。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 青切符制度が導入されまして、先日、国の警察庁が導入後1か月の運用状況を公表したところでありまして、全国で告知件数は2,147件とされております。本区での件

数というのは警察から提供を受けておりませんので、把握しておりませんが、区内の各警察署においては、管内ごとに事故多発路線ですとか、事故多発交差点などを重点取締場所として設定していきまして、効果的な時間を決めて計画的に取締りをしているというふうに聞いております。

お話をしていないのではないかなというような、感じられている場合もあるかもしれませんが、警察においては、しっかりと対応しているというふうに聞いております。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。ありがとうございます。警察の皆様も、重点的に行う、取り組むところなども設けて頑張っているということでございましたが、そうした区民の皆さんも、期待もありますので、ぜひよろしくお願いします。

国会の議論でも上がっていたんですけども、今回、青切符が導入されるに当たって、ある意味、今までのルール認識が深まったということにつながるんですけども。子どもを2人乗せる、大人と子ども2人、3人乗り自転車については、未就学児までは違反ではないということになっていますけども、小学校に上がると違反になるということで線引きがあります。このルールは、今までと全く同じなんですけども、青切符導入が始まることで多くの人の認識に至っているということでございます。

そうした中、子育て世帯の保護者からは、まだ体が小さいから勘弁してほしいとか、障害がある子どもなのでルールを緩和してもらいたいといった、こういったお声もあります。私たち公明党の国会議員も、3月27日に質問もしていたんですけども、国の見解としては、この件については都道府県で検討してよいという通知が出たというふうに聞いております。東京都においても検討していただきたいと思うんですけども、区としても、機会があれば要望してもらいたいと思いますけども、お伺いしたいと思います。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 子乗せ2人乗りの要件に関して、小学生の子を乗せられるようにしてほしいという要望につきましては、東京都とも情報交換しておりまして。都では今、警察庁、国の警察庁における検討状況を踏まえて対応していく方向であるという話は聞いております。現在の要件というのは、都の規則で定めているところでもありますので、引き続き、機会を捉えて都と情報交換を行ってまいりたいと考えております。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。東京都とも意見交換していただいているということで、ありがと

うございます。都議会公明党も、この件については、国の通知を受けて、5月13日に東京都の警視庁公安部長に面会して、要件緩和の要望を行いまして、検討していくという旨の回答があったと言いますけども、しっかり区としても注視していただいて、都との情報共有、また周知に、変更等があればしっかり周知をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○松平委員長 では最後、板倉委員。

○板倉委員 第12次文京区交通安全計画の策定ということで、第11次については、2021年から2025年度までですよね。この12次というのは、2026年から30年、令和8年から令和12年度までということですよ。それで、11次の計画は、2025年度まで、つまり今年の3月31日までという計画ですよ。それで、この第2次計画策定は来年3月ってなっています。ですから、今年の4月から来年3月策定までの期間は、厳密に言うと空白ということになるのではないですか。

それで、要するに、なぜそういうふうになっているのかということ言えば、国が作成する第12次交通安全基本計画に基づいて、東京都がまた第12次東京都交通安全基本計画を策定して、区はまたそれに基づいて策定をしていくという仕組みの流れというか、がなっているわけですが、東京都がこの第12次を策定したのは4月ですよ。それで、なのに区が策定するのは来年の3月ということなわけですから、東京都が文京区も包含しているという考え方でいいのかどうかということと。

本来なら、計画が終了する、普通の計画ですよ、この交通安全計画だけじゃない、いろんな計画あるんですけど、計画が終了する前の年度あたりから準備をしていくものなのではないですかということで、ずっと何で慣例的にそうやってきたのかということと、どっかで改めていく必要があるのではないかなというふうに思うんですけど、まず、そのところをお聞きしたいです。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 1点目の都の計画は区を包含しているかということにつきましては、区の区域内を含めているというふうに認識しております。

2点目の計画の策定期間でございますけども、計画の位置づけとしましては、今お話にありましたように、国の法律に基づいて都の計画を指針とし、区の計画を策定するという位置づけになっております。したがって、本年4月に都の計画が決定した後に、その都の計

画に記載された最新の情報ですとか、様々な内容を区の計画に反映させていく必要があることから、策定のスケジュールとしては、今お示ししたとおりになっております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 東京都が策定したのが4月ということで、区の計画は、ほぼ東京都の計画をそのまま受け入れた内容ではないかなというふうに思うので、そごがないという言い方か、だというふうに思うんですけど、計画の立て方としては、もっと前、東京都がもう既につくっているわけですから、そこは区としては、新しいこの計画をつくっていくために、様々な資料集めしたりしながら準備していると思うので、もうちょっと前倒しにすべきだというふうに私は思います。私のそれは考えです。

あと、検討組織ということでお名前が出ています。お名前が出ているんですけども、その協議会のメンバーと、あと区のほうのメンバー、ありますよね。その方々の、このメンバーなんですけれども、保育園に関わる方々がいらっしゃらないのではないかなというふうに思うのです。というのも、私立の保育園の多くは、御自分のところの園庭がなかったりということで、毎日のように外に散歩に行きます。

もちろん区立の子どもたちも結構頻繁に散歩に出るっていうことですから、保育園の方々、そういうときは本当に歩道が整備されてない道なんかも通るわけで、保育士さんたちのそういうときの緊張というのは非常に大きいと思うんですけども、そうした声がこの計画に反映される、反映されているっていうふうにおっしゃるかもしれないですけど、現場の声がきちっと反映されるということが必要だというふうに思いますので、協議会のメンバーには保育園の関係者、入ったらいかがでしょうかという私の提案なんですけれども。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 保育園での交通安全に関する取組などにつきましては、毎年、交通安全運動の実施に当たりまして、各園に取組状況をお聞きし、また、交通安全の区の考え、運動の進め方の資料などもお伝えして、双方向で交通安全の取組を進めていこうということで、連携しながらやっております。したがって、保育園における取組などは、交通安全運動の実施内容をはじめ、区の様々な交通安全の考え方に反映することができているというふうに考えております。

御指摘の会議体の構成員につきましては、様々な機会の中で、必要に応じて、これまでも見直しというものが行われてきましたので、今後そういった機会を捉えて、見直しというものが行われていく場合もあるというふうに考えております。

○松平委員長 板倉委員、まだ質疑続きますか。

○板倉委員 はい。

○松平委員長 それでは、3時となりますので、休憩に入りたいと思います。

午後 3時00分 休憩

午後 3時28分 再開

○松平委員長 それでは、時間前ではございますが、委員会を再開したいと思います。

では、板倉委員の質疑からお願いいたします。

○板倉委員 先ほどの保育園の関係者の方々を協議会のメンバーにということで要望しましたがけれども、保育園の方々については別途違う形でいろいろお聞きをしているということなんですけれども、ただ、その協議会のメンバーとしてお話しされれば、そのメンバーの方々のまた認識にもなっていくということにもつながるかと思いますので、ぜひ検討していただきたいということ、改めてお願いをしたいと思います。

それと、2019年に滋賀県の大津市というところで、右折車に直進車が衝突をして、車が散歩中の園児とか保育士の列に車が突っ込んで、保育園児2人が亡くなって、ほかの園児や保育士さん合わせて14人が大けがをしたりという大事故があったわけなんですけれども、それを受けて、スクールゾーンと同様にキッズゾーンっていうのを設けるべきではないかという要求をいたしました。

ただ、なかなか道路との関係、道路の幅とかそういうこともあって、文京区ではすぐに実現というふうにはなっていないんですけれども、都内では、港区とか、目黒区とか、足立区だとか狛江市、そういうところで設置をしているということで、区では、引き続きこれについて検討しているのかどうかということを、お聞きをしたいと思います。

それで、午前中に巻石通りが今度きれいになるということで、巻石通りのあのかいわいは、本当に保育園が今集中しているものですから、子どもたちが、本当に保育園の子どもたちがあの道を散歩しているのを私も見かけるんですけれども、巻石通りについても、そうした安全対策という形でどんな工夫がされるのか、それをお聞きしたいと思います。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 まず、交通規制に関する御質問でございますけども、こちらについて所管が警察となっておりますので、区といたしましては、具体的なエリア設定ですとか、そういったものを直接所管するものではございませんので、御要望、御意見があったことについては、警察とも共有してまいります。

○松平委員長 よろしいですか。有坂道路課長。

○有坂道路課長 巻石通りにつきましても、今、委員からありましたように、保育園があるということもありますので、安全対策については、今後も、こういったキッズゾーン等の事例を参考に研究していきたいと考えております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 ぜひ研究していただいて、安全対策、ばっちりやっていただきたいと思います。

今回、重点課題ということで、先ほどから特定小型原動機付自転車をはじめとする小型モビリティの安全対策ということで、質問が出ましたので、そこは安全対策きちっと当然やっていただくということになるんですけども、この間、キックボードですか、電動キックボードについての事故が多いということでは、ヘルメットの着用率というのがすごく低いということなんで、自転車よりも低いというような何か数字が出ているかのようなんですけども、そこについては調査とかしているんでしょうか。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 ヘルメットの着用の状況につきまして、区では毎年、自転車の利用者に対しては実態調査を行っているところでありますけども、特定小型原動機付自転車の利用者に関しては、特にそういった調査は行っていないところであります。

ただ、シェアリング事業者と様々意見交換をしている中で、このヘルメットの着用促進についても、事業者における取組などの話は聞いておりますので、そういったことを、まず電動キックボードを利用する人たち、その電動キックボードを提供する事業者、こういったところで必要な取組は進めていくべきものと考えておりまして、その点については事業者にも求めていきたいと考えております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 事業者にヘルメットの常備を義務づけるということをしたほうがいいのではないかとということで、私ども日本共産党は国会で要求しているんですけども。ただ、もともとこのレンタル事業者が御自分たちの利益のためにヘルメットに関する規制緩和というのを主張してきたという、そういう経緯があるわけで。なかなかここについては安全対策優先をとということで、国からのそうした声が強くないというか、そういうものがあると思いますけれども、現場の区としては、ヘルメットの常備ということを強く要求していくべきだというふうに思いますので、そこは要求しておきたいと思います。

それと、あとヘルメットの購入補助ですけども、今年の3月31日で終了したわけですよ

ね。どのぐらいの利用があつて、継続してほしいっていうふうな、そういう声ってなかったんですか。その辺をお聞きしたいです。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 ヘルメットの購入費用助成につきましては、道路交通法の改正によって、ヘルメットの着用が年齢にかかわらず努力義務となったことを契機として、令和5年度から3年間の期間として実施しております。毎年2,000人分ということを中心に予算は計上しているところでありまして、すいません、3年間の合計は今手元にすぐ出てこないんですけども、多くの方に利用していただき、事業としては目的が達成できたと、ヘルメット普及を促進する一助になればという目的は達成できたというふうに考えております。

○松平委員長 板倉委員。

どうぞ。では橋本管理課長。

○橋本管理課長 失礼しました。終了するに当たっての御意見ですけども、特に区民の方から、終了したことについての御意見というものはお聞きしていないところであります。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 そうですか。今年度は足立区とかで3,000円とか、千代田区、港区、墨田区、江東区、渋谷区、中野区、豊島区、練馬区、江戸川区、そういうところで2,000円ですけども、継続してやっているということで。何年前からやっているかというのは調査してないんですけども、ただ今年度、こうした区がまだやっているという、継続してやっているということですから、復活すべきではないかというふうに私たちは考えておりますので、今そういう声がありましたということも受け止めていただいて、復活をぜひやっていただきたいと思います。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 先ほど答弁保留しました3年間の実績でございますけども、合計で5,819件となっております。

○松平委員長 よろしいですか。板倉委員。

○板倉委員 一般質問ではないと思うんです。交通安全対策だと思うんですけども、ガードレールの設置のことなんですが、白山通りから団子坂のほうへ向かう道、いわゆる大観音通りというのかしら、あそこですけども、あの広い道にガードレールがなくてっていうのをいつも不思議というか、思いながら通るんですけども。

あそこの沿道の商店の方々からのそういう御要請っていうか、そういうものがあつてつけ

られていないのか、あそこについては、ほかからも、あの地域の方々からも、ガードレール一定、駒込学園から先とか、大観音のところの一部とかはついてたりするんですけども、ついてない部分が結構長くあったりして、あそこのガードレールも設置したほうがよいのではないかという声を私も聞いているんですけども。どういう考えで、あそこについていないのか、それをお聞きしたいんですが。

○松平委員長 板倉委員、交通安全計画の策定の質疑ですので、あまり個別具体的な案件に大きく逸脱しないように御注意をお願いしたいと思います。

有坂道路課長。

○有坂道路課長 あそこの通りにつきましては、都道になっておりまして、千駄木で千駄木小学校前通りの地中化工事を行ったときに、あの一帯をくらしのみちゾーンとして整備を行っておりまして。その際に東京都と連携して、今、委員おっしゃった都道につきましても、安全対策として、ガードパイプを設置するということで地元の方とお話をしていたんですが、おっしゃるように、商店街でもあるということで、荷物の搬出入が、行うための車両を止める、駐車するということがありまして、なかなかその御理解が得られなかったということで、現状の状況になっているということです。

○板倉委員 都道という。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 都道ということで、都との話合いの中でそういうことになって、いろいろ御事情があるんだということは分かりますけれども、そういう検討もしていただきたいなということを要望しておきたいと思いますので。

○松平委員長 ほか御質疑よろしいでしょうか。

では、以上で報告事項2の質疑を終了いたします。

次に、報告事項3、文京区自転車活用推進計画の中間評価の実施についての質疑に移りたいと思います。御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

では、依田委員。

○依田委員 質問2つございます。まずシェアサイクルなんですけれども、こちら現行の計画にもシェアサイクルの利用状況等とあると思うんですが、まず、シェアサイクルの中で、ドコモのほう、赤い自転車のほうなんですけど、これ実は予算委員会で聞いたかったけど、時間がなくて聞けなかったのもあるんですが。

まず、3月の頭に、ドコモのシェアサイクルが、そもそもブランド名を変えて、新型車両

も導入して、さらに大幅に値上げもするということを発表して、それが本来でしたらこの5月から実施されてる予定だったんですが、実際にはまだ実施されてないっぽいんですけれども、そういったことがありました。

このドコモバイクシェアって基本的に自治体と提携してポートの設置であつたりとかをしているかと思うんですね。プラント名もいろいろばらばらだつたりして、そういったものを統一するとか、そういうことだとは思うんですけども。今回大幅な値上げにもなっていたりして、そういったことって一応協定を結んでいる自治体に対して、どれだけ情報提供がされているのかと。あと、どういうふうな話合いが行われているのかということを知りたいんですけれども。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 本区では、本区を含め16区と、あとドコモバイクシェアの間で、シェアリング広域連携に関する基本協定というものを締結しておりまして、様々な自転車共有事業を実施しているところであります。

御指摘の新料金などの変更にしましては、昨年9月にドコモバイクシェアから、連携する16区で組織しております自転車シェアリング検討協議会というものがあるんですけども、そこに対して意見照会という形で協議があつたものでございます。それに対して各区として、ドコモとの間で様々な意見交換をしていて、この度の新料金プランへの移行というふうになったというふうに認識しております。

○松平委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。初めてそれを知りました。一応、だから各自治体の意見は聞いた上で、いろいろ決めたということによろしいんですかね。いずれにしても、それは結構大幅な値上げだつたりとか、1か月定期がなくなったんでしたっけ、とか、そういうのがあつたりして、かなり重大な変更であつたというふうに思いますので、一応、民間企業のことではありますけども、提携している自治体としても、議会に対してもそういった報告があつてもよかったのかなというふうには思いました。

それからあと、ドコモに関しては、ポート数が頭打ちということで、最近は全然増えてないので、その辺りのことをどう考えているのかというのを伺いたいと思います。

次に行くんですけど、もう一つ、L U U Pが気づいたらどんどんどんポート数を増やしていて、多分もうドコモの数より多分はるかに多いんじゃないかなというふうに思うんですね。L U U Pに関しても、先ほどから電動キックボードの話もあるんですけども、L U

UPとしては、電動キックボードタイプと、いわゆる電動アシスト自転車タイプと両方配備していて、正直、多分普通の人にとっては自転車タイプのほうが乗りやすいんじゃないかなというふうにも思いますし、多分、交通法規的にもそのほうが多くの人にとって取扱いしやすいのかなというふうに思っております。

その辺どういうふうに配備するか、もちろん会社のほうの考えだと思うんですけど、いずれにしても、そのLUUPも電動キックボードのシェア事業というところから、シェアサイクルの部分かなりのウェートを占めるようになってきているんじゃないかなと思うのですが。今このシェアサイクルの利用状況というところでは、このドコモのほうしか載っていないわけなんですよ。それを今後LUUPのほうも取り込んでいくつもりがあるのかどうかということと。

それから、いずれにしても、先ほど交通安全の観点では、LUUPのことは、いろいろやり取りしていますよということだったんですけども、安全とか取締りという観点だけじゃなくて、普及という観点からのお付き合いというものはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 まず、1点目のシェアリング事業のうち、ドコモバイクシェアの現状についてどう考えているかという御質問でございますけども、今回の建設委員会の定例資料で、1年間の報告という形で、定例資料5番でお出ししているところであります。昨年の実績としては、数は、利用回数は減少しているところであります。ただ一方、ポートにつきましては、ドコモのほうの様々な開拓されているようでして、ポートとしては、数は9か所増えているところでございます。

いろいろな取組をされているということは、毎月1回の定例会議の中でも聞いているところでありますので、引き続きその企業の努力というものについては、求めていくとともに、区民の利用が、利便性がより向上するようなことを求めていきたいというふうに考えております。

2点目のLUUPに関するんですけど、こちらも協定を締結しておりまして。自転車活用推進計画には、時期のタイミングもあって掲載していないんですけども、こちらも一部共有ポートを提供しながら連携して進めております。区議会に報告した資料のうち利用回数というところでは自転車のみとしておりまして、区の公有ポートでも電動キックボードは使えないような取決めをしているところでありますので、この枠組みの下に、引き続き区民の利

便性向上ために努めていきたいと考えております。

普及啓発という点に関する3つ目の御質問につきましては、シェアリング事業、これは公共交通の一つを担っているという考え方の下に区では取り組んでおりますので、安全利用を第一に考えながら、引き続きこれが普及していくように努めてまいりたいと考えております。

○松平委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。LUUPに関しては、もちろんキックボードを配備するか、自転車を配備するか、もちろん企業戦略ではあるものの、この電動キックボードに対する世間様の風当たりの強さと、単純にタイヤが小さいことによる不安定性とか、そういったものを考えると、せっかく自転車タイプがあるんだから自転車タイプをどんどん普及させていったら、みんな幸せになれるんじゃないかなというふうに勝手に思ったりもします。

その辺は、区としてどう考えるかについては、あまり申し上げにくいところではあるんですけども。先ほど安全のところでもお話ありましたけれども、特定小型原付の問題点というのはかなり指摘されてはいますので、もっと安全に普及させるのであれば、シェアサイクルという形での枠組みでの推進というものを図られたら、よりいいのかなというふうには思っております。

2つ目の質問なんですけれども、これは直接この自転車活用推進計画にあまり明記はされていないんですけれども、駐輪場の形式のことなんですよね。前にもちらっと触れたことはあるんですけども、2段ラック式の駐輪場というものは、とにかくやめていただきたいと思うわけなんです。こうやって引っ張り出して、互い違いとかじゃなくて2段になってて、引っ張り出して、ガラッと下ろして上に乗せるタイプなんですけど、今この高齢化社会と、それから多くの方が重たい電動アシスト自転車に乗っているという状況において、あの2段ラック式の駐輪システムというものは、もう一切評価できるものではないと思うんですよね。もうあんなものやめちまえと思うわけなんですよ。

ですから、区としても、これは全区を挙げてそういうふうな取組をしてほしいんですよね。例えば再開発とかに当たって駐輪場をつくれますよとかあるんですけども、そういうところで何台分の駐輪場をつくれますと、100台分駐輪場つくりますと言っても、これ2段で、下が50台、上が50台だったら、上の50台はほとんど意味ないわけなんですよね。それは成人男性、頑張るかもしれませんが、ほかの人はもうできないわけなので、そういったものを評価として入れないようにするとか。

そもそも数として数えないようにするとか、当然、公園とかそういうものをつくらないよ

うにするとか、公共施設にそういったものをつくらないとか、民間の施設、マンションとかでもそういったものを評価しないようにするとか、そういった全体的な取組が必要なんじゃないかなというふうに思うんですよね。それが自転車活用推進に直接関わるのかというと、難しいところなんですけど、ただ、駐輪場の確保というものの自体は求められていると思うので、ただ数があればいいということではなくて、使いやすい駐輪場じゃなければ意味がないというふうに思うんです。

ので、それについては強くリーダーシップを取っていただいて、ただ数として数えられればいいというものじゃなくて、ちゃんと使える駐輪場というものを整備してほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 駐輪場の環境をより快適にしていくということは、自転車活用推進計画の中でも施策の一つとして掲げているところであります。区でも、区においてできる取組として駐輪場の整備ということがあるんですけども、区営の駐輪場整備ということでございますが、こちらについて、改修ですとか新設していく場合には、全てラック式、あるいは平置き式ということで2段式というものは採用しておりません。

現在区内でも一時利用制自転車駐車場1か所のみが2段式で残っているところでございまして、こういったことから、より快適な、とめやすい、利用しやすい駐輪環境の提供については、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○松平委員長 依田委員。

○依田委員 区営のものに関しては、当然そういう流れになっているかと思うんですけども、民間の駐輪場に関しても、区を挙げてやってほしいなということでもあります。担当の課の所管を超えるかもしれないんですが、これは要望として、ここにいらっしゃる皆さんに聞いていただければいいなと思っているので、以上です。

○松平委員長 村田住環境課長。

○村田住環境課長 区の指導としては、中高層の建築物を建築する際には、そこは数という点での指導にはなりますけれども、必要とする数は設けるようにという指導をしているところでございます。その整備する内容についても、任意という形にはなりますけれども、当然生活する方、使われる方の使い勝手も考えてというところはお願いをしていこうかということと考えてございます。

○松平委員長 依田委員。

○依田委員 ごめんなさい。最後にするつもりだったんですが、御答弁がありましたので。数では駄目ということなんですよ。そこにあるパークコート文京小石川、多分文京区で一番お高いマンションだと思うんですが、あそこの駐輪場も2段式なんですよ。つまり、結局デベロッパーは狭い空間にいっぱい駐輪スペースを詰め込もうとするわけなんですよ。それは名目上、数はこれだけ用意しましたよと言うんですけど、でも2段目を使うのは非常に大変なわけですよ。

そこは、本当に高齢社会と、重たい自転車みんな乗っていると使っているという状況に鑑みて、本当に優れた駐輪環境、住環境を目指せるように御努力いただければと思います。

○松平委員長 では、宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。先ほど、前の報告事項のほうで、自転車の安全対策については種々お伺いしまして、前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございました。ここでは、自転車駐輪場についてお伺いしたいと思います。

これ現計画の79ページのところに駐輪場について記載がございまして、公明党としても、区民の皆様から御要望の多い一時利用制の駐輪場の設置をぜひ推進していただきたいと思っておりますが、この点については、今後もその方針でよろしいのでしょうかという質問と。

それから、81ページのほうにスライド式の駐輪機というのが記載されていまして、先ほど依田委員の質問にも関わってくるかなと思いますが、子ども2人乗せの3人乗り自転車が普及していて、どうしてもその幅が広がってしまうということで、駐輪しやすいように、このスライド式の駐輪場が有効であると公明党からもこれまでも提案してきましたが、今どれぐらい設置ができていて、今後についてはどのように考えていらっしゃるのか。今後の計画の見直しに当たり、しっかり記載していただきたいなと思っておりますが、お伺いしたいと思います。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 1点目の一時利用制自転車駐車場の推進につきましては、ニーズが高いというふうに捉えておりますので、機会を捉えて新設、あるいは定期利用制との配分見直しといったことにも適宜、検討していきたいというふうに考えております。

2点目のスライド式の駐輪設備でございますが、現在、定期利用制の73台分を飯田橋臨時自転車駐車場1か所に設置しております。その利用状況などを確認しているところであります。御指摘のように、スライド式のメリットとしては、限られたスペースで収容効率を上げるという点があるかと捉えております。中間評価におきましては、快適な駐輪場環境を提供

するという施策の観点から、他区の事例などの情報も集めながら、今後についての検討を行ってまいります。

○松平委員長 ほか御質疑よろしい。

板倉委員。

○板倉委員 この計画の中間評価が今度されるということなんですけれども、この計画がつくられたのが2022年です。この策定に当たっては、公募委員の方々も入って協議会がつくられて、議論されて、この計画がつくられたわけなんですけれども、今回この中間評価の体制っていうのは、庁内、役所の中だけの検討委員会っていうことなわけですね。部課長さん中心に構成されているということなんですけれども。策定に携わった協議会の方々っていうのは、もうここには全く関与しないということなんでしょうか。御自分たちがつくった計画がどのように進められてきたのかっていうのも関心あるところではないかなというふうに思うんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 今回は計画の中間評価ということでありまして、計画そのものの目標ですとか基本方針っていうもの、大きな枠組みのところを見直しするものではありません。そのため、庁内の検討委員会で検討するということにしたものでございます。

御質問にありましたように、策定時の協議会で様々な方々に御参加いただいたわけなんですけれども、そういった方々に個別に状況をお知らせするということは、具体的なこととしては考えておりませんけれども、計画策定時に様々な議論がありましたので、そういったものも過去の記録なども見つめ直ししながら、計画の評価というものを進めていきたいと考えております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 ぜひ、私は策定した方々に聞いてほしいなっていうふうに思いますので、どこかの時点でできればかなというふうに思います。

それで、東京都が2025年度以降の展望っていうことで、展望と残された課題っていうことで、東京都の計画の中にはあるんですけれども、残された課題っていうことで、展望と残された課題って大きく5つ挙げているんですが、課題の一つとしては自転車事故の減少が進んで、十分に進んでいないというふうに東京都のあれで書かれているんですけれども、特にヘルメットの着用が努力義務化されてからの着用率の向上っていうことを目指しているということなんです。文京区では、このところをどのように分析をしているのかということと。

あと、東京都の課題の2としては、自動車通行空間の整備ということで、東京都は幹線道

路の整備が、自分たちの判断は比較的進んでいるというふうになっていて、生活道路の安全な通行環境確保は大きな課題だっているふうに書いているんですけども、区としては、区道は今、どういう状況なのかということ。

それと、3つ目はさっきから出ております駐輪場の不足問題です。定期利用よりも一時利用駐輪場の確保が追い付いてないって、これは東京都が書いているんですけども、文京区も同様だというふうに思います。この放置自転車及び自転車駐車場の状況ということで、定例資料の中に入っているのを見ますと、例えば白山では、令和7年度ですから昨年度、71台の1日の放置台数って書いてあるんですが、ここには一時利用がないということですよ。

あとは江戸川橋駅についても、次に多くて、52台ということなんですが、ここについては、一時利用は一定112台ということであるんですけども、放置台数が52台ということで、2番目に多いところなんですけれども、先ほどからも出ているように、一時利用駐輪場の確保というのがすごい今求められているというふうに思うんですね。

朝など急いでいるときに、駐輪場が満車で、もうやむを得なくて、その駐輪場の一角にとめざるを得なかったり、そういうのについては放置自転車っていうふうにみなされて撤去されてしまうということもあったりして、新設については、本当に区も一生懸命やってくさっていると思うんですけども、新たな計画は今つくれるめどというか、そういうものがあるんでしょうか。

例えば、新大塚には豊島区の駐輪場はあるんですけど、文京区のはなかったり、御茶ノ水も同様で千代田区のはある、駒込についても豊島区と、あと民設民営、そういうところなんですけれども、そこら辺の区自前の駐輪場がないところについては、もちろん御努力されていると思うんですけども、本当に一生懸命探してくださってやっていると思うんですけども、展望というか、聞かせていただきたいということですね。その3つ、まず。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 1点目のヘルメットの着用状況でございますけども、毎年1回、自転車通行状況調査というものを実施しておりまして、その中でヘルメット着用状況を調べております。これまで15%程度ということは推移しておりましたけども、昨年度の調査では17%というふうに多少上がっておりまして、こういった傾向にあるものと捉えておりますので、引き続きヘルメット着用の重要性というものは周知啓発に取り組んでいきたいと考えております。

2つ目の自転車通行空間の御質問でございますけども、区道における整備状況といたしまして、令和7年度までに計画している延長の約80%の整備を完了しております。令和8年度

も引き続き整備に取り組んでいく予定としております。

3点目の駐輪場の不足という御指摘につきましてですけれども、文京区の中で適地を確保するという事は、日々、情報収集も含めて努力しているところでありまして、なかなか難しいというところが実情であります。したがって、定期利用制の利用状況を見ながら、一時利用制に配分を変更するとか、そういった工夫も含めて、引き続き自転車駐車場の確保に努めていきたいと考えております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 民間のところも含めて、つくれるように努力していただきたいというふうに思います。

それと、あと、今回アンケートをやりますというふうになっているんですが、このアンケートの中身が、今、現時点では、どういうものをやるのかというのが知らされていないので分からないんですけども、計画策定のとくと対象者を変えたら比較ができないからあれなんですけれども、その対象者どうするのか。今までと、前と同じなのか、あるいは追加をするのか、そういうことも含めて対象はどういうふうになるのかということなんです。

自転車が環境に優しく体にも好影響ということであれば、自転車通勤の人も増えているのではないかなというふうに思いますので、幅広くアンケートを行う必要があるのではないかなというふうに思いますが、対象者の分類というか、その辺をお聞かせをいただきたいと思います。前は、区民というか、18歳以上っていうのか、そういう何か区分けの中でされてたみたいなんですけれども、今度はどういう形でやるんですかということをお聞きしたいです。

○松平委員長 管理課長。

○橋本管理課長 区民アンケート対象者でございますけれども、前回との比較というものを図るということも大事な目的の一つでございますので、前回と同じように、18歳以上の区民の方を無作為抽出で、予定では2,000人を対象としてアンケートを実施させていただくこととしております。それに加えて、前回と同じように、区内の高校3校、それから大学3校に対して、同じ内容での調査への協力を依頼いたします。

追加したものとしては、区立小中学校に対して、小学校5年生と中学校2年生にアンケートへの協力を依頼するという事で、子どもの、お子さんの自転車利用実態というものを捉えていきたいと考えております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 比較をしなくてはいけないので、同じものに加えて、今回は小学校5年生と中学

2年生ですか、もやるというふうになっているようですけれども、大学については、具体的な名前とかできるのか、高校についてでも、具体的な学校名は出せるんですか。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 前回調査に協力していただいた学校に今回も依頼しているところであります、その回答状況はまだ固まっていないため、具体的な学校名というものはお答えを控えさせていただきます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 文京区には19大学、19の大学があるっていうふうに言われておりまして、3校だけでは足りないのではないかなっていうふうに思うんです。私せんだって文京区内の大きい大学に伺ったんですけれども、歩道のところに自転車をとめてたら、すぐ向こうからガードマンさんに「そこ駄目ですよ」って言われて、「下に駐輪場がありますから、そこへ自転車入れてください」っていうふうに言われたんですね。だから、その学校は多分、大勢、学生さんたちが使っているんだというふうに思います。広い駐輪場がありましたから。

ですから、大学についても、この3つの大学以外にも、ぜひ、そこはアンケートを取っていただきたいなというふうに希望します。いっぱいサンプルがあれば、それだけ様々な対策を取る、いろんなそこから知恵が出てくるのではないかなっていうふうに思いますので、アンケートのやり方についても広く求めて、答えが本当に書いて届くような、そういう中身にしていただきたいなっていうふうに思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○松平委員長 では最後、品田副委員長。

○品田副委員長 現計画は令和4年に策定されていて、この区長の「はじめに」というのを読んで、そのときはコロナのときで、3密を避けるために自転車の通勤が一気に増えた時期だったんだなと思って改めて、あの時期かと思ったんですけども、本当に自転車を使う方が増えて、急いで整備をするとか、安全性を保つとかいう対策を取られたのかなというふうに思い出しました。

それで、この中で、今、板倉さんもおっしゃってたんですけど、本文の53ページのところに区民の意見ということで載っていて、そのトップ3ぐらいを言うと、区民の意見としては、歩道の通行時に自転車が危険な速度で走行する、歩道通行時に自転車がすぐそばに走行するとか、自転車が一時停止せず飛び出すとか、あと歩行者の視点でいくと、自転車が歩道を逆走する、左側通行しない、信号を守らないとかっていう形で挙がっているんですが、これは2021年のアンケート調査で、今とそんなに変わってないのかなというふうに思ったりします。

それで、これから7月から9月にアンケート調査をするということなので、ここがあまり変わらないと、いわゆるこの目標であります、安全で快適に自転車を使うっていうところが解消されてないのかなというふうに思ったりします。

それで、交通事故自体は、車との交通事故自体は、文京区はお陰さまで減っているんですけども、自転車の割合が逆に増えちゃったので、いろいろと問題にされるのかなというふうに思っています。

先ほどから上がっている電動キックボードも急に出てきて、安全性が保たれるのかとか、いろいろありますので、今度の調査に、アンケート調査によって、今回の中間評価に与えるのがあまり変わってなければ、この点についてはしっかりと改善する対策が必要なのかなというふうに思っています。

今回の「まもる」「はしる」「とめる」「つかう」っていうのがキーワードになっていて、これについて一つ一つ施策をぶら下げるというふうに思うんですけども、大体同じような感じに、中間ですから同じような感じになると思うんですが、今現在どの辺の強化しようっていうふうに、アンケート調査もしてないのであれですけども、思っていच्छやるのか、お聞かせください。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 この計画を策定したときと現在との一番大きな違いというのが、この間のいろいろな法改正がありまして、ヘルメットの努力義務化ですとか、特定小型の基準が示されたことですか、最大は青切符が導入されたということにあると思います。

区民アンケートでも、青切符に関しては設問の1つと大きな設問として考えておりまして、青切符導入後の意識と行動の変化というものも捉えていきたいというふうに考えております。ここでその回答として大きな変化が見られるということであれば、それを踏まえながらでありますし、もし大きな変化が見られなかったら、また、さらに力を入れていく点が明らかになっていくと思いますので、そういったことを踏まえながら、現時点の計画の中で位置づけられている様々な施策について一つ一つ見ていきたいと思っております。

御指摘のように、この計画は「まもる」ということを一番に掲げていますので、まずはルールを守って安全に自転車を利用するということに、区としては一番力を入れていきたいというふうに考えております。

○松平委員長 品田副委員長。

○品田副委員長 ありがとうございます。アンケート調査も含めて、もう一度吟味していただ

いて、文京区民が安全に自転車が利用できるように、また、対策を講じていただきたいと思います。

それで、さっきもお話がありましたけれども、自転車のシェアサイ……、いいんですよね。電動キックボードが台頭してきて、自転車の借りるってということよりも、若い人は電動キックボードのほうが多いし、便利だし、固定の料金を払えば200円か300円で使えるとか、見ているとあまり自転車、最近使っていないのかなと思って、定期報告を見ると、6年度から7年度にかけて2万件ぐらい減っているようなんですけども、その実態から考えて、今後この自転車のシェアサイクルはどういう方向になりそうでしょうか。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 自転車シェアリングの実績につきましては、毎年度まとめて報告しているところでありまして、この数年間は、協定3社合計で77万回余り利用されているような、横ばいの状況でございます。これは一定程度成熟してきたのかなというふうに見ることもできるかなとは思っております。

一方で、電動キックボードについての利用というのは、区として正確に把握しているところではありませんので、状況については、事業者との意見交換の中で実態を捉えていきたいと思っておりますけれども、区としては、自転車のシェアリングということでやっておりますので、こちらについて区民の方が安全に利用して、公共交通の一つとして生活の中に役立てていけるように、その点で普及を進めていきたいというふうに考えております。

○松平委員長 以上で報告事項3の質疑を終了いたします。

○松平委員長 それでは、一般質問に移ります。

一般質問は4名の委員から4件ございます。

それでは、いいですか。まず、初めに豪一委員。

○豪一委員 私からは不燃ごみについてお伺いしたいです。

最近、私のほうの千駄木の町会で不燃ごみの盗難が目につくということで、町会の方、その車の写真まで撮って、ナンバープレートの写真まで撮って、何とかしてくれということで、私のほうに来ました。文京区も細かいごみの盗難だと罰則を設けてやっているようだけれども、不燃ごみの盗難に対しての最近の状況をもし把握していたらお伺いしたいのと、その対策と、あと、ほかには、ほかにも罰則がある部分がありますので、他区の自治体と比較して、どのような取組をしているか、お伺いできればと思います。

○松平委員長 清家文京清掃事務所長。

○清家文京清掃事務所長 不燃ごみの持ち去りに対する文京区の現状の対応についてなんですが、近年、資源だけでなく不燃ごみの持ち去りに関する御相談も増加しております。令和6年度で不燃で29件、令和7年度で不燃が18件、資源を合わせると、令和6年、令和7年両方とも43件の通報が来ております。

不燃ごみの持ち去りについては、現行の条例に禁止規定がないため、資源と同様の対応ができない状況でおります。このため、持ち去りの際に集積所が荒らされるなどの問題が発生した場合に限り、現場を行うパトロールを実施して、注意を行っている状況でございます。

○松平委員長 石川リサイクル清掃課長。

○石川リサイクル清掃課長 それから、条例の施行の状況ですけれども、不燃ごみで出される金属類等を持ち去り禁止の対象として条例に規定している区は、23区でも数区あるように認識しております。現在多くの区で不燃ごみの資源化を行っておりまして、資源物として捉えている側面があるために条例化をする区が増えてきている状況かと思えます。

一方で、文京区は不燃ごみの資源化は行っておりませんで、収集した不燃ごみは全て清掃一組の不燃ごみ処理センターのほうに搬入しており、資源物としての歳入があるわけではございません。

条例に規定した場合の具体的な対応ですけれども、実効性を高めるためにパトロールの強化をすることなどが考えられますけれども、区内には1万か所程度の集積所がございまして、パトロールに係る人員の確保、それからパトロールを民間委託した場合のコストの面で課題があると捉えております。

また、不燃ごみの持ち去り行為は車両を使って行われることが多く、職員が持ち去り者に注意をした際に急発進をされるなど一定の危険性があることから、警察と連携を図ることも欠かせない状況になっています。

これらの課題があることから、金属類等を条例に規定することについては、他自治体の動向を注視しながら、引き続き研究してまいりたいと思っております。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 どうもありがとうございます。確かに1万か所の集積場をパトロールしたりするのって物すごい歳出としてコストもどれぐらいかかるか分かりませんから、いろんな問題があるとは思うんですよ。実際にその現場を押さえて注意喚起するというのは難しいことなので、なかなかこれは。

ただ住民としては、いつもごみを要は区別して、分別して、しっかりと出して、そういう出して、集積所なんかでも文京区はきれいに皆さん管理しているじゃないですか。そういった住民の思いを酌むと、そこのごみを勝手に持っていく、区の業者じゃない方とかが持っていたりすると。声を聴くと日本国籍じゃない方が最近多いよだという声もありますし。治安という意味でも、住民の方としては気になるころだと思えるんですよ。

ぜひ、いただいた、なかなか難しい部分がたくさんあったり、歳出に関してシビアな部分も考えると、いろいろとハードルは高いかもしれないですけども、研究していただいて、いずれそういうことがなくなるように気をつけていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○松平委員長 では、板倉委員。

○板倉委員 トイレの改修についてお伺いします。せんだって災害対策の委員会で、うちの石沢議員が駒込公園内のトイレの改修について質問をいたしました。あのときに「改修中です」という答えをいただきました。それで私も見てきましたけれども、今日まで、工事期間は今日までってなっているんですけども、今日完了できているんでしょうか、ということと。

ここについては、議会で何回も取り上げましたね。2年前から臭いの問題が周囲から指摘をされて、早く改修すべきだということで、ずっと言ってきた経緯があるわけですけども、壊れてから直すということではなくて、予後、事前にそれを改修する、そういう形を取っていかないと、今頃そのトイレの臭いが広く外ですするというのは恥ずかしい話だというふうに私は思いますので、その辺どうなっているのかということと。

この駒込公園のトイレについては、この公共施設等総合管理計画の中の120ページにあるんですけども、建て替え、ほかの工事により建て替えができないなどの理由があり、関係機関と調整協議を行うとともに、施設の利用状況や近隣住民の意向を考慮しながら施設の更新等を検討していきますっていう施設に位置づけられているんですけども、これは公園の整備をやるときに一緒にやるということになるんですか、ここのトイレについては。

○松平委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 駒込公園のトイレについてのお尋ねですが、まず、トイレの男子の小便器が3基故障しておりまして、そちらのほうが今週の水曜日のほうに改修が完了しております。

それから、そうしたトイレの部分について予防保全的な補修をしてはどうかというところ

でございますけれども、公園のほうで長寿命化修繕計画というのも作成しているところではございますけれども、公園施設の中でも大きな構造物については、予防保全的な対応のほう
がコスト等を踏まえると効率的というところで、そういった維持修繕をしているところ
でございますけれども、そのほかの施設につきましては、事後修繕にはなってしまいますけれども、
そうした形で対応しておりまして、また、公園のほう毎日清掃のほうは入っております
ので、不具合が出た場合には速やかに補修に入るようにしております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 毎日清掃に入っているけれども、こういう状態がもう2年以上、はっきり言えば放置
されてたということですから、そういう点では、トイレの改修っていうのは、文京区がこの
間あれですね、トイレの改修計画っていう計画を持って進めてきたわけですが、そ
れがどこかで、はっきり言って頓挫というか、したというふうに私は思っているんですけれ
ども。トイレの改修というのは本当に計画的にやっていただかなければいけないというふう
に思います。

それで、ここの駒込公園の公衆トイレですけれども、しばらく改修がされない。今回、中
の便器とか取り替え、きれいになってたりすることによって、あそこの公衆トイレそのもの
の改修というのかなり先送りなのかなっていうふうに思うんですね。であるならば、あそ
こ見てきたんですけれども、身障者用トイレっていうふうに書いてあるんですね。だけど、
ここにはバリアフリートイレというふうには書いてあるんですが、非常のときに、あそこ明
かりが点灯、明かりがついて回ったり、音が出たりするところがあるかと思うんですけれど、
もうかなりさびついてて、あそこが本当に作動するのかっていうのを心配に思って見てきた
のと。

ここがトイレですよというトイレの位置を示す看板もあるんですけども、そこももうかな
りペンキっていうか、色がはげてて、すごい分かりづらい。ただ知っている人は知っている
ということで、私も見に行ったとき、ずっと中へ入っていった方がいらっしゃったので、分
かっている人は分かっていると思うんですけれども。そうじゃなくて、緊急的に必要だと思
った方々にとっては、あのサインは非常に分かりづらいというふうに思いましたので、そこ
は改善をするべきだというふうに思います。

それで、この計画の中に、白鳥橋際公衆便所というのも入っているんですが、今、白鳥橋
が橋の架け替え工事が行われてて、あそこのトイレ使えないんですけれども、工事終わるの
は2年後、2年後の7月に終わりますっていう看板が出ているので、計画どおりにいけばそ

のとおりで、使えるようになると思うんですけども、あの公衆便所については、維持していくのか、どうするのか、みたいな対象になっているんですよね。どうするのかっていうことが出てくるんですけども、あそこって結構ドライバーさんたちとかが使っているので必要な施設だと思いますので、そこについても、きちっと工事が終わると同時ぐらいに使えるような形でやっていただきたいということと。

あと、船河原橋のところの公衆便所ですけども、あそこについても、神田川の下の方の工事をしているということで、この間ずっとあのトイレが使えないで来ているんですよ。駐輪場もあったんですけど、そこも今使えないということで。船河原橋のところも復活をしていただかないと、あの目白通りの沿線のところに公衆便所、今、全然ないわけですから、そういう点では、とても皆さん不自由しているという点では、あの2つの公衆トイレ、便所についても、どのようになるのか、お聞かせをください。

○松平委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 まず、駒込公園のトイレについてでございますけれども、今回男子の小便器3基の改修だけというところでございますけれども、公園のトイレ全体を改修する場合におきましては、あそこの駒込公園の敷地は都の史跡に指定されているところもございますので、公園の再整備の際に、都和協議しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、白鳥橋際公衆便所につきましては、現在、東京都のほうで白鳥橋の工事を行っておりますので、現在使えない状態になってございますけれども、それが終わった後は使える状態になりますので、白鳥橋公衆便所につきましても、現在、和式トイレというところになっておりますので、そこも洋式化も含めて、公衆便所のほうについては改修をかけていきたいというふうに考えてございます。

また、船河原橋際公衆便所につきましては、あちらも東京都のほうでエレベーターの改修工事ですとか、そうした部分の工事もありまして、しばらく使用ができない状況となっておりますけれども、今年度途中から、下期のほうから、そちらのほう開放されるというふうには聞いておりますので、そこから現地のほう、設計工事のほう入って使えるようにしていくような計画で考えてございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 トイレの改修については、東京オリンピック、2020東京オリンピックまでに、もう全部のトイレ改修しますということだったはずなんですけど、3か所のトイレがきれいにな

って、それ以降がなかなか進まないということですから、そういう点では、トイレがきれいというのはもう当たり前っていうふうにしていかないと駄目だというふうに思いますから、トイレの改修についても、計画をきちっと立てて、早めに進めて、改修が進むように、今どき和式のトイレなんてっていうのは、もう子どもだってもう使えないっていう状況ですから。大人ももう膝が悪くなってくると、なかなかそういうトイレも使えないということになっていくわけですから、早急にトイレの改修計画をつくっていただいて、改修進めていただきたいということをお願いしておきます。

○松平委員長 では、依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。手短に。借地における建築法規のことでお尋ねしたいんですけど。これ仮想的な例なんですけど、ある一筆の土地100平方メートルを借りて、そこに家を建てますということなんですけど、その場合に、地代は10万円なんですけれども。その場合、住宅専用地域なんで建蔽率が60%ですと。ぱんぱんに60%で建物を建てるということになるんですが、これ仮想的な例なんで、取りあえず建物は端っこに寄ってて、6割使ってて4割空いていると思っていただければと思うんですけど。

家が完成したら、確認がされて、最終的に建物完了ですよということになると思うんですが、仮にその場合に、地主さんが、その空いているところの4割の土地を使いたいから返してくれないというふうに言われた場合に、その代わり地代は割り引いて6万円にしますというふうにした場合に、その一筆の土地の中で借りている部分と借りてない部分出てくると思うんですが、その場合って、あくまでもその一筆の土地は100平米であるので、建物自体は別に既存不適格にはなりませんよねということを確認したいんですけれども。

○松平委員長 大畑建築指導課長。

○大畑建築指導課長 まず、建物を建てようとするときには、建築基準法に定められている確認申請が必要となりますけれども、その敷地については、申請をされた敷地に対して建てようとしている建物が建築基準法及び関係法令に適合しているかということを審査して、確認が下りるということになるんですけれども。その際に、敷地に関する権利関係などの民事上の内容は審査対象外となりますので、それが借地であろうが、持ってようが持っていないくてもというところはまず関係ないということになります。

それが、敷地が権利関係が仮に変わったとしても、あくまでも建築確認を下ろしてるのは100平方メートルに対しての、下ろしているという形になりますので、その40平方メートルを新たに別の敷地として建物の申請をするということになると二重使用ということにもなり

ますので、特段100平米の権利関係が変わったとしても、あくまでも基準法上の敷地はそこだという認識だと思います。

○松平委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。大変よく分かりました。通常、借地権は登記されたりしないので、公的にはそこは判断しないということで了解いたしました。別に今、その残った40平方メートルのところに何か建てようという話じゃなくて、あくまでただ地べたは地べたということで、ただ、借地の範囲から外した場合にどうなるかということをお聞きしたかったんです。ありがとうございます。

○松平委員長 では最後に、宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。手短に。田中かすみ議員にお寄せいただいたお声なんですけども、御本人の御了承もいただいているということで。今回、景観に関するアンケート調査を御協力をしていただいたということでございまして、70代の元気な御婦人だということでございます。このアンケートのコピーもいただいたということで、回答内容も出ているんですけども。

自由記述で、「この度は、「文の京」文京区人口23万6,580人の大切な行政アンケートに参加させていただき、ありがとうございました。とても楽しい時間でした。お役に立てば幸いです」というふうにおっしゃっていただいまして、本当にありがたいというふうに思ったんですけども、こうした区民の皆様の本当に御協力があって、こうしたアンケート調査も成り立っていると思うんですけども。まずはこのお言葉を聞いて、課長さん、どう受け止めますかね。

○松平委員長 村田住環境課長。

○村田住環境課長 昨年度、審議会、それから小委員会の議論でのデータとするために、区民の意向を聴くというアンケートを取ったところでございます。900名以上の方から御回答いただいております。2,500名ほど無作為で呼びかけさせていただいたところ、3割4割近くお答えいただいて、大変ありがたいことでございます。

また、そういったアンケートに参加していただいた皆さん恐らくそうだと思うんですけども、そういったお声をいただくことについては、こちらも一人一人の声をしっかり受け止めさせていただきたいというふうに思っております。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。多くの皆様に御協力をいただいたということでござい

す。本当に感謝申し上げたいと思います。

この方は、質問で、「身の回りの景観づくりについて今後やってみたい、または参加したいことはありますか」という質問に対して、その他ということで記述なんですけども、「高齢ですので、雨の日抜き、早朝6時前後100メートルぐらいのごみ拾い、数年前より続けています。早朝出勤の人を汚い道を歩かせたくないで、おはようの挨拶がすばらしいです」って、こういう記述をいただいています、本当にこうしたボランティア精神で、きれいなまちづくりをしていただいているということに感謝したいなと思ったのと、景観と言っても、こういったきれいなまちづくりという意味での、その土台の上にあるのかなということも、ある意味、再認識をしたところでございました。

質問なんですけども、こうした区民の皆様のボランティア精神で成り立っている文京区でございまして、特に今回こういったきれいなまちづくりということでごみ拾いをしていただいているということなんですけども、文京区では独自の取組として、文の京ロード、すいません、ロードサポートという事業もしていただいていると思うんですけども、これは申請していただいた団体さんになる、対象が、なるかと思います。できれば、こうしたボランティアでやっていただいている個人の方も何か顕彰していただけるような仕組みがあるといいなというふうに思っているんですけども、なかなか制度づくりは難しいかと思うんですけども。

昨年11月に、公明党の本会議の一般質問のほうで、きれいなまちづくり条例というのを制定してはどうかというふうに提案をさせていただきました。その中には、そうしたボランティア精神を持ってまちづくりに関わっている方を顕彰していくであつたりとか、また逆に、ルールを守らない方々に対しては厳しい対応もしていくといった内容も盛り込んでどうかといったことを質問させていただきましたが、改めて、こうした、今回は顕彰していただきたいといった個人の、区民の方のことについてなんですけども、そうしたまちづくり条例、きれいなまちづくり条例といったものの策定をしたらどうかというふうに改めて考えていますが、お伺いしたいと思います。

○松平委員長 武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長 今、委員からお話のありました、70代の高齢の方ということで、地域をきれいにしたいというお気持ちにすごく敬意を表したいと思いますが。環境政策課では、現在、地域美化活動として実施しているのが路上喫煙対策でございます。その一つとしては、年15回、地下鉄の駅周辺のところでマナー向上ですとか啓発事業を実施しているところでございます。

このキャンペーンの実施の際に、ボランティアの方を募集して、地域の住民の方、そして事業者の社員の方と一緒に、啓発事業ですとか、吸い殻の回収を実施しているところで、区では、地域社会の公共的な課題を、行政だけではなくて地域の人材と協力して解決していきたいと考えております。

御質問の環境政策課の事業の中には、個別の顕彰事業というのは現在設けてございませんが、区の表彰規則ですとか、感謝状贈呈要綱というものがございますので、各課の事業を通じて、区民の地域貢献活動というものを把握しながら、貢献内容を踏まえての表彰の要否というものは判断していきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 村田住環境課長。

○村田住環境課長 そういう景観の中では、そういう人々の暮らし、人々の活動というものを景観と捉えているところ、正にごみ拾い等も環境という、景観というところで、向上の活動というところというふうに捉えられることができるかと思います。

景観の中では、文の京景観賞を長らく続けておりますけれども、その中で活動部門というのがございます。これ、そういった美しいまちづくり、景観づくりに活動された方を表彰するものになってございます。それは団体での応募が多いところではございますが、一応、個人も対象となっておりまして、選考という過程があるので、必ず表彰されるというものではないんですけれども、ぜひ御応募いただいて、多くの人に知っていただければと思っております。

それから、すいません、なお現在、景観賞は、景観計画の見直しに伴って、昨年度今年度、休止しているところでございます。9年度、再開する予定で、また、その部門の在り方等も見直しているところでございますので、新たに再開する賞の応募するに当たっては、広く周知に努めていきたいと思っております。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。武藤課長も御答弁ありがとうございました。村田課長もありがとうございました。

なかなか制度としてそういった条例をつくるのは難しいかと思いますが、ぜひとも、こうしたボランティア精神で頑張っていらっしゃる多くの区民の皆様をできるだけ把握していただいて、顕彰してできるように、考えていただけたらと思います。私もまた、公明党としても、しっかり研究してまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。ありがとうございました。

○松平委員長 以上で一般質問を終了いたします。

○松平委員長 その他に移ります。

本会議での委員会報告についてです。文案の作成については委員長に御一任願いたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○松平委員長 また、本日の委員会記録については、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○松平委員長 それでは、以上で建設委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。お疲れさまでした。

午後 4時44分 閉会